

障害者グループホーム等支援事業 年 報

平成24年度版
(平成23年度事業実績)

千葉県健康福祉部障害福祉課

はじめに

障害者グループホーム等支援事業は、第三次千葉県障害者計画作成時に設置された「障害者グループホーム等のあり方研究会」での提言をもとに平成17年10月から始まり、この10月で8年目を迎えます。

この事業は、障害のある人がその人らしく地域で暮らすことができるよう、障害保健福祉圏域ごとに「グループホーム等支援ワーカー」を配置して、グループホームに入居する方の権利擁護や、利用調整など、グループホームへのさまざまな支援を行う事業として、千葉県が全国に先駆けて創設した制度です。

創設当初は、支援ワーカーの役割を地域の方々に知っていただく必要があるにもかかわらず、全ての障害福祉圏域に支援ワーカーが配置できないなど、困難も多々ありましたが、現在ではグループホーム等の「量的拡充」と「質的向上」による障害者の地域移行促進を事業目的に、県として事業体制の更なる強化を図っているところです。

また、個々の支援ワーカーにおいては、情報提供や相談対応だけでなく、障害のある人が暮らしやすいグループホーム等や地域をつくるため、研修の開催や講演も行っています。

この事業年報は、平成23年度の支援ワーカーによる活動を取りまとめたものです。多くの関係者の皆様に本事業への御理解を深めていただき、グループホーム等の量的拡充・質的充実の一助として御活用いただければ幸いです。

おわりに、この年報の作成にあたりまして、御協力をいただきました千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成24年9月

千葉県健康福祉部障害福祉課長 山田勝土

目次

第1章 事業概要

1. 千葉県の概況.....	1
(1) 人口.....	1
(2) 障害者手帳所持者数.....	1
(3) 障害保健福祉圏域.....	2
(4) グループホーム等の数.....	3
2. 障害者グループホーム等支援事業について.....	4
(1) 事業沿革.....	4
(2) 平成23年度実施概要.....	6

第2章 圏域別概観

1. 習志野圏域.....	8
(1) 圏域内概況.....	8
(2) 平成23年度の活動概要.....	8
(3) 総括.....	10
2. 市川圏域.....	12
(1) 圏域内概況.....	12
(2) 平成23年度の活動概要.....	12
(3) 総括.....	14
3. 松戸圏域.....	15
(1) 圏域内概況.....	15
(2) 平成23年度の活動概要.....	16
(3) 総括.....	21
4. 野田圏域.....	24
(1) 圏域内概況.....	24
(2) 平成23年度の活動概要.....	24
(3) 総括.....	26
5. 印旛圏域.....	28
(1) 圏域内概況.....	28
(2) 平成23年度の活動概要.....	29
(3) 総括.....	32
6. 香取圏域.....	34
(1) 圏域内概況.....	34
(2) 平成23年度の活動概要.....	34

(3) 総括.....	37
7. 海匝圏域.....	38
(1) 圏域内概況.....	38
(2) 平成23年度の活動概要.....	38
(3) 総括.....	40
8. 山武圏域.....	41
(1) 圏域内概況.....	41
(2) 平成23年度の活動概要.....	41
(3) 総括.....	43
9. 長生・夷隅圏域.....	45
(1) 圏域内概況.....	45
(2) 平成23年度の活動概要.....	45
(3) 総括.....	48
10. 安房圏域.....	49
(1) 圏域内概況.....	49
(2) 平成23年度の活動概要.....	49
(3) 総括.....	53
11. 君津圏域.....	54
(1) 圏域内概況.....	54
(2) 平成23年度の活動概要.....	54
(3) 総括.....	57
13. 市原圏域.....	58
(1) 圏域内概況.....	58
(2) 平成23年度の活動概要.....	58
(3) 総括.....	60
第3章 グループホーム講座・大会報告	
1. 第6回千葉県障害者グループホーム講座（印旛・香取圏域）.....	61
(1) 開催実績.....	61
(2) 概要.....	61
2. 第7回千葉県障害者グループホーム講座（市原・君津圏域）.....	70
(1) 開催実績.....	70
(2) 概要.....	70
3. 第8回千葉県障害者グループホーム講座（習志野・市川・松戸・野田圏域）.....	78
(1) 開催実績.....	78
(2) 概要.....	79

4. 第9回千葉県障害者グループホーム講座（長生・夷隅・安房圏域）	88
(1) 開催実績.....	88
(2) 概要.....	88
5. 第10回千葉県障害者グループホーム講座（海匝・山武圏域）	94
(1) 開催実績.....	94
(2) 概要.....	94
6. 第3回千葉県障害者グループホーム大会	102
(1) 開催実績.....	102
(2) 概要.....	102

付録

障害者グループホーム等支援事業実施要綱

第 1 章 事業概要

1. 千葉県概況

(1) 人口

人口総数	6,200,820 人 (4,223,438 人)
世帯数	2,532,604 世帯 (1,695,685 世帯)

※平成 24 年 3 月 1 日現在千葉県毎月常住人口

※ () 内は、政令市である千葉市及び中核市である船橋市・柏市を除いた数。

(2) 障害者手帳所持者数

(単位：人)

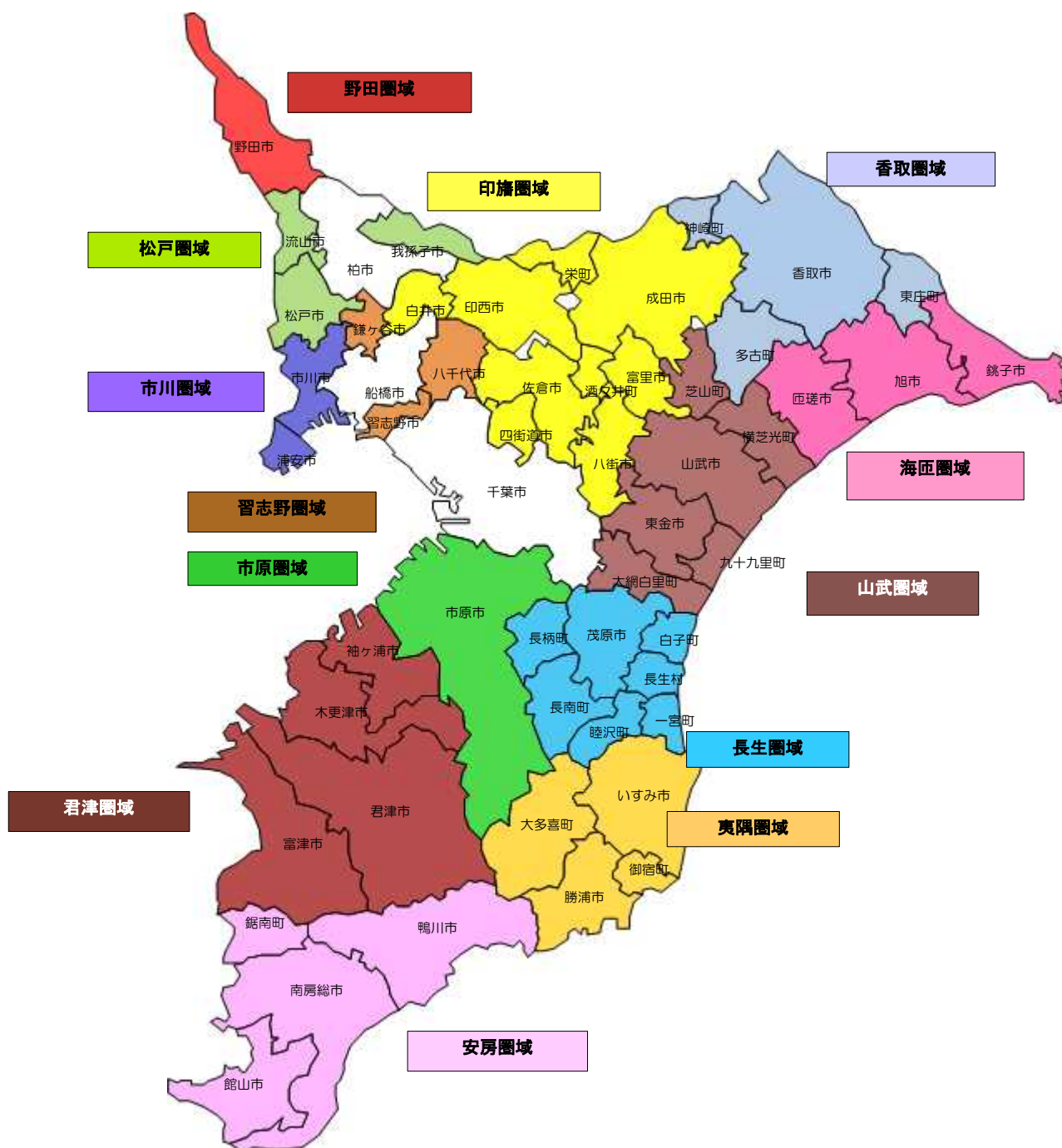
身体障害	知的障害	精神障害	計
175,197 (119,191)	32,560 (22,752)	26,087 (17,324)	233,844 (159,267)

※平成 24 年 3 月 31 日現在

※ () 内は、政令市である千葉市及び中核市である船橋市・柏市を除いた数。

(3) 障害保健福祉圏域

障害保健福祉圏域とは、千葉県内の健康福祉センター、保健所の管轄市町村に合わせて設定されており、全部で16圏域ある。県所管の圏域は、政令市である千葉市及び中核市である船橋市・柏市の圏域を除いた13圏域となる。



(4) グループホーム等の数

	圏域	グループホーム・ ケアホーム ¹			生活ホーム ²		ふれあいホーム ³		合計		
		事業所数	住居数	定員	住居数	定員	住居数	定員	事業所数	住居数	定員
1	習志野	11	29	140	0	0			11	29	140
2	市川	10	36	129	2	7			12	38	136
3	松戸	17	46	167	9	36			26	55	203
4	野田	5	13	47	0	0			5	13	47
5	印旛	21	51	237	2	8			23	53	245
6	香取	7	17	66	3	12			10	20	78
7	海匝	10	44	174	1	3			11	45	177
8	山武	10	25	134	0	0			10	25	134
9	長生	6	13	64	3	15			9	16	79
10	夷隅	5	8	50	0	0			5	8	50
11	安房	12	21	97	4	19			16	25	116
12	君津	20	104	456	6	22			26	110	478
13	市原	13	33	153	2	6			15	35	159
	小計	147	440	1,914	32	128	0	0	179	472	2,042
	千葉	21	50	244	12	49	1	4	34	63	297
	船橋	8	45	180	4	17			12	49	197
	柏	9	19	97	7	24			16	26	121
	計	185	554	2,435	55	218	1	4	241	610	2,657

※平成24年3月1日現在。

¹障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスで、共同生活を行う住居。相談や日常生活上の援助を行うものはグループホーム、入浴・排せつ・食事の介護等を行うものはケアホーム。

² 独立した生活を求めている知的障害者、あるいは家庭における養育が困難な知的障害者に居室等を提供し、社会参加の促進を図ることを目的としている。

³ 精神病院に社会的理由で長期入院をしている精神障害者や、独立した生活を希望する精神障害者に居室等を提供し、社会参加及び自立生活の促進を図ることを目的としている。

2. 障害者グループホーム等支援事業について

(1) 事業沿革

平成 16 年 7 月	<p>○第三次千葉県障害者計画において、「住まいの充実」に必要なものとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身入居の促進 ・ グループホーム等の量的拡充 ・ グループホーム等の質的充実 ・ グループホーム等への支援の強化等 <p>が挙げられたが、グループホーム制度等の充実・強化とともに、新たなタイプのグループホームのあり方を検討するため、第三次千葉県障害者計画推進作業部会の下に、官民協働の「障害者グループホーム等のあり方研究会」を設置。</p>
平成 17 年 3 月	<p>○「障害者グループホーム等のあり方研究会報告書」にて、グループホームのバックアップのあり方として、「支援ワーカー」制度を創設し、既存の仕組みと合わせた重層的なシステムを整備することが提言された。</p> <p>また、「支援ワーカー」の役割として、①グループホーム運営の透明性向上に資する第三者性を持つこと、②グループホームに対する情報センターの機能を持つ等広範性を持つことも挙げられた。</p>
平成 17 年 10 月	<p>○障害者グループホーム等支援事業創設。</p> <p>支援ワーカー配置圏域：6 障害保健福祉圏域（市川、柏、海匝、長生、夷隅、君津）、5 名</p>
平成 18 年 4 月	<p>○障害者自立支援法施行</p>
平成 18 年 8 月	<p>○「障害者グループホーム等支援事業実施要綱」（以下、要綱）改正。支援ワーカーを中核地域生活支援センター（以下、センター）に配置する、との要件を改め、センターと密接に連携を取りながら事業を実施することとした。</p>
平成 18 年 10 月	<p>○障害者自立支援法完全施行</p> <p>○支援ワーカー配置圏域：7 障害保健福祉圏域（香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津、市原）、6 名</p>
平成 19 年 4 月	<p>○要綱改正。支援対象者として、在宅障害者を追加した。また、上席支援ワーカーを配置するものとした。</p> <p>支援ワーカー配置圏域：10 障害保健福祉圏域（市川、野田、香取、海匝、山武、長生、夷隅、安房、君津、市原）、15 名</p>
平成 20 年 4 月	<p>○ 事業の重点項目の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡協議会の設置、運営

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規事業者支援、小規模事業者の支援 ・ 施設、病院、在宅等からの地域移行支援 <p>○支援ワーカー配置圏域：11 障害保健福祉圏域（市川、野田、印旛、香取、海匝、山武、長生、夷隅、安房、君津、市原）、16名</p>
平成 21 年 1 月	<p>○第四次千葉県障害者計画の中で、「グループホーム等への支援の強化」として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループホーム等支援ワーカーによる支援 ・ 入所施設の機能を活かしたバックアップ体制の強化 <p>を明記。</p>
平成 21 年 4 月	<p>○空白圏域が解消され、13 障害福祉圏域（習志野、松戸、市川、野田、印旛、香取、海匝、山武、長生、夷隅、安房、君津、市原）に21名の支援ワーカーが配置される。</p> <p>○自立支援給付費等報酬改定</p>
平成 21 年 9 月	<p>○連立政権合意により、障害者自立支援法の廃止の方針が示される。</p>
平成 21 年 10 月	<p>○グループホーム・ケアホームの対象者の拡大（身体障害者を対象者に追加）</p>
平成 22 年 2 月	<p>○第1回千葉県障害者グループホーム大会開催。</p>
平成 22 年 4 月	<p>○要綱改正。市町村との連携を密にするよう明記。また、上席支援ワーカーを廃止。</p> <p>○支援ワーカー配置圏域：13 障害福祉圏域（習志野、松戸、市川、野田、印旛、香取、海匝、山武、長生、夷隅、安房、君津、市原）、17名</p>
平成 22 年 5 月 ～23 年 1 月	<p>○県内5箇所で千葉県障害者グループホーム講座を開催。</p> <p>○第2回千葉県障害者グループホーム大会を開催。</p>
平成 23 年 2 月	<p>○要綱改正（平成23年度予算に係る事業から適用）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「量的拡充」と「質的向上」を事業目的として明文化。 ・ 事業対象者を削除（限定列举の廃止）、市町村事業との差別化。 ・ 支援ワーカーの配置方法を原則、常勤・専任とした。 ・ 支援ワーカーの公正・中立性の確保について言及。
平成 23 年 4 月	<p>○長生及び夷隅の圏域を一の圏域とみなし、12 障害福祉圏域（習志野、松戸、市川、野田、印旛、香取、海匝、山武、長生・夷隅、安房、君津、市原）に支援ワーカーを13名配置。</p>
平成 23 年 9 月 ～24 年 2 月	<p>○県内5箇所で千葉県障害者グループホーム講座を開催。</p> <p>○第3回千葉県障害者グループホーム大会を開催。</p>
平成 23 年 10 月	<p>○障害者自立支援法の改正により、グループホーム・ケアホーム入</p>

	居者への家賃助成制度が始まる。
平成 24 年 1 月 ～24 年 8 月 (予定)	○制度開始当初と比して、グループホーム等をめぐる状況が変化していることから、その質的向上・量的拡充をめぐる様々な課題を検討するため、「障害者グループホーム等あり方研究会」を設置。

(2) 平成 23 年度実施概要

① 事業実施方法

障害者グループホーム等のバックアップ体制の充実・強化を図るため、県が実施する中核地域生活支援センター事業⁴を受託する法人又は中核地域生活支援センターとの連携が的確に行われると認められ、同法人が推薦する社会福祉法人等に対し、県から事業を委託して実施した。

② 実施期間

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日まで

③ 事業者の決定

原則として障害者計画に定める障害保健福祉圏域（千葉、船橋、柏圏域を除き、長生及び夷隅の圏域を一の圏域とみなす。）ごとに 1 事業者を決定し、事業を委託した。

受託法人及び支援ワーカー名は下記のとおり。

	圏域	事業受託法人	支援ワーカー名
1	習志野	医療法人社団 啓友会	久保田 是寛（～5 月） 石塚 友子（6 月～）
2	市川	社会福祉法人 一路会	柴田 育美
3	松戸	医療法人財団 千葉健愛会	桑田 良子
4	野田	社会福祉法人 いちいの会	澤田 安識
5	印旛	社会福祉法人 愛光	松島 浩一郎
6	香取	社会福祉法人 ロザリオの聖母会	逸見 諭
7	海匝	社会福祉法人 ロザリオの聖母会	庄司 俊介
8	山武	社会福祉法人 翡翠会	石井 陽子
9	長生・夷隅	特定非営利活動法人 長生夷隅地域のくらしを支える会	藤野 友希
10	安房	社会福祉法人 太陽会	山田 明美

⁴ 中核地域生活支援センター事業・・・県健康福祉部健康福祉指導課による委託事業。福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護等の機能を併せもち、24 時間 365 日体制で行う。

11	君津	社会福祉法人 ミッドナイトミッションのぞみ会	伊藤 英樹 桐谷 陽子
12	市原	社会福祉法人 ききょう会	荒原 寛治

④ 業務内容

支援ワーカーの業務内容については、障害者グループホーム等支援事業実施要綱別表（付録参照）に定めるとおりであるが、新設事業所及び小規模事業所の運営に対する相談支援、グループホーム等事業所の新規開設に関する提案・支援、グループホーム等相互の協力体制の整備に重点を置いた活動を行った。

また、平成 22 年度に引き続きグループホーム講座（年 5 回）とグループホーム大会（年 1 回）を開催した。

⑤ 予算・決算

予 算		決 算	
〈支援ワーカーの配置〉		〈支援ワーカーの配置〉	
事業委託料	60,000,000 円	事業委託料	60,000,000 円
(1 圏域当たり 5,000,000 円×12 圏域)		(1 圏域当たり 5,000,000 円×12 圏域)	
〈支援ワーカー研修〉		〈支援ワーカー研修〉	
講師報償費	104,000 円	講師報償費	103,444 円
講師旅費	92,000 円	講師旅費	20,980 円
需用費	4,000 円	需用費	1,920 円
会場使用料	100,000 円	会場使用料	70,700 円
計	60,300,000 円	計	60,197,044 円

第 2 章 圏域別概観

1. 習志野圏域

(1) 圏域内概況

① 地域特性

習志野圏域は千葉県の北西部に位置する習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市の3市で構成される。

臨海部と内陸部に大別されるこの圏域は、都心から25～35キロメートルにあり、戦後、東京のベッドタウンとして大型団地が次々と建設され、人口が急増した地域で、現在も人口は穏やかに増え続けている。

八千代市は平成8年、都心に直結する東葉高速鉄道の開通により、新駅を中心とした宅地開発が急速に進められており、今後も人口増が見込まれる。

鎌ヶ谷市は北総大地の緑地が広がる地域であるが、鉄道3線と道路網が発達し、東京近郊都市として発展している。

習志野市は都心の近郊都市として発展しており、臨海部の埋め立て地には大型団地の他、障害者・高齢者を対象とする社会福祉法人の施設が数か所ある。

平成24年3月現在、圏域内人口は約46万人（習志野市約16万人、八千代市約19万人、鎌ヶ谷市約11万人）である。圏域内の高齢化率は低く、特に習志野市は平成23年4月1日現在で19.2%（県内47位）である。

圏域の特徴として、大規模な集合住宅と入院病床を設置する精神科病院が多い点（6ヶ所、1526床）が挙げられる。

また、3市における障害者手帳所持者数は平成24年3月31日現在で約16,160人（身体障害約12,000人、知的

障害約2,260人、精神障害約1,900人）となっており、人口1,000人当たりの障害者手帳所持者数は、約35.1人となっている。

② 統計

圏域内のグループホーム・ケアホーム設置状況（表1）としては、新規開設・増設する事業所は増加傾向にあり、平成23年度においてホーム数が16、定員が50名の増となった。これにより、グループホーム・ケアホーム数は前年度比で2.2倍、定員は1.6倍となった。

加えて、次年度にも新規開設・増設予定のホームがあり、今後は更なる増加が見込まれる。

なお、習志野圏域には生活ホームの設置はない。

表1 圏域内グループホーム・ケアホーム設置状況

種別	事業所数	住居数	定員
知的	5	9	40
精神	3	3	33
身体・知的	1	14	48
知的・精神	2	3	19
合計	11	29	140

(2) 平成23年度の活動概要

① 地域づくり

鎌ヶ谷市自立支援協議会（福祉サービス部会）より、「圏域内のグループホーム等の現状」について講師依頼があり、情報提供を行うと共に関係機関との交流を深めた。

また、複数の設置者・管理者から、「圏域内のグループホーム世話人研修会」等、圏域内ホーム間の交流・連携への要望が寄せられた。そのため、今後の交流の実現に向けた情報収集として、近隣の圏域内グループホーム等連絡協議会の総会・例会・研修会に参加した。

3市の社会福祉協議会等関係機関に対しては、今年度初めて発行された「障害者グループホーム等支援事業年報」の説明に伺い、圏域内障害者グループホームの現状を説明するとともに、連携に向け交流を深めた。

② 新規開設支援

今年度はNPO法人への増設支援（物件探し等）を1件、社会福祉法人への設立支援（職員配置の算定・シフト表案作成等）を1件行い、増設・開設が実現した。

また、親の会を主体とするNPO法人への設立支援を4件行ったが、開設・運営資金の確保等の課題があり、まだ開設には至っていない。

新規開設希望法人には、開設から運営に至るまでの手順や補助金・建築基準法・消防法の説明、職員配置シフト案作成等の他、事業所やホームの見学の機会を設けた。

今後開設を考えたいとの希望が1件あったことから、開設に関する資料一覧を情報として提供した。

③ 相談支援の事例

ア 利用者への相談支援

特別支援学校を卒業予定の知的障害児に対し、グループホーム等への入居支援

を行った。

しかし、就労への希望はあるが、生活が不規則で就職も未定であったため、グループホーム等で規則的な生活を送りつつ就労継続支援B型事業を利用し、就労への準備をすることになった。学校との連携を図り、見学・体験利用の調整・同行を行った。

体験時、コミュニケーションが苦手な本人のために、円滑な関わりが期待できる利用者を隣室にする等の配慮をグループホームにお願いした。また、家庭での経済的な支援が困難なため、入居と同時に生活保護の受給申請支援を行った。

イ 世話人への相談支援

・知的障害者と精神障害者が同居するグループホーム等における対応方法の相違について

・知的障害者の生活リズムが不規則な場合の対応について

・異性の利用者による職員への愛着行為について

等の相談を受けた。

ウ 設置者への相談支援

・今後のグループホーム等の増設にあたり、開設地域等の選択について

・グループホーム等職員研修会の開催について

・職員募集の方法について

・転居を希望する入居者への対応について

・入居者の障害特性について

・体験利用の利用料について

等の相談を受けた。

エ その他の相談支援

グループホーム等の空き情報について、保護者及び精神科病院の相談員からの問い合わせが多かった。

その背景として、主たる支援者（両親等）の体調不良・高齢化による同居の継続が困難になっていること、精神科病院からの退院の条件としてグループホーム等への入居があることが挙げられる。

今年度は、「20代のうちにグループホームの生活を体験した方が、本人が馴染みやすいのではないか」との考えで、グループホームについて保護者からの問い合わせが数件あり、説明・支援を行った。

④ グループホーム等の周知

・千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会を通じ、千葉県地域支え合い体制事業の人材育成の補助金を受けてDVD「暮らしを拓く」を作成した。この作品の制作において、シナリオ作成等に関わり、グループホーム等の開設に至る経緯を、グループホーム等支援ワーカーの関わりを含め映像化した。

・中核地域生活支援センター・なかまネット連絡調整会議にて、グループホーム等支援ワーカーの実績報告

・メンタルヘルスネットワーク定例会にて、圏域内グループホーム等の現状について説明

・千葉県中小企業家同友会障害者問題委員会にて、圏域内グループホーム等の現状について説明

・グループホーム職員研修会で「障害者グループホームにおける援助の基本」に

ついて、講師依頼を受け、研修を行った。

・グループホーム増設に向けて、建築基準法・消防法について質問があり、資料を提供した。

・次年度新規開設予定のグループホーム等が所在する、地域の自治会長及び近隣住民への挨拶の同行支援を行った。

・グループホーム等の空き情報を常に確認し、希望者への情報提供を行った。

⑤ その他

・千葉県知的障害者福祉協会グループホーム部会世話人対象研修会において、グループワークのファシリテーターを行った。（9月22日）

・平成23年度障害者グループホーム等従事者研修「サービス管理責任者フォローアップ研修」において、グループワークのファシリテーターを行った。（2月24日）

（3）総括

① 今年度の実施状況

習志野圏域に支援ワーカーが配置されて3年目となるが、今年度は年度途中の支援ワーカー交代であったため、入居希望者・保護者への支援・対応と共に、グループホーム等、行政機関、特別支援学校等、関係機関との信頼関係作りに努めた。

② 来年度への課題

ケースワーク、情報提供、講座開催、訪問等を通じ、顔の見える関係が徐々にできつつあるが、今年度を踏まえ、次年

度はより一層信頼関係を深めていきたい。

同時に、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行う事業所とも連携を進めていきたい。

また、圏域内のグループホーム等の交流を深めるため、次年度は「圏域内障害者グループホーム等設置者の集い」を開きたい。その中で世話人研修会など、これまで寄せられてきた声を実現していくと共に、課題や情報を共有していきたい。

参加している千葉県中小企業家同友会障害者委員会等において、グループホーム等の現状・今後の在り方・設立等に関心が高まっており、次年度は情報提供を更に進めていきたい。

習志野圏域での「グループホームの量と質の向上」「ネットワークの構築」を目指すとともに、ニュースの発行等を通し、支援ワーカーの活動・役割の周知活動を進めていきたい。

参考資料

- ・千葉県ホームページ
- ・習志野市ホームページ
- ・八千代市ホームページ
- ・鎌ヶ谷市ホームページ
- ・メンタル・ヘルス・ネット（八千代病院）ホームページ

2. 市川圏域

(1) 圏域内概況

① 地域特性

市川圏域は市川市・浦安市の2市で構成される。

市川市は千葉県の西部に位置し、江戸川を隔てて東京都と対峙している。都心から20キロメートル圏内に位置し、住宅都市として発展してきた。

浦安市は、東と南は東京湾に面しており、西は旧江戸川を隔てて東京都江戸川区と対峙し、北は市川市と接している。

2市ともに都心部と県内各地域を結ぶ広域交通網の集中する位置にあり、利便性が高い。

人口は、市川市が約48万人で、千葉市、船橋市、松戸市について県内4番目に多い。また、浦安市は約16万人となっている。

圏域における障害者手帳所持者数は、約19,200人(身体障害者約13,700人、知的障害者約2,800人、精神障害者約2,700人)となっている。

浦安市にあるグループホーム等は1事業所のみであり、浦安市は埋め立て地を中心に計画的に整えられたことからマンションが多く、地価も高い。そのためグループホーム等の新規開設が難しい事が考えられる。

② 統計

圏域内のグループホーム等設置状況(表1)としては、事業所数に変わりはないものの、前年度に比べて、住居数が3、定員が17増加している。

圏域内生活ホーム設置状況(表2)は、前年度に比べて住居数が1、定員が3減っている。

表1 圏域内グループホーム・ケアホーム設置状況

種別	事業所数	住居数	定員
知的	3	12	46
精神	5	16	50
知的・精神	2	8	33
合計	10	36	129

表2 圏域内生活ホーム設置状況

設置者数	住居数	定員
1	2	7

2市ともにグループホーム等の数は増えているが、圏域内・近郊からの入居希望が多く、すぐに定員となってしまう空きが少ない状況である。

(2) 平成23年度の活動概要

① 地域づくり

市川市自立支援協議会(生活支援部会)に参加し、関連協議会との関わりや情報共有を行った。

具体的には、市川市自立支援協議会 重症心身障害児サポートと連携し、イベント「どれみ♪」を開催。介助の必要な肢体不自由児の「預かり」を行った。

現在では、サービスを実施している職員からノウハウの提供等を受けることで、重症心身障害を対象とするグループホーム等の開設に繋がるような交流の場となっている。

また、重症心身障害児サポート会議に

参加し、横浜市のグループホーム等「訪問の家」についての研修報告を行い、先進的な取り組みについて情報提供を行った。

平成23年度は、前年度より行ってきた「入居者検討委員会」について、グループホーム等連絡協議会内で本格実施していく事となった。グループホーム等新規開設時のみの開催ではなく、情報共有の場として定期的に検討会を実施することとなった。

② 新規開設支援

浦安市の女性用のグループホームについて、新規開設を支援した。既にグループホームを運営している事業所による住居の増設であったが、女性の受け入れは初めての事業所であったので、他事業所の様子や人員配置についての助言等を行った。

③ 相談支援の事例

ア 利用者への相談支援

・親と二人暮らしで、福祉サービスは利用しておらず、日中は家で過ごしている。親が高齢であることから、将来的に子どものグループホーム利用を希望している、と市より相談を受けた。

グループホームへのイメージが親子とも乏しかったため、グループホーム見学の上、地域生活体験事業を利用し、グループホーム利用のイメージを持ってもらった。

本人の希望により、まずは日中活動の事業所を利用し、慣れたところでグループホームの体験利用を具体的に進めてい

く事となった。

イ 世話人への相談支援

・利用者が日中活動の事業所へ行けず、グループホームにいる事が多く心配であると相談を受けた。日中活動の事業所職員に連携を依頼し、通所できるよう調整を行なった。

ウ 設置者への相談支援

・加算や補助金の情報提供、申請についての書類や方法等の助言、県への問い合わせを行なった。

エ その他相談支援

・グループホーム入居後の支援として、グループホーム等、日中活動の事業所、関係機関（市役所・病院Dr）、グループホーム等支援ワーカーとの会議を開催。グループホーム等のみの支援とならないように、関係機関全体で本人の様子を理解すると共に、相互に連絡が取り合える関係作りの場とした。

・入居希望者に比して圏域内のグループホーム等に空きが少ないものの、空室等の情報提供やグループホーム等の見学に同行するようにしていることから、他圏域のグループホーム等への入居に繋げる事が多くなってきている。

④ グループホーム等の周知

・市川市自立支援協議会（生活支援部会）へ参加し、グループホーム講座や大会の広報（各月）

・市の担当窓口へグループホーム講座や

大会の広報を行い、参加や後援の依頼を行なった。

・「市川の地域生活支援を考える」

内容：精神科病院から退院後、グループホーム等の利用を検討している人の事例をあげ、市川市の精神保健領域の関係者が互いに課題を出し、情報共有を行う。

主催：訪問看護ステーション（ACT）

参加者：約 50 名

・浦安市 就労支援センターへ訪問。グループホーム講座や大会の広報を行った。

・卒業後の相談機関等についての説明会

内容：中核地域生活支援センターの説明と併せ、障害者グループホーム等支援事業について説明

主催：須和田の丘特別支援学校

参加者：約 20 名

⑤ その他

・市川市自立支援協議会（生活支援部会）と連携した「宿泊型サービス」のワーキングチームに参加。市、入所施設、介護事業所、宿泊型のサービスを行っている事業所で集まり、ニーズに合ったサービスの提供体制をどのように整備していくか検討する会議に参加している。

（3）総括

① 今年度の実施状況

今年度は、グループホーム講座や「暮らしを拓く」DVD 研修で、地域の人にもグループホーム等を知ってもらうための広報を行なってきた。

グループホーム講座では、多くの民生員の参加があった事が成果と言える。今後も、この繋がりを継続していけるよ

う、グループホーム講座や大会、研修の案内をし、参加を求めていく。

相談内容として、児童相談所や高等学校在学中の 18 歳未満の人についての相談があった。生活保護の手続き等、所得保障の面で対応が必要となるため、市・児童相談所と連携し支援を行なった。

② 来年度への課題

グループホーム等連絡協議会の中で、ケアホームは増えてきているが、グループホームの数が少ないという意見がでていたことから、今後は、就労移行支援を行っている事業所等に対してグループホームのニーズを伝え、新規開設に繋がるよう働きかけていきたい。

また、グループホーム講座終了後に、不動産業者から物件情報やグループホームについて問い合わせがあったので、DV Dを活用して不動産業者との関係作り・地域住民の理解のきっかけ作りを行い、グループホームに活用できる物件と開設希望の事業所とを繋げていきたいと思う。

参考資料

- ・千葉県ホームページ
- ・市川市ホームページ
- ・浦安市ホームページ

3. 松戸圏域

(1) 圏域内概況

① 地域特性

松戸圏域は、松戸市・流山市・我孫子市の3市で構成される。各市の居住人口については、平成23年10月1日時点で松戸市483,770人、流山市166,052人、我孫子市135,639人となっており、松戸市、流山市は前年に比べて増加、我孫子市は減少している。

当圏域は千葉県の北西部に位置し、東京都・埼玉県・茨城県と接している。

近年、東京のベッドタウンとして発展。都心に近く利便性が高いこと等から、首都圏の住宅都市として発展を続けている。特に松戸市は、県平均と比較しても借家に居住する世帯の割合が高く、公営住宅・UR住宅が多い。また、民間賃貸住宅に関しても単身者を対象とした集合住宅が多い。住人の流動が大きく、地価が高いため、一定の面積以上の土地の分譲は少ないのが特徴である。

流山市も首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス開通により住宅開発が進み、「都心から一番近い森の街」を目指している。流山おおたかの森駅を中心に分譲マンションが急増しているが、農地も多い。

我孫子市においては平成23年7月に行われた市民アンケートで67.1%が「我孫子市ですっと暮らしたい」と感じており、定着希望が高い。また、持家が約35,000世帯に対し、賃貸が約13,000世帯となっている。

3市における障害者手帳保持者数は、平成24年3月31日現在で約26,800人(身

体障害約19,600人、知的障害約3,770人、精神障害約3,430人)となっており、圏域内人口1,000人当たりの障害者手帳保持者数は、約34.1人である。

圏域内では、知的障害者入所施設が2箇所、身体障害者入所施設が1箇所、精神科病院が1箇所しかないことから、圏域外施設や、病院を利用している人が多い。

② 統計

表1 圏域内グループホーム・ケアホーム設置状況

種別	事業所数	住居数	定員
知的	8	17	80
精神	3	3	13
知的・精神	4	24	65
3障害全て	2	2	9
合計	17	46	167

表2 圏域内生活ホーム設置状況

設置者数	住居数	定員
7	9	36

(表1)において前年度末と比較すると、事業所数2、住居数10、定員27の増加となっている。

なお、精神障害者の受け入れが可能なグループホーム等が増えたことで、圏域及び周辺の精神科病院の退院患者の受け入れが進んできたといえるが、精神障害者保健福祉手帳保持者数を勘案すると、依然として住居数は多いといえない。

また、知的障害者の受け入れが可能なグループホーム等については、今年度増加した定員を運営法人別で比較すると、

NPO 法人や、知的障害者を対象とした通所施設を運営していた社会福祉法人が 23 名の定員増加、入所施設をもつ社会福祉法人が 4 名の定員増加となっており、在宅から移行した障害者のグループホーム等の利用が増加した。

他には、当圏域において集合住宅が多いことから、新規開設や増設はアパートやマンションを利用したものが多くの特徴である。

また、(表 2) においては、前年度と比べて設置者数 1、定員 1 の減となっている。

(2) 平成 23 年度の活動概要

① 地域づくり

ア. 松戸圏域障害者グループホーム等連絡協議会（以下、圏域連協とする）の設置

・圏域連協の目的

圏域内におけるグループホーム等の相互の協力体制を強化し、グループホーム等利用者を中心として、関係機関や地域住民が相互の連携を図ることで「だれもが、ありのままに、その人らしく暮らすことができる」地域づくりを目指すことを目的とした。

・事業内容

- i. 設置者、サービス管理責任者、世話人を対象とした研修会を開催し、入居者支援の資質の向上を図る
- ii. グループホーム等の空き室情報や入居希望者に関する情報の共有や提供を行う
- iii. グループホーム等を地域全体で支える体制を構築する
- iv. グループホーム等を利用する個人や、他の関連団体等とも交流を深める活動をする

・発足までの経緯

4 月に会長・副会長・監事・事務局を暫定的に選任。会の運営費として、平成 23 年度千葉県福祉・介護人材確保対策事業実施事業に申請し、複数事業所連携事業の補助金を受けることができた。

暫定役員と共に会の組織や活動内容を含めた概要を作り、圏域内事業所に参加を呼びかけた結果、既設の運営法人・個人が 13 箇所、開設希望法人が 1 箇所の計 14 箇所が参画することとなった。

また、家族会、中核地域生活支援センターと各市障害福祉担当課には、オブザーバーとして参加してもらうことが決定した。

なお、圏域連協への参加資格について、既設事業者に限らず、開設希望法人・個人も対象としたため、平成 24 年 3 月時点で、会員数は法人 18、個人 3、オブザーバー 7 となっている。

・年間スケジュール

5 月 12 日に第 1 回総会を行い、会則、役員の設定、活動計画、予算計画が承認された。その後、メーリングリストを作り、情報共有の効率化を行った。

9 月 18 日には交流会（バーベキュー大会）を開催。利用者に講師になってもらい、73 名の参加者を募ることができ、グループホーム等職員にとっては、他ホーム利用者と共に行う作業をとおして、日常支援を見直す機会となった。

終了後には、感想のほか、普段の支援対象と異なる障害について、どのような視点をもって利用者と係わったか、また、何を感じる事ができたか、今後どのような研修を受けたいか、などについて課

題として提出してもらった。

その結果、「できる限り他ホーム利用者と話しをして、どのような人が利用しているのか、またホームではどんな暮らしをしているのかを直接聞こうと思った。本人達の充実した生活が見えた。」といった声が聞かれた。その他、世話人たちが「グループホーム等を退出した後について」や「専門家を招いた研修」などの研修を望んでいるといったニーズを知ることができた。

11月10日、3月8日には圏域連協参加法人の代表・行政・オブザーバー（中核地域生活支援センター・親の会）の参加の下、第2回本会議を我孫子市で、第3回本会議を流山市で開催。平成23年度の事業報告や平成24年度の事業計画の検討を行った。

・圏域連協の設置による成果

この圏域連協の設置により、事業所間のつながりが形成され、経験の長い事業所や多様な事業を行っている法人が、他法人の些細な疑問点などに対応するような体制ができあがった。利用者や家族への対応、具体的な支援についても、法人を越えて、互いが支えあえるようになった。

特に、精神・知的重複障害の事例については事業所間に障害種別を越えた関係性が生まれ、退居後に適切な支援が受けられるケースも出てきた。

・グループホーム会

昨年度より研修の場として行っていたグループホーム会を圏域連協の部会として位置づけ、継続して開催した。

4月（テーマ：障害種別によるかかわり）

5月（千葉県における平成23年度障害者グループホーム政策について）

6月（補助金と助成金）

7月（就労支援との連携）

9月（余暇支援の取り組み）

10月（連携）

11月（ボランティア受け入れ）

12月（事例検討）

1月（世話人業務）

2月（世話人業務②）

3月（入居者の高齢化）を行った。

圏域内のグループホーム等の関係者を組織化し、運営費を獲得したことにより、外部講師を積極的に招くことができたことから、より内容の充実した研修となった。

イ. 市町村等との連携

・松戸市障害者地域自立支援協議会退院促進部会に参加

現在地域で生活している精神科病院の利用者に対して、日ごろの生活や直面している問題、サービスへの要望などのアンケート調査を行った。

調査の目的は、実際に地域生活をしている精神科治療受療者の意見を集計・分析することにより、退院した精神障害者が地域生活を送る上で必要とされるサービス（退院後の地域の受け皿）を把握することにある。

調査結果としては、相談支援事業の充実とケアホームの充実が必要なサービスとして求められていることが分かった。

また、精神科病院に入院している松戸市の患者について、条件を整えば退院可能な患者の実態調査を行うことで、グル

ープホーム開設のニーズについて数値を把握した。また、「退院後の生活を考えるみなさんへ」のパンフレットを作成。地域生活を送る上での身だしなみやマナーについてのリーフレットを配布した。

・松戸圏域地域移行支援事業連絡協議会に参加

柏市内の精神科病院、我孫子市の地域移行の状況、及び東日本大震災で被害の大きかった我孫子市のグループホーム等や日中活動を行う事業所などの報告を受け、情報を共有した。

また、退院後にグループホーム等で暮らす利用者の支援体制として、地域移行推進員・相談支援専門員（障害者自立支援法による指定相談事業）・グループホーム等のサービス管理責任者のそれぞれの役割について、整理の必要性を提案した。

さらに、病状が安定していても社会技能の低い精神障害者に対し、グループホーム入居のための訓練の場や、ケアホームの必要性を提言。加えて、実務者会議では、具体的なケースについて検討を行い、地域移行支援事業を利用しつつグループホームに入居したケースと、その後の係わりについて整理を行った。

・圏域連協での連携・その他

圏域連協において、各市障害福祉担当課と中核地域生活支援センターにオブザーバーとして参加してもらった。これらの活動の結果、グループホーム等の運営や開設に伴う相談が松戸市障害福祉課に入った際には、支援ワーカーへ必ず連絡が来る様な関係が構築できた。

我孫子市においては、連絡協議会への

参加を事業所に通知してもらった。また、同市の集団実地指導において、グループホーム内での支援技法や苦情解決・虐待防止などについて提言する機会を与えられた。

ウ. 新規開設支援

・支援により開設したホーム数
グループホーム・ケアホーム 4 箇所
生活ホーム（再開） 1 箇所
・具体的な支援内容

i. NPO 法人等小規模事業所について

居宅介護事業所を運営していた法人からの相談。地域の特性を不動産業者と確認しながら、物件を全て一緒に見学し、法人の運営理念を固めてもらった上で、物件の購入などを提案した。

さらに、支援ワーカーからの情報提供だけでなく、既存のグループホーム等への見学や、他の設置者からの情報も提供してもらえるよう、連絡協議会への参加も提案した。

生活ホームを休止していた設置者より、生活ホーム再開と、ケアホームの開設希望について相談を受ける。県への申請用紙だけでなく、運営や支援に必要な書類一式を提供。

また、収支の見積もりの提案と共に、直接支援の職員だけでなく、世話人に事務経験者を雇用することを法人に提言した。同時に、中核地域生活支援センターや相談支援事業所と連携を図り、不要とされた家財道具を再開した生活ホームで活用した。

ii. 社会福祉法人等大規模事業所について

マンション住人との関係作りについて、大型マンションに隣接する事業所から相談を受けたことから、地域に開かれたグループホームとなるよう、マンションの住人を世話人として雇用する事を提案。同時に、事業所の母体法人が運営する入所施設の施設長に圏域連協の副会長になってもらい、他法人が開設するにあたってアドバイスできる体制を作った。

また、他市でケアホームを運営している法人から開設について相談を受けた際には、開設時から圏域内の他事業所とのつながりを持つことで、支援のノウハウや人事などの運営について、小規模法人の相談役としての立場を担ってもらった。

その他、他市で複数の事業所を展開する法人に対しては、利用希望者が住みなれた町でグループホームを利用できるよう、圏域内での新規開設を提案し、迅速に開設できるよう、事業所と行政との関係を調整した。

また、雇用契約書等書類の雛形、整備補助事業や助成金などの開設に伴う補助金情報を提供した。

iii. 新規開設用地への誘致

自宅をグループホームとして貸し出すため、社会福祉法人と契約したいという家族に対し、相手となる社会福祉法人の了承の上、同様の取り組みをしている他の社会福祉法人から客観的な立場でその家族の不安に答えてもらった。

また、廃止となった事業所の跡地を日中活動や居宅介護を行う事業所に紹介した。実際は、不動産業者との関係が築けず、その物件は利用できなかったが、複数の不動産業者と物件探しで連携をとる

ことで、空き物件の紹介を継続して行ってもらえるようになった。

グループホーム講座においては、グループホーム等との契約について、事前に不動産業者へアンケートを行い、今後契約が可能かを調査した。また、宅地建物取引業組合と全日本不動産協会に同講座の後援と参加をお願いしたことで、支援ワーカーの存在が周知され、宅建業界が主催している不動産業者向けの研修への参加要請を受けた。このような取り組みから、グループホーム等に自宅を活用して欲しいといった相談を、昨年度に引き続き物件所有者から直接受けることができた。

② 相談支援の事例

ア 利用者への相談支援

・グループホーム内で精神症状が悪化し、約10ヶ月精神科病院へ入院したケース

入院期間が長くなったことで、本人の社会生活能力が低下。また、症状悪化時に、グループホーム近隣の家のドアを叩くといった状況から、グループホームの事業所が退院後の受け入れに不安を感じていた。しかし、利用者が「自分のグループホームに帰りたい」と希望したことから、病院ソーシャルワーカーと連携し、認定調査、日中活動の事前利用、訪問看護ステーションへの依頼などの調整を行うと共に、グループホームで暮らしながら、指定相談支援事業を利用できるよう調整した。

イ 世話人への相談支援

・精神障害を抱える生活ホーム世話人の

ケース

精神科病院のデイケア利用者で就労を希望していたヘルパー1級資格所有者が、医師、デイケアスタッフの支援の下、障害をオープンにし、生活ホームで雇用されることになった。そこで、世話人の居住圏域にある就業・生活支援センター、デイケアスタッフ、生活ホーム管理者とケア担当者会議を重ね、それぞれの支援の役割を整理した。また、同生活ホームの他職員の不安等に対し、障害特性や得意なこと、指示の出し方などを情報提供した。

ウ 設置者への相談支援

・新規開設事業所の監査準備

事業所が行ってきた支援の記録や個別支援計画の見直し等、必要書類を整備すると共に、書類の不備に対し情報提供を行った。また、実施済みの事業所から他の法人事業所へ監査についての情報提供をしてもらった。

・他事業からの情報提供

嚙下が困難な利用者を抱えるケアホームより、刻み食やペースト食をどのように工夫すべきか相談を受けた。そこで、認知症グループホーム、重度重複障害者の通所施設、居宅介護事業所等に情報を求め、ケアホームサービス管理責任者に対し、協力的な法人を紹介した。

エ その他相談支援

精神科の看護師よりグループホーム開設について相談を受ける。支援だけでなく、そこに付随する法人作り・用地探し・雇用・経理・書類整備等について説明を

行った。病院の看護師としての立場を維持したままでの開設を希望していたため、しばらくは既設のホームの相談役として係わり、制度知識やネットワークを築いた上での開設をめざすこととした。

③ グループホーム等の周知

・「施設や親元ではなく、地域の中で自分らしく暮らす人々」を支える地域住人への周知

千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会として千葉県地域支え合い体制事業の補助金を活用し、障害者が居住先としてグループホームを選ぶきっかけ等について紹介したDVD「暮らしを拓く」を作成した。どのような人がグループホームで暮らしているのか、どんな想いで暮らしているのか、また、グループホームがどのような経緯で作られたかなどを知ることにより、グループホーム入居者を身近に感じ、入居者も地域の住人であることへの理解を目的とした。3月9日には、千葉県庁中庁舎でDVDの上映やグループホーム等の利用者を支える資源を紹介する研修を開催した。

当圏域においては、DVDのロケ地となり、集合住宅を活用したグループホームや重度の障害者が利用できるグループホームを紹介。また、当圏域のグループホームで暮らす利用者に主役として出演してもらい、家族や通っている日中活動先、グループホーム、DVD制作会社との調整を行った。

・千葉県精神科作業療法研究会で、事業説明を行う（6月15日）。

・松戸市の通所施設の親の会で「グループホームの開設」について講義（12月7

日)。

・我孫子市の通所施設の職員、市内障害福祉事業者、通所者の家族を対象とした勉強会で「地域生活を考える」について講義(3月2日)。

・地域移行支援セミナー「誰のため?何のため?つながろう、地域移行に向けて」

内容:精神科病院で長期に入院する人たちの退院促進を図るため、専門家、そのパートナーたる家族・当事者を中心とした研修会

主催:千葉県・特定非営利活動法人千葉県精神保健福祉協議会

参加者:約150名

・第4回障害者の居住支援研修会「心の病を抱えて地域で暮らす方の居住支援」

内容:地域移行における先進的な取り組みを行ってきた精神科病院の退院支援チームと、その対象者を受け入れた事業所からの基調講演を受け、分科会で物件確保や地域資源について検討。

主催:松戸市(地域自立支援協議会退院促進部会)・松戸圏域障害者グループホーム等連絡協議会・サポートネット松戸(千葉県地域移行支援事業)

参加者:約140名

④その他

・千葉県知的障害者福祉協会グループホーム部会世話人対象研修会におけるグループディスカッションのファシリテーター

・平成23年度障害者グループホーム等従事職員研修にて、研修企画準備を行い、当日「利用者のアセスメント」についての進行、「世話人とのスーパーバイズ」「管

理者等との関係調整」のグループワークファシリテーター

・日本精神保健福祉士学会学術大会に参加。川崎市と江戸川区のグループホームの取り組みについて意見交換し、圏域内のグループホーム等事業所へ情報提供。

・第4次千葉県障害者計画推進作業部会のワーキンググループ「精神障害者の地域移行に関する意見交換会」に対し、当事業について情報提供した。

・千葉県運営適正化委員の主催する第三者委員研修、及び苦情解決担当者研修に参加。第三者委員の設置の必要性や苦情への対応などを圏域連協に報告し、職員への意識付けを行った。

・広島県三原市の地域自立支援協議会居住部会において、グループホーム等の空き室で入院中に地域生活体験をおこなうシステム構築について相談を受け、情報提供を行うと共に、県内の地域移行支援の取り組みを情報提供した。

・圏域内の精神科病院が精神障害者アウトリーチ推進事業を受託。事業実施におけるアドバイザーとして、退院時の居住支援等について月1回講義した。また、同事業の評価検討委員となっている。

・松戸市の精神保健福祉医療従事者を対象とした研究会、松戸メンタルネットの世話人を行う。

・障害者が民間のカルチャー教室に通いづらいついた声を受け、料理教室を毎月開催。グループホーム等の利用者にも参加してもらっている。

(3) 総括

① 今年度の実施状況

昨年度、新規開設を希望していた法人が、今年度の事業開始したこともあり、圏域内のグループホーム等の数は増えている。

年度当初の事業計画に重点事業として掲げた、圏域連協の設置について、事業所、行政の協力により達成することができた。

また、事業者が新規でグループホーム等を始める際、支援ワーカーとして幅広く情報を提供しているが、それでも事業者は不安を拭いきれずにいる。よって、圏域連協により、グループホーム制度の情報交換、スタッフ同士のつながり、新規開設の事業所と既存の事業所の連携を図った。圏域連協の部会として位置づけられたグループホーム会についても、テーマの検討や事例の提出など、昨年度以上に参加者が主体となって開催することができた。

他には、グループホーム講座、居住支援研究会を続けて行ったことにより、宅建協会や全日本不動産協会といった、他業界との連携も密になってきたと感じる。

一方、昨年度から検討していた、学生がグループホーム等で世話人業務をワークアンドスタディとして行うシステムの構築については、千葉県、東京都東部、茨城県南部、埼玉県南東部の医療福祉系専門学校、大学の教育関係者との調整が難航し、連携の困難さを感じた。

また、グループホーム等のボランティア養成講座を県健康福祉センターの後援の下計画したが、参加申込者不在で行うことができなかった。

② 来年度への課題

・圏域連協の拡大

当圏域においては、障害者手帳保持者に対してグループホーム等が少ないことから、引き続き、新規開設支援を強化し、質の高い支援が提供できるグループホーム等を増やしていく必要がある。

また、事業所数が少なく、講師を招いた研修を定期開催する事が困難である、との相談を野田圏域のグループホーム等連絡協議会より受けたことから、今年度発足した圏域連協に柏市、野田市を加えることを検討している。

現在、圏域連協では課題の共有が主となっているが、今後は、圏域連協で抽出された課題を日本グループホーム学会や千葉県障害者グループホーム等連絡協議会等、グループホーム等の各種団体と連携していく必要がある。

・利用者の権利擁護

グループホーム等は、少人数の利用者を対象に職員が1～2人体制で支援を行っていることから、閉鎖的な支援環境になりやすく、利用者本人の支援に対する訴えを拾いにくいという特性であること、さらに小規模のNPO法人等が運営している事業所において、第三者委員や評議委員を設置できていない状況等がある。

そこで、虐待防止センター（障害者虐待防止法により各市に設立）を中心として形成されるネットワークに圏域連協が入り、事業所が相互に利用者の権利擁護が行われるようオンブズマン体制を整備する必要がある。

・指定相談支援事業所との連携、及びグループホーム等の調査

平成 24 年度の障害者自立支援法の一部改正では、相談支援事業の強化が謳われている。全障害福祉サービス利用者に対し、サービス利用計画が作成されることから、グループホーム等利用者もその対象となっている。各市障害福祉担当課においては、今年度 3 月の時点でサービス利用計画作成対象者の優先順位を検討しており、指定特定相談支援事業者とグループホーム等を結びつけていく必要がある。同時に、障害福祉サービス利用者の現状をかんがみると、指定特定相談支援事業所だけで、すべてのサービス利用計画を短期間のうちに作成する事が難しく、利用者の障害の程度に応じてセルフケアプランの作成支援を行う必要も考えられる。

加えて、前述の精神障害者アウトリーチ事業により圏域内精神科病院の退院患者の増加が予想されること、在宅知的障害者が親亡き後として新たに居住の場を探していることなどから、グループホーム等の利用希望者は増加していくことが考えられる。そこで、利用希望者数の把握やグループホーム等の空き情報、そこで行われる暮らしの特色等を調査し、グループホーム等の入居相談を行う相談支援事業所へ情報提供していく必要がある。

・大規模災害への準備

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災において、当圏域も帰宅困難となる利用者がいたり、食品や日用品等の確保に事業所が苦慮したりすることがあった。更に、今後首都圏直下型地震の発生率が上がっているという報道もあり、地震発生時には千葉県内でも甚大な被害が予測される。

各グループホーム等や運営法人などで避

難訓練や利用者の安否確認等の防災マニュアル作成は進んでいるが、物資の確保、支援体制の整備、避難場所の課題、要援護者として市防災担当課への登録といった運営法人を超えての圏域全体で災害に備える準備が必要である。よって、今後は毎月開催されるグループホーム会の中で、支援現場として必要な事柄を検討し、圏域連協を通して運営法人へ共有していく予定である。

参考資料

- ・千葉県ホームページ
- ・松戸市ホームページ
- ・流山市ホームページ
- ・我孫子市ホームページ

4. 野田圏域

(1) 圏域内概況

① 地域特性

野田圏域は、千葉県北西部に位置する野田市1市のみで構成される圏域であり、人口は約16万人で県内では12番目の規模である。平成15年6月6日に東葛飾郡関宿町を編入、平成の大合併千葉県第1号となり、千葉県の最北端の自治体となった。

野田市は関東平野のほぼ中央に位置しており、東を利根川、西を江戸川、南を利根川運河によって三方を河川に囲まれている。利根川を挟んで対岸が茨城県、江戸川を挟んで対岸が埼玉県である。

近年、野田みずきの街において都市再生機構が開発を進めていることや、つくばエクスプレスの開業により東京都心へのアクセスが良くなったことから、人口は微増傾向にある。市内を東武野田線、国道16号が中心部を縦断しているのに加え、平成16年より市内どこでも100円で行ける「まめバス」が運行をしているが、郊外部に行くと公共交通機関がほとんどなく、車がないと移動が難しい環境でもある。

圏域内における障害者手帳所持者数は、平成24年3月31日現在で約6,130人(身体障害約4,550人、知的障害約930人、精神障害約650人)となっている。人口1,000人当たりの障害者手帳所持者数は、38.3人となっている。

②統計

圏域内のグループホーム等設置状況は

表1のとおりで、他の圏域と比べるとホームの設置数は少なく、利用定員の半分以上が知的障害の人を対象にしたものとなっており、昨年度に比べ、住居数は1、定員は5増えている。

なお、当圏域には生活ホームは無い。

表1 圏域内グループホーム・ケアホーム設置状況

種別	事業所数	住居数	定員
知的	3	7	29
精神	1	2	10
知的・精神	1	4	8
合計	5	13	47

(2) 平成23年度の活動概要

① 地域づくり

平成23年5月に野田圏域障がい者グループホーム等連絡協議会を開催し、事業所間の情報の共有を図った。また、世話人講座を4回、入居者の集いを5回開催し(表2参照)、企画を通して連携体制の基盤づくりを行った。他には、事業所からの要望でサービス管理責任者を主とした運営責任者の会議を行い、連携体制の強化を図った。

表2 世話人講座、入居者の集い内容

*世話人講座
・第1回世話人講座(7月7日開催)
「障がいを知ろう!①知的障害とは?」
講師:平井和夫氏
(NPO法人ホリデーラポール施設長)
・第2回世話人講座
「障がいを知ろう!②自閉症とは?」(9月26日開催)

講師：大野祐子氏

(野田市自閉症協会会長)

・第3回世話人講座

「障がいを知ろう！③統合失調症とは？」(11月22日開催)

講師：並木徹氏

(木野崎病院相談室長)

・第4回世話人講座(1月11日開催)

「障がいを持つ人の権利擁護とは？」

講師：鈴木良造氏

(野田圏域広域専門指導員)

*入居者の集い

・第1回入居者の集い(6月26日)

ーボーリングー

・第2回入居者の集い(8月28日)

ー絵手紙教室ー

・第3回入居者の集い(10月30日)

ーバーベキューー

・第4回入居者の集い(12月11日)

ーお菓子作りー

・第5回入居者の集い(2月26日)

ーカラオケーー

その他に、野田市自立支援協議会の専門部会である知的障がい者部会、精神障がい者部会に参加したほか、地域移行支援協議会や障害者就業・生活支援センターが行う地域意見交換会などの各種会議に積極的に参加していった。

② 新規開設支援

今年度開設したホームは、既にグループホームを運営している事業所による住居数の増加だけであったため、開設前による支援はほとんど行わなかった。しかし、通所事業を行う事業所に開設のアプ

ローチ(グループホーム等制度の説明や開設までの流れなどの説明)を行い、開設する動きに結びつけることができた。その他にも、開設希望者に対して、グループホーム制度の説明や開設までの流れについて情報の提供を行っている。

③ 相談支援の事例

ア 利用者への相談支援

グループホームに入居していた男性(19歳)が統合失調症の発症により他者の視線が気になってしまうことから、公共交通機関が使用できなくなり、日中活動を行えなくなってしまった。入院までの対応は必要なく、3ヶ月ほどはグループホームで日中を過ごしてもらい、安定した時期を見計らい送迎可能な事業所を探すため見学を行っていった。

しかし、本人は今まで通っていた事業所を希望したことから、その事業所に送迎をしてもらうことで利用の再開につなげることができた。

イ 世話人への相談支援

グループホーム等を訪問した際に、世話人Aから、世話人Bの入居者への対応について相談を受けた。相談をした世話人Aは、入居者から世話人Bの態度についての相談を受け、支援ワーカーに相談したものである。

相談内容から、世話人Bの態度には、入居者の呼称や業務内容など疑問に思うところがあったため、支援ワーカーから管理者に報告し、対応を依頼した。管理者は、入居者と世話人Aから話を聞き、最終的に世話人Bに確認を行ったところ、

世話人 A が話した内容は事実であったことが分かり、現在は管理者に対応を継続してもらっている。

ウ その他相談支援

遠方の障害者支援施設から支援ワーカーに連絡が入り、千葉県でグループホームを探してほしいという相談があった。詳細を確認すると、施設で利用者の対応が難しくなったことから、家族が住んでいる野田圏域内で入居先を探しているとのことであった。

野田に帰省した本人と家族に面談を行い、今後の意向を確認すると、本人達も施設からの退所を望んでいることから、グループホームへの入居調整を行った。

圏域内には空室がないため、松戸圏域や柏市、さらには他県である春日部市、草加市、越谷市と様々な事業所に確認した。その中で、柏市内にあるホームに空室があることが分かり、見学や体験入居を通して、正式な入居まで結びつけることができた。

④ グループホーム等の周知

ア 広報誌「“ホーム”ズ」の発行

野田圏域独自の広報誌を隔月で発行した(第19号～24号)。グループホーム等の様子を知ってもらう「ホーム自慢コーナー」や入居者の集いの報告などを記事にすることで、圏域の様子を周知することを目的とした。広報誌は、県内、県外(主に埼玉)を合わせて毎回1,600部を発行している。

イ 家族に向けた研修会

グループホーム・ケアホーム制度の周

知活動として研修会の依頼が2件あり、講師として研修に参加した。我孫子市自閉症協会は他圏域になるが、広報誌を読んでもらえたことから依頼につながった。

・研修講演1

「グループホーム・ケアホームについて」

内容：制度、圏域内状況等の説明

主催：野田特別支援学校PTA文化研修部

・研修講演2

「グループホームの現状と入居者の生活について」

内容：制度、具体的なホームの生活についての説明

主催：我孫子市自閉症協会

(3) 総括

他圏域に比べるとグループホーム等の数は少なく、また1市1圏域ということから、圏域の面積も小さく、活動が行いやすい。その利点を生かし、今年度はグループホーム等への訪問を心がけた。入居者・世話人・設置者等、顔が見える関係を築いていくことで、世話人の事例にもあるような相談へとつながっていったと思う。その点で、訪問を行えるのは支援ワーカーの特性でもあり、重要性をとっても感じている。

運営面で安定した法人がグループホーム等を開設しているのも、相談件数に関しても、他圏域に比べるとあまり多くはない。そのため、今年度は世話人講座や入居者の集いなどのイベントを増やした。どちらも好評だったため、次年度も継続して開催していきたい。

今後の課題として、グループホーム等

のつながり強化が挙げられる。世話人講座や入居者の集いを通して地域づくりの基盤は整ってきていると感じているので、次年度は野田圏域連絡協議会の動きを活発にしていくとともに、隣の松戸圏域とも研修体制の強化を図るなど、連携体制の更なる強化を心がけていきたい。

参考資料

- ・千葉県ホームページ
- ・野田市ホームページ

5. 印旛圏域

(1) 圏域内概況

① 地域特性

印旛圏域は、千葉県北部中央に位置し、東京都心から30～70km圏に属しており、利根川をはさんで茨城県と隣接している。

当圏域は、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町の7市2町で構成される非常に大きな圏域で、総面積は691.6平方キロメートル。印旛沼の干拓地や利根川流域は水田地帯となり、大地には畑作地帯が広がっている。

交通面では、圏域内にJR線・京成線・北総開発鉄道・成田スカイアクセス線が走っており、千葉、東京を起点に成田をつないでいる。東京のベッドタウンとして開発が続けられ、従来の農村型社会から都市型社会へと大きく変貌している。

圏域内人口は70万6千人、65歳以上の高齢者人口は県平均の21.5%より1.7%低い19.8%となっている。

また、障害者手帳保持者数は、平成24年3月31日現在で24,470人（身体障害18,300人、知的障害3,170人、精神障害3,000人）となっており、人口1000人当たりの障害者手帳保持者数は、約34.7人となる。

② 統計

圏域内の障害者グループホーム・ケアホーム・生活ホーム（以下グループホーム等）の数は表1・表2のとおりであり、グループホーム・ケアホームについては、平成22年度末から比べると住居が9増え、

定員が44人増加している。

増加の主な要因として、知的障害を対象としている既存の運営法人が住居を5、定員を19人増やしていることが挙げられる。同一法人の日中活動施設等の利用者が、グループホームの設立を機に入居に結びついたことが大きい。

表1 圏域内グループホーム・ケアホーム設置状況

種別	事業所数	住居数	定員
知的	11	34	149
精神	2	4	25
身体・知的	1	3	14
知的・精神	5	6	29
3障害全て	2	4	20
合計	21	51	237

表2 圏域内生活ホーム設置状況

設置者数	住居数	定員
2	2	8

精神障害を対象としている運営法人では、今年度から事業を開始した法人もあり、福祉ホームからの移行も合わせて3住居・20人増となっている。地域からの受け入れも進んでいるが、同一法人の精神科病院を出た後の入居や福祉ホームからの移行という形も含まれている。いまなお、在宅の利用希望者を受け入れることに関しては、狭き門である。

グループホーム等の住居の形態は、戸建タイプ、アパートタイプ、新規にグループホーム用に建設したタイプが挙げられる。長く運営しているグループホーム等は、戸建タイプ（改修舎）が多い。ま

たアパートタイプを利用している事業所は圏域内に3箇所ある。

新しく事業を開始した法人は、既存住宅ではなく、グループホーム用に新規に建設する形が増えている。圏域全体では51住居のうち11住居がグループホーム等用に建てられた住居である。建築基準法や消防法への準拠・対応の難しさが影響していると思われる。また、この問題は新規開設が進まない大きな要因の一つにもなっている。

なお、生活ホームの住居、定員に変化はなく、入居者の高齢化が進んでいることが課題としてあげられる。

(2) 平成23年度の活動概要

① 地域づくり

ア. 市町村等との連携

・市町村との連携

昨年に引き続き、印旛、香取圏域で第6回障害者グループホーム講座を開催した。震災を踏まえ、テーマを災害への備えとした。グループホーム等と市町村や地域住民との連携の必要性を発信した。

開催前の準備、広報については各市町を直接訪ね広報の協力と出席を依頼し、開催地の成田市には講座内の登壇者として協力してもらった。

その他、グループホーム等が少ない市町には、優先して研修の広報を行った。また、出来る範囲で民生委員・児童委員への広報を行った。

年度中には、家賃補助に関わる制度の改正があったことから、圏域内の全市町に連絡をとって現状を把握した。印旛圏域内は個別給付を除いた部分の補助額は

上限20,000円の半額となった。しかし、運営費補助については、全ての市町の足並みが揃っていないため、次年度以降の調整をお願いしている。

・佐倉市障害者自立支援協議会

昨年度から引き続き生活支援部会に出席しており、グループホーム等を含め障害者が地域で生活する上で必要なことについて検討を行った。

また、精神部会から、支援ワーカーの立場から精神障害者のグループホーム生活の実情や課題を説明して欲しい、と要望があった。出席はできなかったが、文章・レジュメを作成し、報告した。

・酒々井町・栄町地域自立支援協議会

障害福祉担当や委託の相談支援事業所から障害福祉サービス合同説明会への参加依頼があった。グループホーム等支援事業の説明、利用等の相談会を行った。(7月16日、10月30日)

・印旛メンタルサポートネットワーク連絡会

昨年度に引き続き委員として出席した。地域移行支援事業のケースについて検討と情報の共有を行った。その中で、退院後、地域で暮らす一つの方法としてグループホーム等利用の意向が多く聞かれた。しかし、圏域内では数が足りず、グループホーム等へ移行を検討したケースのほとんどが圏域外の事業所と調整することとなった。

また、地域移行対象者には、グループホーム等の利用が有効かを判断する機関が必要ではないかと議論もあった。

イ. その他

今年度は、印旛圏域障害者グループホーム等世話人の集いを3回開催した。テーマは震災を踏まえたものと世話人の業務の身近な課題に沿ったものとした。

・「災害に対する備え」(5月31日)

講師：佐倉消防署・救急隊

参加者：27名

内容：震災時のグループホーム等の状況や県内の被災状況について情報を共有する。その上でDVDの上映と、AEDの使用方法について演習を行い、災害や緊急時の備えについて学んだ。また、災害対策用品の展示、災害への備えについてパンフレットを配布した。

・「食品衛生・食中毒について」(7月20日)

講師：印旛健康福祉センター健康生活支援課 副主幹 秋山公一氏

参加者：26名

内容：DVDを活用し、食中毒についての基礎知識や食中毒が起こった際の対応等を確認した。また、日頃の業務の確認をし、食中毒早見表を事業所に配布した。

・「食事と栄養管理について」(1月16日)

講師：社会福祉法人愛光 管理栄養士 金森 千晶氏

参加者：28名

内容：「肥満傾向の利用者が多く、食事の提供について悩んでいる」という相談が複数あったため開催した。バランス良く栄養を取ることを心がけるよう話があり、困った時の簡単レシピを紹介してもらった。また、日頃の業務の疑問点等を出してもらい、参加者で共通理解を図った。

②新規開設支援

今年度、支援により新規開設に至った法人はない。しかし、障害者グループホーム講座で新規開設をテーマに取り上げたこともあり、開設に関する相談が増えた。個人から2件、家族会から1件、法人から7件の相談を受けている。地域の内訳としては、

・八街市内：法人2件(社福・NPO)、個人1件

・白井市内：法人1件(NPO)、個人1件

・佐倉市内：法人1件(社福)と家族会1件(精神)

・富里市内：法人1件(社福)

・四街道市内：法人1件(NPO)

・圏域外：法人1件(NPO)

現在、圏域内では唯一、白井市内にグループホーム等がない。しかし、勉強会や講座が家族や法人のニーズを刺激し、新規開設の相談が上がってきている。次年度以降、関係者も含めた開設への活動が本格的に始まる予定であるため、支援ワーカーとして具体的な支援や考えを伝えていきたい。

③ 相談支援の事例

ア 利用者への相談支援

・グループホーム等への訪問時や電話で、利用者から「ホームから出て単身生活をしたい。結婚をしたい。仕事をしたい。お金を自由に使いたい。世話人の言動がきつい。」との相談を受けた。その際は、本人、家族、グループホーム管理者、市町障害福祉担当課や相談支援事業所と情報を共有し、本人の思いを尊重しながら

対応した。

イ 世話人への相談支援

・訪問時に「障害特性が分からず、どのように対応したらいいか分からない、他のホームはどのように対応しているのか。食事の対応はどうしているのか。」との相談があった。管理者と相談し、障害特性に応じたホーム内研修を行い、世話人の集いでもテーマとして取り上げた。

ウ 設置者への相談支援

・職員配置や運営規定、家賃の設定方法、国保連への請求方法について、制度上の相談があり対応した。(外泊、入院時の加算の対応など)

・利用者の障害特性(高次脳機能障害や発達障害等)の理解について管理者からも相談があったため、研修会を開いた。

・グループホーム等利用者の性的な問題行動への対応について相談が複数あった。親・関係者・市町にも入ってもらい対応した。

・日中活動事業所や職親とグループホームの関係について調整して欲しいという相談に対して、市町と協力して対応を行った。

・「グループホームで提供している食事サービスを改善したいため、他事業所の食事サービスを知りたい」との相談には、現状調査、見学の対応をした。

エ その他相談支援

・圏域内の市町障害福祉担当課、児童相談所、相談支援事業所、精神科病院、特別支援学校教諭等からのグループホーム

等の空きに係る問い合わせには、情報を提供している。但し、空きを教えるだけではなく、ケースの状況を把握してから最適な情報を提供するように心がけている。

また、今後の支援に関してグループホーム等を知ってもらうため、見学等を企画し、同行した。

④ グループホーム等の周知

ア 勉強会の開催

勉強会の開催依頼を受けて、グループホーム等に関する事業の周知を図った。

・「グループホーム・ケアホームって何？」
(7月12日)

内容：知的障害児の保護者が対象。将来、子どもが生活する場の一つであるグループホーム等の基礎について、勉強会を行った。

主催：相談支援事業所「座ぐり」(白井市)
参加者：25名

・「グループホーム・ケアホームとは？」
(2月18日)

内容：日中活動利用者の保護者を対象にグループホーム等の基礎的な勉強会を行った。

主催：さくら風の村とんぼ舎保護者会
参加者：約30名

・「生活の一つの場のグループホームと地域での相談窓口について」(3月10日)

内容：施設を退所後、生活の場の一つとしてのグループホーム等について基礎的な勉強会を行った。あわせて相談支援事業とその利用方法を伝えた。

主催：千葉県リハビリテーションセンター更生園

参加者：11名

イ 第3回千葉県障害者グループホーム大会の開催

『「グループホームの充実を目指す」～実践・アイデアを共有しよう～』と題し、大会を開催した。実行委員として企画、運営に携わった。

千葉県第4次障害者計画では、「グループホーム等の量的拡充と質的充実」を目標としている。入居者の生活の質を考えることで、質的充実への理解・向上を目指すことができると考え、全国的な取り組みや千葉県における実践について報告し、情報共有を行った。

主催：千葉県・千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会

共催：千葉市

参加者：379名

ウ その他

・千葉県知的障害者福祉協会 グループホーム部会 世話人対象研修会（ファシリテーターとして参加）（9月22日）

・平成23年度障害者グループホーム等従事職員研修（ファシリテーターとして参加）（2月24日）

・第7回～10回千葉県障害者グループホーム講座（スタッフ）

・DVD「暮らしを拓く」を活用した研修会（スタッフ）（3月9日）

・グループホームサービス管理責任者のあり方及び育成のための研究会（障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・出席）（1月9日）

・印旛メンタルサポートネットワーク連

絡会（地域移行支援事業・月1回）

・佐倉市自立支援協議会 生活支援部会（隔月）

・印旛広域福祉圏域 中核地域生活支援センター圏域会議（2回）

・印旛広域福祉圏域 中核地域生活支援センター「すけっと」連絡調整会議（1回）

（3）総括

① 今年度の実施状況

圏域内の活動として、第6回グループホーム講座と計3回の世話人の集いを開催した。今年度は、圏域内だけではなく、支援ワーカー全体での動きに重きを置いた活動となったため、設置者会等は開催できなかった。

② 来年度への課題

・設置者会、連絡協議会の開催について
今年度できなかった地域づくりに早急に着手したい。事業所にアンケートを行い、世話人の集いのあり方やテーマ、地域や事業所の課題、支援ワーカーへのニーズ等の把握を行う。また、事業所の声をもとに設置者会の開催や連絡協議会の創設を急ぐ。

・合同研修の開催

障害者自立支援法の改正により、利用者支援の形が変わり、障害者虐待防止法も施行される。

そのような変化に対して、グループホーム等事業所の研修会を検討する。その際、相談支援事業所等との合同の開催を検討している。

・「地域を拓く」を活用した研修会の開催
グループホーム等を増やし、利用者が

地域で充実した生活を送るためにも、地域住民の理解が不可欠であることから、今年度作成したDVD「地域を拓く」を活用し、グループホーム等や障害に対する理解を進めていく。まずは、各市町を通じて民生委員・児童委員へアプローチをしていきたい。

参考資料

- ・千葉県ホームページ
- ・成田市ホームページ
- ・佐倉市ホームページ
- ・四街道市ホームページ
- ・八街市ホームページ
- ・印西市ホームページ
- ・白井市ホームページ
- ・富里市ホームページ
- ・酒々井町ホームページ
- ・栄町ホームページ

6. 香取圏域

(1) 圏域内概況

① 地域特性

香取圏域は千葉県北東部に位置し、香取市、神崎町、多古町、東庄町の1市3町で構成されている。4市町を合わせた人口は約12万人である。

いずれの市町も平成23年3月の東日本大震災では液状化、断水、建物損傷等の被害があり、香取市では平成24年3月現在、約30世帯70名が仮設住宅での生活を送っている。

圏域内には、利根川に沿う形でJR成田線が通っているものの、交通の便は十分とは言えない。グループホーム等へ入居の際は、日中通う場所の確保とともに、どのようにして通うかについても大きな課題となっている。

圏域における障害者手帳所持者数は、平成24年3月31日現在で約5,070人(身体障害約4,000人、知的障害約740人、精神障害約330人)となっており、人口1,000人当たりの圏域内手帳保持者数は約42.3人となっている。

② 統計

平成23年度において新規開設ホームは無く、グループホーム・ケアホーム・生活ホームのいずれも平成22年度と同様の数字となっている。

また、表1にもあるように、精神障害者を主対象としたグループホーム・ケアホームは1ヶ所しかなく、精神障害者は、知的障害者も対象としている事業所や生活ホームを利用するしかない状況である。

表1 圏域内グループホーム・ケアホーム設置状況

種別	事業所数	住居数	定員
知的	2	6	26
精神	1	1	4
知的・精神	4	10	36
合計	7	17	66

表2 圏域内生活ホーム設置状況

設置者数	住居数	定員
3	3	12

(2) 平成23年度の活動概要

① 地域づくり

ア 香取障害者支援センター主催の会議

香取圏域では、グループホーム等連絡協議会は設立せず、香取障害者支援センターが呼びかける形で、設置者の集まり、世話人の集まり、利用者交流会をそれぞれ開催した。

・設置者の集まり

各グループホーム等の管理者・サービス管理責任者、相談支援事業所を対象に年4回(4月、7月、9月、2月)開催。

「防災」「補助金」「家賃補助」等をテーマとして情報提供・意見交換を行った。

2回目の設置者の集まりでは、県のグループホーム担当者に来てもらい、直接意見交換の機会を作った。

また、グループホーム等の運営者だけでなく、新規開設予定者にも声をかけ、参加してもらった。

・世話人の集まり

世話人を対象に年6回(偶数月)開催。取り上げたテーマは以下の通り。

i. 防災について

- ii. 衛生管理（食中毒）について
- iii. 世話人のメンタルヘルスについて
- iv. 世話人間の引継ぎ・申送りについて
- v. インフルエンザ等の体調管理について

集まりの回数を重ねることで、事業所の枠を超えた世話人同士の交流ができています。

ただ、障害種別・定員数・抱えている課題など、グループホーム等によって異なるため、特定のグループホーム等が対象とならないよう、テーマを設定している。

- ・設置者・世話人合同会

設置者の集まり、世話人の集まりのうち1回は設置者・世話人合同会として2月に開催した。

「利用者との関わりについて」をテーマに、千葉県相談支援アドバイザー派遣事業により講師に来てもらい開催した。

- ・利用者交流会

圏域内グループホーム等入居者を対象とした利用者交流会（芋掘り）を10月に開催した。

世話人の集まり同様、毎年開催することで、グループホーム等の枠を超えての交流ができていますが、まだまだホーム単位で行動しているケースも多く、本当の意味での交流にはなっていないという現状である。

イ 市町村との関わり

- ・香取市地域自立支援協議会

香取市地域自立支援協議会地域生活支援部会委員として、交通に関するアンケート調査、香取市内のトイレマップ作製

に取り組んだ。

第6回グループホーム講座開催後は、開催報告とともに、災害時要援護者避難支援制度についての説明を行った。

- ・東庄町民生児童委員定例会

東庄町民生児童委員定例会において、障害者グループホーム等支援事業および、障害者グループホーム等についての説明を行った。

② 新規開設支援

今年度、開設したグループホーム等は無かったが、平成24年4月の開設に向けての開設支援を行った。NPO法人の設立から関わっている事業所は2ヶ所あり、申請書類については作成した雛型を参考にしてもらった。

主な支援内容は以下の通り。

- ・NPO法人の設立支援
- ・グループホーム等事業申請の支援（書類作成、書類申請の同行など）
- ・入居に関する支援（重要事項説明書、契約書等の作成支援）
- ・既開設事業所との関係作り

また、具体的な新規開設の動きにはなっていないが、

- ・グループホーム等の運営までの流れ
- ・補助金に関すること
- ・サービス管理責任者の要件について
- ・入居人数それぞれの収支のシミュレーション

・職員配置（設置基準）について等についての情報提供を行っている。

③ 相談支援の事例

ア 利用者への相談支援

利用者に対して、以下の情報提供を行った。

- ・働きたいと思っている利用者に対して障害者就業・生活支援センターの紹介
- ・「健康教室などがあれば紹介してほしい」という利用者に対して、市内のサークルの紹介
- ・一日中グループホームで過ごしている利用者に対して、食事会（調理実習）の誘い。

イ 世話人への相談支援

世話人の集まりの中で、食中毒に関する情報が入ってこないという意見があったため、食中毒注意報・警報が発令された際には、圏域内メーリングリストや定期訪問を通じて情報提供を行った。

また、通所先に弁当を持っていくグループホームの世話人からは、夏場に弁当を持っていくことへの不安の声が聞かれた。そのため、通所先にその旨を伝え、夏場は冷蔵庫で弁当を管理してもらう事となった。

ウ 設置者への相談支援

県内のグループホームで生活をしている妹に自分の事業所の利用者を会わせたいのだが、まずは支援ワーカーが間に入り、連絡を取ってほしいと相談がある。そこで、支援ワーカーが日程調整した上、ホーム同士で連絡を取ってもらい、無事に会う事ができた。

その他、家賃補助に関する情報提供、NPO 法人の役員登記に関すること、歳末

たすけあい助成に関する情報提供などを行う。

エ その他相談支援

グループホーム等への入居希望者や、グループホーム等に関心のある人やその家族に対して、グループホーム等の説明や見学を行う。

特別支援学校生から、卒業後の住まいについて相談があった。圏域内には利用できるグループホーム等がなかったため、他圏域の支援ワーカーと連携を取り、入居につなげる。

④ グループホーム等の周知

ア 広報誌の作成

広報誌「Good Home」を毎月発行し、グループホーム等・日中活動事業所・入所施設・相談支援事業所・特別支援学校・市町村・社会福祉協議会等に配布した。また、圏域内の相談員など、訪問できない所については郵送している。

グループホーム等での生活の様子や、支援ワーカーが行なっているイベントの報告を行うことで、障害者グループホーム等及びグループホーム等支援事業の周知を図った。

イ ホームページによる周知

香取障害者支援センターのホームページ (<http://www.rosario.jp/katori-s/>) を定期的に更新し、広報誌「Good Home」のバックナンバーを閲覧できるようにしている。

ウ 東総地区自閉症協会グループホーム勉強会

海匝圏域の支援ワーカーとともに、東総地区自閉症協会グループホーム勉強会を5回開催する。

「知的障害で自閉症を持つ我が子がグループホームで生活出来るのか？」をテーマに、意見交換やグループホーム見学などを行った。

⑤ その他

ア 震災後の対応

平成23年3月11日の東日本大震災以降は、グループホーム等を重点的に回り、状況把握に努めた。瓦が落ちる、壁にひびが入るなどのホームはあったものの、大きな物的損傷はなく、怪我人もいなかった。

3月20日以降は飲料水が手に入ったため、断水中の生活ホームや、備蓄用として飲料水を必要としているグループホーム・ケアホーム、さらには香取市社会福祉協議会に配った。

その後、大量に手に入ったポリタンク(200)を希望するグループホーム等に配った。

(3) 総括

成田市で開催した第6回障害者グループホーム講座では、災害時における地域とのつながりについて考えた。本講座をきっかけとして、東庄町民生児童委員定例会で話す機会を作ることができたが、引き続き、民生児童委員を始めとする地域の人々との関係作りに尽力したい。また、講座の中で出てきた災害時要援護者

避難支援制度についても、グループホーム等入居者が活用できるよう各市町に働きかけていく。

今年度は、実際に開設したグループホーム等は無かったが、平成24年4月開設に向けての支援を重点的に行った。既存の事業所については、引き続きスムーズな事業運営ができるようサポートしつつ、新たな開設についても支援・提案をしていく。

また、香取圏域のグループホーム等の課題として、精神障害者を対象としたグループホーム等が少ない事が挙げられる。

来年度は、精神障害者へサービス提供している事業所や精神障害者親の会との関係を深め、精神障害者が利用できるグループホーム等の整備を進めたい。

参考資料

- ・千葉県ホームページ

7. 海匝圏域

(1) 圏域内概況

① 地域特性

海匝圏域は銚子市・旭市・匝瑳市の3市で構成され、圏域内の人口は、銚子市約7万人・旭市約7万人・匝瑳市約4万人となっており、年々減少の一途をたどっている。銚子市は、成田線と総武本線のJRの終着駅で、市内には銚子電鉄が運行されており、千葉交通バスと合わせて交通機関が整備されている。

旭市は、東西にJR総武本線が運行され、市内には千葉交通バスと街中を循環するコミュニティバスが運行されている。

匝瑳市も東西にJR総武本線が運行され、街中を匝瑳市市内循環バスと千葉交通バスが運行されている。

3市の障害者手帳保持者数は、平成24年3月31日現在で約7,560人(身体障害約5,800人、知的障害約1,060人、精神障害約700人)となっており、人口1,000人当たりの障害者手帳保持者数は約42人となっている。

② 統計

表1 圏域内グループホーム・ケアホーム設置状況

種別	事業所数	住居数	定員
知的	2	8	29
精神	2	4	15
知的・精神	4	15	54
3障害全て	2	17	76
合計	10	44	174

表2 圏域内生活ホーム設置状況

設置者数	住居数	定員
1	1	3

グループホーム・ケアホームについては、平成22年度に比べ、4住居、15定員の増加となった。内訳としては、知的障害を対象とするグループホーム・ケアホームが1住居、4定員増、知的・精神障害を対象とするものが1住居、4定員増、3障害全てを対象とするものが2住居7定員増となっている。

圏域の生活ホームについては、平成22年度と全く同じ状況である。

(2) 平成23年度の活動概要

① 地域づくり

ア 千葉県グループホーム等連絡協議会海匝地区

圏域内のグループホーム等設置法人及び新規開設予定法人を対象とした、千葉県グループホーム等連絡協議会海匝地区の事務局として活動を支えている。圏域内の事業者間の連携を強化すると共に、圏域内で抱える問題について市町村へ要望書等を提出している。平成23年度中に海匝地区の市町村へ提出した要望書等の内容は以下の3点である。

- ・旭市障害者グループホーム等入居者家賃補助制度への要望書
- ・地域防災計画要望書
- ・グループホーム等入居者の災害時要援護者登録

また、定期的に設置者会(年2回)、世話人の集まり(年6回)、入居者・世話人交流会(年2回)を開催している。

イ 銚子市地域自立支援協議会居住部会
銚子市地域自立支援協議会居住部会において、銚子市内の地区民生児童委員定例会に平成 22 年度から引き続き参加している。民生児童委員との意見交換では、認知症対応グループホームとの区別ができていない事により、大きな建物が建設されてしまう、との不安を訴える委員もいた。

ウ 新規開設支援

開設を支援したグループホーム・ケアホームは 6 ホームになった。具体的な支援内容は、以下のとおり。

- ・未開設法人への訪問による情報提供
- ・グループホーム等勉強会の実施
- ・グループホーム等への見学同行
- ・グループホーム等開設委員会の設置
- ・県申請への同行
- ・補助金等の情報提供
- ・不動産物件の紹介等

② 相談支援の事例

ア 利用者への相談支援

施設の受け入れが難しく、精神科病院への入院対象にならないが、万引き行為を繰り返す入居者への支援。本人の欲求や衝動的な行為を抑制する事が難しいため、本人の気持ちを聞き取りながら、再犯しない体制を調整している。

イ 世話人への相談支援

「世話人はどこまで業務をするべきなのか迷っている」との相談から、千葉県グループホーム等連絡協議会世話人の集まりを活用し、世話人同士で話し合いを

持ち、気づいてもらう機会を設けた。

ウ 設置者への相談支援

圏域内 10 法人のうち 7 法人のグループホーム等運営会議に外部委員として参加し、設置者からの相談を毎月受けている。

初めての監査への対応方法や既存のグループホーム等と同一敷地内で隣接して開設をすべきかどうかなどの相談がある。

エ その他相談支援

- ・テナント所有者より、空きテナントのグループホーム等への活用について相談。
- ・広域専門指導員と障害理解の啓発方法について相談。
- ・事業者間や家族と事業者・相談事業者間でトラブルがあり、第三者として関わるよう依頼があった。
- ・津波で被災した家族より、将来グループホーム等に活用できる住宅建設について相談。

③ グループホーム等の周知

- ・ホームページの開設

海匝圏域のグループホーム情報が閲覧できるホームページを管理している。

(<http://www.rosario.jp/gh/kaisou/index.htm>)

- ・千葉県立八日市場特別支援学校進路学習会

内容：グループホームの概要、生活について

主催：八日市場特別支援学校

対象者：高等部生徒及び小・中・高等部保護者、職員

参加者：100 名

・東総地区自閉症協会 グループホーム等勉強会

内容：将来の生活について

主催：東総地区自閉症協会

・城西国際大学福祉教育センターニューズレターの原稿協力

内容：千葉県のグループホームについて

発行元：城西国際大学

・海匝 3 市の市民行事においてグループホーム等啓発活動を年 3 回実施

内容：グループホームの周知、障害の理解をすすめる啓発活動、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の周知

主催：障害の理解をすすめる会

④ その他

・仙台市グループホーム・ケアホーム連絡会による海匝地区グループホーム視察への協力

内容：高齢化した入居者の支援方法について

・日本グループホーム学会の海匝地区グループホーム被災状況視察について協力

・千葉県知的障害者福祉協会グループホーム・ケアホーム世話人研修会

主催：千葉県知的障害者福祉協会

(3) 総括

年度当初は、東日本大震災後、液状化や津波の被害の影響が残り、グループホーム等の移転や修繕の情報提供・調整をする機会が多かった。

その後は、再び起こる災害対策として、千葉県グループホーム等連絡協議会海匝地区の設置者と連携して、地域防災計画

の見直しやグループホーム等入居者の災害時要援護者登録制度への要望を市町村へ伝え、グループホーム等が災害時に孤立しないための環境・組織づくりを行った。

平成 24 年度は、新規グループホーム運営法人が 2 法人増える予定で、1 法人については、障害者グループホーム等支援事業が開始された当初から開設の働きかけをおこなっていた法人であり、6 年半にわたる当事業の成果が上がってきている。

来年度の課題は、千葉県グループホーム等連絡協議会海匝地区の各集まりを関係者が主体的に行っていけるように組織化していく事である。

広域専門指導員と連携して、グループホーム等が閉鎖的にならない環境作りと、問題が起きた時に相談ができ窓口を周知し、虐待防止と権利擁護に勤めていきたい。

参考資料

・千葉県ホームページ

8. 山武圏域

(1) 圏域内概況

① 地域特性

山武圏域は、東金市・山武市・大網白里町・九十九里町・芝山町・横芝光町の2市4町からなる地域である。

九十九里平野中央部及び下総台地の一角をしめる総面積42,788平方キロメートルの自然条件に恵まれた地域で、平野部には田園地帯、丘陵地には山武杉の森林が広がる。

一方、都心部からの郊外型ベッドタウンとして、住宅都市の側面もある。その様な中で、道路交通網は整備されているが、公共の交通機関が少ないことから、車等の移動手段をもたない人は、市町村の運行するコミュニティバスや乗り合いタクシーが生活に欠かせなくなっている。

また、6市町中4市町が海に面しており、東日本大震災では、海辺の地域が津波の被害にあい、多くのボランティアの協力を得てガレキの撤去などが行われた。

圏域内の人口は約22万人で、近年微減してきているが、高齢化は進行しており、平成23年4月時点で65歳以上の人口比率は、県平均よりも3%高い23.8%となっている。

また、平成24年3月31日時点での障害者手帳所持者は、8,840人（身体障害者6,540人・知的障害者1,415人・精神障害者885人）で、昨年より291名増えている。

② 統計

表1 圏域内グループホーム・ケアホーム設置状況

種別	事業所数	住居数	定員
知的	1	1	5
精神	7	15	73
身体・精神	1	5	28
知的・精神	1	4	28
合計	10	25	134

グループホーム、ケアホームの数は表1の通りであり、山武圏域には生活ホームの設置は無い。

昨年度末のホーム数は、10事業所、21住居、107定員であり、1年で4住居27定員増加している。運営主体としては、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、株式会社となっている。

グループホーム等の立地としては、東金市と大網白里町に集中しており、九十九里町、山武市に1箇所（主たる事業所は海匝圏域）、他2町には未設置の状況である。

圏域の特徴としては、精神障害を主たる対象としたグループホーム等が多い事があげられる。

(2) 平成23年度の活動概要

① 地域づくり

・山武圏域地域自立支援協議会 相談部会（精神保健福祉研究会）へ各月で出席し、関係機関との意見交換を行う。

11月には、グループホーム等での体験入居についての説明を行った。

・山武圏域障害者グループホーム連絡会 発足説明会（3月14日、5事業所参加）

② 新規開設支援

今年度は、4法人から相談があり、将来の開設にむけて制度概要を知りたいという相談から、開設に向けた具体的な相談まで様々であった。

将来の開設にむけては、関係法律（特に建築基準法や消防法の基準）や高齢者のグループホームとの違い、補助金制度について等の説明を行った。

具体的な支援としては、補助金申請の書類の書き方や、宿直を配置する際の労働基準法の取扱いの説明、パソコンの使い方、社員寮の転用についてなど多岐に亘った。また、グループホームを運営している事業所より、入居者の身体状況の変化に伴い、ケアホーム開設を検討しているとの事で、グループホームとケアホームの違いについての説明なども行った。

③ 相談支援の事例

ア 利用者への相談支援

入退去に関する相談が多くみられた。

入居希望者の中には、家庭内暴力や今日寝る場所がないなど緊急の対応が必要なケースが目立った。

また、ホームを退去する際、関係機関と繋がっていなかったことで、その後、緊急対応が必要になる場合があった。

イ 世話人への相談支援

同僚世話人の対応がきついのではないかと、との相談をうけ、状況の確認や管理者を交えての話し合い、入居者への聞き取りを行った。本人は対応のきつさを自覚しておらず、話し合う事で自身の対応を振り返り、対応を改める努力をしている。

る。

ウ 設置者への相談支援

開設についての相談や、制度が変わる際の制度説明等を行った。特に、家賃助成が始まる際には、家賃の徴収についての相談などがあった。

また、空室が続いているとの相談を受け、各所に情報提供など行ったが、希望者とグループホーム等の状況が合わず、入居に結び付かない事が続いた。

エ その他相談支援

家賃助成が始まる際に問合せがあり、事務担当者へ家賃助成の仕組みと請求に関する説明を行った。

また、グループホーム等の空き状況について、関係機関から問い合わせがくることも多くあったが、ニーズと空き状況が合わず、圏域内での入居には結びつかない事があった。

④ グループホーム等の周知

・山武市手をつなぐ親の会定例会（6月17日）

内容：定例会にて県内、圏域内のグループホーム等の現状について話をする。

参加者：約15名

・山武青い鳥工房家族懇談会（6月15日）

内容：グループホーム等の制度、県内、圏域内のグループホーム等の現状について説明をする。

参加者：13名

・山武圏域障害者グループホーム勉強会（3月14日）

対象：グループホーム等事業関係者とグ

グループホーム等に関心のある人

内容：圏域内のグループホーム等事業所の担当者よりホームを紹介してもらい、圏域内の状況を参加者に知ってもらった。また、DVD『暮らしを拓く』を上映し、グループホーム等について理解を深めてもらうきっかけとした。

講師：安房圏域支援ワーカー 山田明美

共催：山武圏域地域自立支援協議会障害者グループホーム等支援ワーカー

参加者：40名

⑤ その他

・東金特別支援学校出張窓口相談会（3月6日）

内容：関係機関と協働して支援する体制作りの一つとして、特別支援学校と中核地域生活支援センターが実施している相談会へ参加し、卒業後の生活について高等部生徒や保護者から相談をうけた。

・社会適応等に関する講座（3月8日）

内容：就労移行支援事業利用者が、就労訓練を終え、一般就労を目指し自立するために開催されている講座で、グループホーム、グループホーム等支援事業、就職後の生活について話をし、参加者から自身の夢について話してもらった。

主催：就労移行支援事業所フレンズ東金

参加者：約20名

・社会適応等に関する講座（3月15日）

内容：就労移行支援事業利用者が、就労訓練を終え一般就労を目指し自立するために開催されている講座で、グループホーム、グループホーム等支援事業、今後の生活と、様々な場面で人に相談をする大切さについて話をした。

主催：就労移行支援事業所マリンハウス

参加者：11名

・グループホーム等見学会（3月21日）

内容：在宅者の家族より、グループホーム等を見学したいとの希望があったため、見学したいグループホーム等についてアンケート実施後、見学を行った。

また、長生圏域のNPO法人ねむのき・NPO法人母里子ネットのケアホームを見学し、ホーム入居者の経緯やホーム設立の経緯を聞いた。

協力：長生夷隅圏域 藤野ワーカー

参加者：7名

（3）総括

① 今年度の実施状況

今年度は、開設に関する相談が増え、内容も多岐にわたっていた。開設についての相談を受ける際には、制度的な話のみに終始するのではなく、実際に生活する人の視点や生活の質の部分にも目を向けてもらうよう、気をつけて支援した。

また、勉強会には、当初予定していたよりも多くの参加があり、グループホーム等への関心の高さを感じた。その背景として、障害者の家族も高齢化が進んでおり、「親亡き後」について考える人が増えていることが考えられる。参加した家族からは、継続した勉強会への希望も上がっているため、今後につなげていきたいと考えている。

② 来年度への課題

今年度は、希望者に向けたグループホーム等の見学会を開催したが、来年度は対象を広げて、見学会や勉強会を開催し

たいと思う。

また、家族だけでなく、当事者にも参加してもらい、グループホーム等について知った上で、当事者自身が将来の生活について家族と一緒に考えていけるような勉強会にしていきたい。

事業所に向けては、連絡会を通じた事業所間の顔のみえる関係作りと、「近場での勉強会」開催を実施し、関係者が参加しやすい連絡会にしていきたいと考えている。また、新規の事業所にも参加を呼び掛けていきたい。

グループホーム等への圏域内での関心が高まる中で、ただ「生活する場所」があるのではなく、そこでどのような生活が送れるのかを考え、質を大切にした支援が行われるよう支援していきたい。

参考資料

- ・千葉県ホームページ

9. 長生・夷隅圏域

(1) 圏域内概況

① 地域特性

長生圏域は、茂原市・長生郡（一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町）の1市5町1村からなる。圏域内人口は約15万人（茂原市約9万人・長生郡約6万人）。平成24年3月31日現在の障害者手帳所持者は、7,831人（身体障害6,356人・知的障害935人・精神障害540人）である。

夷隅圏域は、勝浦市、いすみ市、夷隅郡（大多喜町、御宿町）の2市2町からなる。圏域内人口は約8万人（勝浦市約2万人・いすみ市約4万人・夷隅郡約2万人）。県内で一番人口が少ない圏域である。平成24年3月31日現在の障害者手帳所持者は、4,537人（身体障害3,680人・知的障害556人・精神障害301人）である。

長生圏域から夷隅圏域にかけて、国道128号線が縦断し、沿線に商業施設が立ち並ぶ。公共の交通機関としては、鉄道（JR外房線、私鉄いすみ鉄道）や路線バス、市民バスがあるが、本数が限られ利便性に欠ける。障害者や高齢者等が自動車を所持していない場合、移動手段の確保が大きな問題となる。

② 統計

圏域内のグループホーム・ケアホーム設置状況については、事業所11箇所、ホーム24箇所、定員116名で、前年度に比べ、5ホーム28定員の増となっている。生活ホームは3箇所、定員15名で、全て長生圏域に存し、前年度と変更はない。

表1 圏域内グループホーム・ケアホーム設置状況

種別	事業所数	住居数	定員
知的	8	11	59
精神	3	10	55
合計	11	21	114

表2 圏域内生活ホーム設置状況

設置者数	住居数	定員
3	3	15

各圏域のグループホーム等の数は少ないが、県内における生活ホーム第1号、精神障害者ふれあいホーム第1号（現在はグループホーム・ケアホーム一体型に移行）が生まれた地域である。また、重度重複障害者（知的障害種別として開設）のためのケアホームも立ち上げており、多種多様なホームがある地域である。

現在は、新規開設の相談や在宅障害者の家族から、グループホーム等の立ち上げに関する相談・法人申請についての相談が増えてきている。

(2) 平成23年度の活動概要

① 地域づくり

ア 長生夷隅圏域共同生活住居事業関係者会議開催（管理者・サービス管理責任者・世話人等対象）

研修会並びに意見交換会を行い、事業所や関係機関を含め地域課題について考えていく場として開催した。

「余暇活動について」をテーマとして、休日の過ごし方など、グループホーム等の入居者だけでなく、地域で在宅生活をしている障害者の余暇も含めて、日中活

動を行う事業所にも参加してもらい、地域での余暇活動や個別での外出対応などについて意見交換を行った。

イ 精神障害者地域移行支援事業・夷隅圏域地域移行支援協議会

協議会の委員として参加し、退院希望者へのグループホーム等の情報提供や地域移行推進員と共にケースワークを行い、地域生活に向けての体験や訓練等の提案・助言を行う。また、社会資源の創出に向けての提案等を行った。

ウ 仕事に向けての交流会開催

障害者就業・生活支援センターと協働で企画をして、就労希望者を対象とした交流会・勉強会・職場見学会の開催を行った。

エ 重症心身障害児・肢体不自由児の日中活動支援

中核地域生活支援センターと協働し、重症心身障害児・肢体不自由児の日中活動の場を創出するため、行政・学校・福祉関係者・医療関係者と連携して、夏季休業時の日中活動支援の場を運営した。

オ 夷隅地域重症心身障害児者施設設立準備委員会

中核地域生活支援センターと協働し、重症心身障害児者の拠点施設となる通所施設の設立について、家族へのニーズ調査の上、行政機関・相談機関・福祉事業所等へ提案を行い、地域自立支援協議会として地域の重点課題として取り上げてもらった。また、通所施設のニーズ調査

に併せて、当事者家族と生活の場についての話し合いを行った。

カ いすみ市福祉を語り合う会

中核地域生活支援センターと協働し、いすみ市の福祉について、行政職員・市民・福祉関係者で意見交換をする場を設けた。今年度は「震災と防災」をテーマに3回開催した。

災害弱者に対する防災計画の作成と災害対応マニュアルの作成についていすみ市に提案を行った。

キ 長生・夷隅圏域障害者グループホーム入居者状況一覧表（精神）

グループホームの入居状況等を一元的に集約しているシステムが無かったため、地域生活を希望する障害者の支援関係者・行政・相談機関・病院に対し、精神障害者を主として受け入れているグループホームの一覧表を作成・提示した。

② 新規開設支援

支援により開設に至ったのは1事業所1ホームであり、NPO法人の申請並びにグループホーム等の事業申請手続き等の助言や支援を行った。

開設支援を継続して行っているのは3法人1団体で、当事者家族団体への開設相談、ホームの増設について医療法人への事業提案、NPO法人・営利法人にグループホーム等の事業の説明及び開設に伴う申請等についての相談を行った。

③ 相談支援の事例

ア 利用者への相談支援

- ・グループホームの転居相談支援
- ・グループホーム等の見学、入居の斡旋
- ・仕事について就労先との調整
- ・余暇支援

イ 世話人への相談支援

- ・入居者の対応について助言
- ・グループホームの退去相談
- ・相談機関へのつなぎ

ウ 設置者への相談支援

- ・事業申請手続きの助言
- ・補助金等の手続き支援
- ・家賃補助に関する情報提供
- ・関係者会議の調整

エ その他相談支援

- ・進路相談
- ・児童施設卒園後の生活の場について
- ・退院後の生活について情報提供
- ・法人申請や手続きについて

④ グループホーム等の周知

ア グループホーム勉強会

- ・精神障害者家族会の会合に参加させてもらい、グループホームでの生活や制度についての説明を行った。
- ・知的障害者の家族から勉強会の開催について希望があり、参加者の意見交換が中心の少人数での勉強会を毎月開催した。

イ グループホームをつくる会

当事者家族・福祉職員等に向けて、グループホーム等ができるまでの流れをテ

ーマとして勉強会を開催した。

講師：庄司俊介氏（海匝圏域支援ワーカー）

ウ 「暮らしを拓く」研修会

千葉県地域支え合い体制づくり事業にて作成したDVD「暮らしを拓く」の上映会と併せて研修会を行い、グループホーム等の生活について幅広く知ってもらう機会として研修を行った。

⑤ その他

ア 自立生活体験活動（お泊まり体験）

地域で自立生活を送るため、家庭以外での生活や自立生活をイメージできるよう、泊まり体験により、本人の自立を図れるよう援助を行った。

イ 情報の発信

各圏域で行われた講座の内容を、報告書としてまとめ、各ホームに情報提供を行った。

ウ グループホーム等見学ツアー

グループホーム等への入居を考えている人、将来の生活に向けて考えている人、グループホーム等を立ち上げたい人などに、グループホーム等が多様であることをイメージしてもらうことを目的として、色々なタイプのグループホーム等を見学していくツアーを企画した。

エ 仲間活動支援（グループ活動支援）

障害当事者の保護者達が、グループホームの立ち上げを考えている家族に対して、障害者の自立生活に向けての体験及び仲間

の活動支援として、グループ活動支援を行った。

(3) 総括

① 今年度の実施状況

ア 法人・事業所支援

今年度は、法人申請（NPO 法人）のことから相談されることが多かった。そのため、グループホーム等の情報にとどまらず、幅広い相談対応を行った。

グループホーム等の制度が周知されていく事で、事業実施希望者も増えてきているため、今後も幅広い相談に対応できるように、支援ワーカーとして他職種との繋がりを強化していく必要がある。

イ 入居者支援

今年度は、行政や相談機関と一緒にケースワークを行いながら、グループホーム等へのつながりや入居後の生活の安定を図るため、定期訪問や相談支援対応を行ってきた。その中で、入居者の特性を世話人等へ伝えながら、本人の生活に寄り添った対応を取ってもらった。

ウ 当事者・家族支援

昨年度より行っていた勉強会がきっかけとなり、当事者の家族が中心となってグループホーム等を立ち上げる動きが目立った。入居する当事者に対しては、親元離れての自立生活に向けて、余暇支援や仲間づくり支援等を行った。

エ その他

今年度になり、児童施設から卒園した後の生活の場として、グループホーム等

への入居相談が上がってきている。

② 来年度への課題

法人や事業所に対しては、入居者の生活を守っていくと同時に、運営等も考えていかなければいけないため、小規模の事業所同士で相談できる支え合い体制を構築していきたい。

平成 24 年度には、障害者虐待センター・基幹型相談支援センター・特定相談支援事業所等が増え、入居者にとっても相談できる場が増えることとなるので、入居者自身が相談を発信できるよう情報提供をしていく事が必要となる。

また、地域生活の質が充実するように、入居者を取り巻く環境を良くするケースワークが重要となるので、今後は、他機関と取り組んでいくことや、自立生活体験活動を定期的に行えるように形づくりをしていく事が課題となる。

最近では、児童施設からグループホーム入居に向けての体験入居などの相談が増えていることから、児童相談所など児童関係機関との連携も密にしていけるようにしたい。

参考資料

- ・千葉県ホームページ

10. 安房圏域

(1) 圏域内概況

① 地域特性

安房圏域は、房総半島の南部に位置し、館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町の3市1町で構成されている。

房総半島の南部に位置し、東・西・南の三方を海に囲まれている。内陸部には緑豊かでなだらかな房総丘陵が広がり、温暖な海洋性の気候である。地域の面積は 576.89 平方キロメートルで県土の 11.2%を占めている。圏域内人口は約 13 万人であり、年々減少している。

地域の特徴として、高齢化率が 30%を超え、近い将来 40%を超すと考えられており、更なる福祉の充実が求められていることがある。

平成 23 年 3 月 11 日の大震災では、家屋倒壊等の被害はなかったものの、観光業では大きなダメージを受けた。ホテル等へ就職をしている障害者も自宅待機になるなどの影響を受けた。

圏域内の障害者手帳保持者数は、平成 24 年 3 月 31 日現在で約 7,200 人（身体障害者約 5,630 人、知的障害約 930 人、精神障害約 640 人）であり、人口 1,000 人当たりの障害者手帳保持者数は約 55.4 人となっている。

② 統計

表 1 圏域内グループホーム・ケアホーム設置状況

種別	事業所数	住居数	定員
知的	3	5	28
精神	6	12	48
知的・精神	3	4	21
合計	12	21	97

表 2 圏域内生活ホーム設置状況

設置者数	住居数	定員
4	4	19

グループホーム等の設置状況は表 1・2 のとおりである。平成 23 年度、グループホーム・ケアホームについては、1 事業所 1 住居 6 定員分増加した。生活ホームは 1 住居 3 定員分減少した。

また、平成 23 年度は、株式会社による新規開設相談や、既にグループホームを運営している法人から増設の相談が多くあった。そのため、平成 24 年度は大幅に定員が増える見込みである。

(2) 平成 23 年度の活動概要

① 地域づくり

ア 安房圏域障害者グループホーム等連絡協議会

法人を超えた横のつながりを構築し、相互の協力体制を作っていくことを目的に、安房圏域グループホーム等連絡協議会が行なわれている。今年度も、四半期ごとの定例会や世話人研修を行なった。また、初めての入居者交流会を実施し、大変好評であった。定例会には、新規開設の準備を進め

ている法人も参加し、顔の見える関係ができてつつある。支援ワーカーは、事務局として活動した。

平成 23 年度の活動は以下のとおり

- ・平成 23 年度第 1 回連絡協議会「総会」
(5 月 19 日)

内容：東日本大震災について

参加者：19 名

- ・平成 23 年度第 2 回連絡協議会 (8 月 18 日)

内容：指定相談支援事業所の事業内容について、退院促進に向けての安房の取り組み

参加者：12 名

講師：安房地域生活支援センター 岡田まゆみ氏、佐藤知子氏

- ・平成 23 年度第 3 回連絡協議会 (11 月 18 日)

内容：グループホームの災害の備え

参加者：15 名

講師：日本グループホーム学会運営委員 荒井隆一氏

- ・平成 23 年度第 4 回連絡協議会 (2 月 16 日)

内容：短期入所を行なう場合の要件緩和について、平成 24 年度障害福祉サービス費報酬改定について

参加者：16 名

講師：千葉県健康福祉部障害福祉課地域生活支援室 和田光司

- ・第 1 回入居者交流会 (10 月 23 日)

内容：野外炊飯、マジックショー

参加者：41 名

今年度初めて、他グループホーム等の入居者との交流を目的に、南房総市大房岬少年自然の家にて、カレー作りとプロ

のマジシャンによるマジックショーを行った。初めは不安や緊張があったが、徐々に打ち解けて、「楽しかった」「またやって欲しい」との感想があった。

- ・世話人研修① (7 月 11 日)

内容：食中毒の予防について、昼食交流会、座談会

参加者：16 名

場所：自然の宿くすの木

講師：安房健康福祉センター健康生活支援課 小林氏、しあわせの里管理栄養士 吉田氏

食中毒予防早見表を配布し、食中毒予防方法についての研修を行なった。おにぎりを作る際は手袋を着用する、冷蔵庫での食品の保管方法など具体的な予防法の講義があった。トイレ掃除の方法や検便の必要性など、多くの質問が出ていた。

- ・世話人研修② (3 月 21 日)

内容：DVD「暮らしを拓く」鑑賞会、昼食交流会、グループホームとみうら見学
参加者：16 名

場所：富浦作業所

DVD を鑑賞することにより、グループホーム等で暮らしたいと願う当事者、それを支えたいと願う地域活動支援センター職員、さらに近隣住人や不動産業者の不安などを知る機会となった。昼食交流会では、グループホームとみうらに昼食提供を行ってもらうことにより、「味付けはどうしているのか」「野菜を使った料理は手間をかけて作っても食べてもらえない」など、活発な意見交換が行われた。

※世話人研修会では毎回、昼食交流会を同時に行ない、世話人が悩みを共有できる場とした。

イ 情報提供

・メーリングリストにて、補助金・各種研修・法改正等の情報を提供。

・世話人だより発行（2ヶ月に1回）

世話人業務に役立つ内容（法改正、防災、旬のレシピ等）を掲載した広報誌を、今年度6月より開始。偶数月に発行し、各ホームへ配布した。

② 新規開設支援

支援により開設したホームは1箇所であった。

今年度1月に開設したホームは、前年度よりNPO法人を立ち上げるころから支援を行ない、今年度開設となった。

また、現在5法人が開設準備中であり、開設に向けての支援や問い合わせに対応している。

今年度の主な支援は、

- ・賃貸建物の下見へ同行
- ・各種法律の説明
- ・各種補助金の案内
- ・各種研修会の案内
- ・指定申請書類の作成支援
- ・グループホーム連絡協議会の案内
- ・入居者希望者等、地域情報の提供
- ・会計処理、電子請求の方法、税務処理について説明
- ・生活訓練施設の新体系への移行
- ・既存建物の改修について

③ 相談支援の事例

ア 利用者への相談支援

- ・日中活動先の事業所紹介
- ・退去にあたり、一人暮らしの支援（市営住宅への入居、保証人、就労先紹介等）

・障害が重度化したことにより継続利用が難しい入居者へ、施設や病院を紹介。

また、介護保険の利用案内

・生活保護の受給について

・入居希望、空き情報の問い合わせ、見学への同行（精神科病院入院中、障害者施設入所中、親が高齢で介護ができない、家族からの虐待による分離）

・支援内容について家族からの苦情

・日常生活自立支援事業、成年後見制度の案内

イ 世話人への相談支援

・入居者の暴力への対応方法について

・入居者の精神的不安定への対応方法について（特に震災後）

・防災対策について

・感染症の予防方法の説明

ウ 設置者への相談支援

・新規開設の建物下見の依頼

・建築基準法、消防法の問い合わせ

・既存建物の改修について（建築基準法、補助金の申請等）

・建物の賃貸契約の際、第三者として立会い

・各種補助金の申請書について、作成方法を説明

・家賃補助制度の変更について説明

・グループホーム等の移転について（物件の下見。他圏域への移転により、移転先の支援ワーカーへ引継ぎ）

・人員体制について（常勤換算の方法等）

・サービス管理責任者の研修受講、配置について

・入居者の募集

エ その他相談支援

- ・市町村から空き情報の問い合わせ
- ・通所事業所等とホームとの間で支援方法について情報を共有する際、第三者として担当者会議へ参加。

④ グループホーム等の周知

ア 情報媒体による周知

- ・中核地域生活支援センターの広報誌にグループホームの情報を掲載。
- ・中核地域生活支援センターのホームページに各種研修会の案内を掲載。
- ・グループホーム大会や講座など、各種研修会の案内を、グループホーム等を運営する事業所だけでなく、通所事業所、精神科病院、教育機関等へ配布した。

イ 研修講師として周知

- ・福祉施設説明会（11月18日）
内容：グループホームの制度と安房の現状について
対象：安房特別支援学校の保護者
空いているホームはどれくらいあるか、重度の障害でも入れるのか等の質問があった。
- ・亀田総合病院地域医療支援部にて事業説明。
内容：障害者グループホーム等支援事業について（4月26日）
- ・千葉県主催のサービス管理責任者フォローアップ研修にスタッフとして参加。（2月24日）

ウ 勉強会等への参加

- ・自立支援協議会相談実務者部会（毎月参加）にて福祉マップ作成、制度説明、

共通相談シートの作成。

- ・中核地域生活支援センター調整会議にてグループホーム等支援事業の実績を報告。
- ・安房地域移行支援事業協議会（毎月参加）にてグループホーム等の空き状況の情報提供、退院予定者・既入居者の様子などを情報交換
- ・安房地域移行支援事業協議会交流会。
- ・安房精神保健福祉を考える会（毎月参加）
- ・知的障害者施設連絡会（年2回参加）
- ・発達障害者勉強会「鴨川学習会」（隔月の参加）
- ・館山市重症心身障害児福祉会「あおぞらの会講演会」へ参加
- ・地域福祉フォーラム「安房草の根つと」へ参加
- ・就労支援ネットワーク強化・充実事業にて特例子会社キューピーあい見学会へ参加
- ・高次脳機能障害支援普及事業「映画ガチボーイ上映会」へスタッフとして参加
- ・館山市、市内2箇所の地域包括支援センター、中核センターの共催による対象者を絞らず障害、児童、高齢分野など幅広い内容の研修会「ふくしおべんきょうかい」に参加
- ・千葉県多重債務対策会議へ参加
- ・自殺予防対策講演会へ参加

⑤ その他

- ・東日本大震災により避難した福島県福祉事業協会利用者を鴨川青年の家に受け入れる際、支援を行なった。（事前準備、各機関との連絡調整、当日の利用者誘導、

荷物の運搬、日中活動のコーディネート、夏祭り実行委員等)

・地域自立支援協議会にて、福祉マップの作成を行なった。各事業所からの情報を収集し、ファイルにまとめ、相談事業所等に情報提供を行なった。今後は、相談支援等に活用していく。

・千葉県グループホーム等連絡協議会にて DVD「暮らしを拓く」を製作した。製作にあたり、シナリオ作成、撮影の立会い等を行なった。また、製作した DVD を活用して「施設や親元ではなく、街の中で自分らしく暮らす方々を支える研修会」を開催した。

次年度は、製作した DVD を圏域内の研修会等で活用し、広く一般住民の方々のグループホーム等に関する理解を深めていきたい。

(3) 総括

安房圏域グループホーム連絡協議会での活動が軌道にのり、顔の見える関係ができつつある。特に、今年度初めて開催した入居者交流会では、楽しみながら交流を深めることができ、好評であった。次年度は、困難事例検討などを行ないながら、法人を超えた横のつながりの構築により、相互の協力体制を作っていく。

また、今年度は、多くの新規開設支援を行なった。現在、準備中の法人が次年度の開設を予定しているため、引き続き、スムーズに開設や開設後の運営が行なえるよう支援をしていきたい。

平成 23 年 10 月にグループホーム等の家賃補助制度が変更となり、制度の説明等、

事業所への支援を行なった。来年度も、4 月から施行になる新法に向けたつなぎ法案など制度の変更があるため、入居者や事業所が混乱なく円滑に新法へ移行していけるよう、情報提供を行なっていきたい。

参考資料

- ・千葉県ホームページ

1 1. 君津圏域

(1) 圏域内概況

① 地域特性

君津圏域は、木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市の4市で構成されている。君津圏域の人口は約33万人で、千葉県の中西部に位置し、木更津から延びる東京湾アクアラインは、首都圏へのアクセスを快適にしている。

東京湾に面した西部地域は、漁業や海苔の養殖、工業が盛んで、大規模工場が立ち並んでいる。東部は対象的に、山野や田畑が広がるのどかな景色が広がっているほか、ゴルフ場等の娯楽施設があり、週末は他県からの客で賑わう。

高度経済成長期には、他県からの新住民が生活を始め、いくつかの新興住宅地ができたが、現在では、高齢化や独居高齢者、空き家等が課題となっており、血縁でない新たな縁で支え合う時代が到来している。

4市における障害者手帳保持者数は、平成24年3月31日現在約14,130人(身体障害約10,700人、知的障害約2,230人、精神障害約1,200人)となっている。

② 統計

表1 圏域内グループホーム・ケアホーム設置状況

種別	事業所数	住居数	定員
身体	1	1	6
知的	9	44	231
知的・精神	10	59	219
合計	20	104	456

表2 圏域内生活ホーム設置状況

設置者数	住居数	定員
5	6	22

上記の表のとおり、県内でもグループホーム等の住居数及び定員の多い圏域である。圏域内に障害児の措置施設や東京都の障害児・者の入所施設などがあることから、圏域外からの入居者を多く受け入れている特徴がある。

知的障害者を対象にしたホームが圧倒的に多く、精神障害及び身体障害者のホームが昨年に引き続き不足している。

また、社会福祉法人はもちろん、NPO法人の活躍も目覚ましい圏域であり、設置者の半数がNPO法人である。

施設や病院からの地域移行の手段として、グループホーム等を利用するのみならず、在宅で生活を継続することが困難になった人をNPO法人のグループホーム等が主軸となって支援している現状がある。

前年度と比較すると、表1においては、事業所数1、住居数10、定員31の増となっており、表2においては、設置者数1、住居数1、定員3の増となっている。

なお、生活ホームの数が増えているのは、安房圏域からの住居移転によるもので、新規開設による増ではない。

(2) 平成23年度の活動概要

① 地域づくり

平成17年より君津圏域障害者グループホーム等連絡協議会を立ち上げた。支援ワーカーが事務局として活動をバックアップしている。

会は、圏域内のグループホーム等を運営している団体で構成され、平成23年3月31日現在、20団体が加入している。

今年度は、千葉県人材育成確保対策事業補助金を申請し、講師の充実を図った。

昨年に引き続き「設置者会」、「世話人会」、「利用者会」、「サービス管理責任者会」を計6回開催し、オブザーバーとして県の障害福祉課や圏域内行政機関にも参加を依頼した。また、市が委託している障害者相談支援事業所にも研修参加の案内を行った。

法人や障害種別の枠を超えて共に研修と交流を積み重ね、情報を共有している。

ア 設置者・管理者会（5月24日）

内容：平成23年度の県の施策と概要・グループホーム等に期待すること、苦情解決の中から見えるグループホーム等の課題について

参加者：29名

講師：千葉県健康福祉部障害福祉課地域生活支援室 和田光司、千葉県運営適正化委員会事務局副部長 金子恵一氏。

イ サービス管理責任者会（7月26日・1月24日）

内容：東日本大震災から学ぶ避難生活の心得・障害者の地域生活について～はるにれの里の想いから学ぶ～

講師：安房医療介護福祉連携、東日本大震災支援の会医師 伊藤真美氏・（社福）はるにれの里地域生活支援副所長 佐藤貴志氏。

参加者：30名・41名

ウ 世話人会（10月11日・3月13日）

内容：3月11日何が起きたか、その時どうなったか、そしてどうしたか～被災地千葉県旭市からの報告～・みんな同じとみんな違うを考えよう～障害者虐待防止法から考える～

参加者：36名・61名

講師：（社福）ロザリオの聖母会グループホーム支援センター所長 荒井隆一氏・毎日新聞論説委員 野沢和弘氏。

エ 「利用者会」（1月24日）

参加者：16名

鴨川バスハイク。木更津市よりバスの協力を得ることができ、実施することができた。

② 新規開設支援

今年度、グループホーム等新規開設相談は13件あった。すでに別事業を展開している法人からの相談は9件あり、個人で志を持って障害者のグループホーム等を開設したいとの相談は4件であった。

支援の内容は、グループホーム等の申請に必要な手続きや法律の概要説明、補助金の情報提供、グループホーム大会やグループホーム講座等研修の案内、物件探しの同行、実際に運営しているグループホーム等への見学など、相談者に合わせて適宜必要なバックアップを行った。新規開設希望者同士のネットワークの必要性を感じたが、今年度は実施に至らなかった。

昨年度から新規開設支援を行った結果、今年度新たにNPO法人が運営するホーム1事業所（定員6名）が開設された。

開設後も、入居者受け入れに関する相談等があり、継続してバックアップを行っているところである。

③ 相談支援の事例

ア 利用者への相談支援

入居先のグループホーム等の支援に不信感があり、転居を希望する人の相談や、契約解除後の生活の場に関する相談が入った。中核地域生活支援センターや行政、障害者指定相談支援事業所等関係機関と情報を共有しながら慎重に対応している。

イ 世話人への相談支援

グループホーム設置者の支援に対する不信感について、年に数件相談が入る。公正な判断が必要であることから、第三者委員や運営適正化委員会を紹介することが多い。運営適正化委員会とは、グループホーム等の課題等日頃から顔の見える関係を築けるよう心がけている。

ウ 設置者への相談支援

入居相談の際、関係機関との調整会議の開催依頼や、法人内研修の内容について等、幅広い内容で相談があり対応している。

エ その他相談支援

グループホーム入居者の日中を支援している事業所（グループホームとは別法人）から、連携方法や本人の気持ちについて相談が入り、慎重に調整をしている。

④ グループホーム等の周知

グループホーム等の理解や障害者グル

ープホーム等支援事業の周知に役立つと思われる依頼は引き受けるように努めた。講師として参加したものは以下のとおりである。

・木更津市日中支援機関（生活介護・生活訓練・就労継続支援 B 型）の保護者会（5月10日）

内容：グループホーム・ケアホームってどんなところ？

参加者：約 15 名

保護者会の人々は、子どもの自立の必要性を感じているが、子ども自身が自宅での暮らしを望み、保護者がどの事業所を信頼してよいものか心配がつかないという声があった。

保護者会でグループホーム等を立ち上げるという選択肢についても触れ、新規開設支援の概要について話をした。研修終了後に、圏域内のグループホーム等見学の希望があり、数か所の事業所を紹介し、連絡調整を行った。

・楨の実特別支援学校の進路講座（11月8日）

内容：グループホームにおける地域生活について

参加者：約 20 名。

市原圏域の支援ワーカーと共に講師を引き受けた。グループホーム等の概要（制度・資源・暮らし・費用等）や、親が元気なうちに子どもが自立した生活を選択することの必要性、地域で障害者が暮らしていくことについて話をした。研修後のアンケート結果によると「子どもの将来について具体的に考えるきっかけとなった」、「入所施設しか選択肢がないと思っていた」、「障害者グループホーム等支

援事業について理解することができ、心強いと思った」等の声があった。

(3) 総括

① 今年度の実施状況

君津圏域では、グループホーム等の住居数が多いことから、相談内容が多岐にわたり、また、課題が他の地域に先行して浮かび上がる現状がある。

グループホーム等への入居が、「地域生活」や「自立の自己実現」というよりも、在宅での生活を継続することが困難になった人の生活の場所として、行政や相談支援者が提案することが多い現状がある。グループホーム等への入居によって自分らしい生活が叶う場合もあれば、そうでない結果になることもあるので、入居相談の際には、本人にグループホーム等を提案する機会の多い行政や相談支援事業所、病院のケースワーカーと共にグループホーム等の利点や課題について共有していきたい。

入居後の相談について、深刻なケースが何点かあった。本人が希望してグループホーム等を出ていくこともあれば、事業所から契約解除の申し出があることも少なくない。双方から慎重に話を聞きながら、関係機関で今後の生活について連携がとれる体制ができていないので、今後の課題としたい。

新規開設支援の相談は定期的に入るものの、消防法と建築基準法に適合する物件を探すことに苦心する相談者が多く、改修するにしても多額の資金がかかることから、グループホーム等が始まるまでに時間を要している。

② 来年度への課題

ア 量的拡充について

君津圏域は、グループホーム等の住居数が多いにも関わらず、大半が知的障害者を対象にしている。市町村、指定相談支援事業所及び中核地域生活支援センター等に精神障害者の入居相談があるものの、生活の場の確保に苦心している現状がある。

平成23年10月より、君津圏域では、精神障害者地域移行支援事業が始まったこともあり、今後は精神障害者の生活の場の確保が課題となってくる。来年度は、精神障害者対象のグループホーム等が整備されるよう土壌づくりを始めることで、量的拡充に貢献したい。

イ 質的向上について

君津圏域では、各事業所の活躍により、100を超えるグループホーム等が整備されているため、今後の課題は、質の担保である。支援ワーカーとして、グループホーム等の入居者やスタッフが孤立することのないように、各市町村の自立支援協議会や君津圏域障害者グループホーム等連絡協議会等をきっかけに、事業所をとりまく関係機関が繋がりながら、利用者の権利擁護についても意識の高い圏域となるよう、さらに傾注したい。

参考資料

- ・千葉県ホームページ
- ・木更津市ホームページ
- ・君津市ホームページ
- ・富津市ホームページ
- ・袖ヶ浦市ホームページ

1 3. 市原圏域

(1) 圏域内概況

① 地域特性

圏域内の人口は約 28 万人で、平成 24 年 4 月 1 日現在、障害者手帳保持者数は約 10,930 人（身体障害約 8,300 人、知的障害 1,530 人。精神障害約 1,100 人）となっている。

圏域の対象地である市原市は、全国でも有数の広い面積を持つ市である。市内は北部と南部で地域性が分かれている。北部は都心または工業地域へのベッドタウンとして発達しており、駅周辺よりも新たに造成した住宅地の方に人気がある。

一方、南部は農村部で自然が豊かである反面、人口の減少、高齢化、公共交通機関の脆弱化が問題になっているが、事業所は、一極に固まっていないため送迎サービスを利用することで日中活動先などの利用は可能である。更に隣接市の事業所へ送迎サービスを使って利用している入居者もいる。

② 統計

表 1 圏域内グループホーム・ケアホーム設置状況

種別	事業所数	住居数	定員
身体	1	1	6
知的	8	20	91
精神	3	10	46
知的・精神	1	2	10
合計	13	33	153

表 2 圏域内生活ホーム設置状況

設置者数	住居数	定員
2	2	6

グループホーム・ケアホームについては、昨年度に引き続き増加傾向であり、事業所数 2、住居数 3、定員 12 の増となっている。今年度は、圏域内初の身体障害者専用のホームが開設した。現在は、社会福祉法人、NPO 法人ともに今後も増設をしていくことを検討している。

表 2 の生活ホームについては、昨年度と全く同じ状況となっている。

(2) 平成 23 年度の活動概要

① 地域づくり

ア 市との連携

市原市とは、ケース対応を中心に連携を図っている。その他、市原市自立支援協議会サービス支援部会ネットワークミーティングに召集され、圏域内のグループホーム等の現況報告及び参加者からの質疑に対応した。

イ 管理者会の開催

・第 1 回（6 月 22 日）

参加者：22 名

千葉県障害福祉課より平成 23 年度の障害者グループホーム等における施策の説明、市原市防災課より障害者グループホーム等における防災をテーマに開催。

・第 2 回（10 月 13 日）

参加者：14 名

日本グループホーム学会より荒井隆一委員より地域防災をテーマに開催。

・第 3 回（2 月 29 日）

参加者：11名

千葉県運営適正化委員会 金子恵一副事務局長より障害者グループホーム等における人権侵害をテーマに開催。

ウ 世話人会の開催

・第1回（6月9日）

参加者：14名

市原市防災課より地域防災をテーマに開催。

・第2回（8月25日）

参加者：7名

市原市防犯課より地域防犯をテーマに開催。

・第3回（12月16日）

参加者：6名

市原市保健センター 市原保健師より障害者グループホーム等における生活習慣病をテーマに開催。

エ その他

入居者交流会の開催（9月25日）

参加：30名

市原市農業センター内にてバーベキューによる交流会を開催。

② 新規開設支援

今年度、支援により開設した事業所は1か所だけであった。

事業所に対し、建築基準法における用途変更の概要説明、行政庁における建築基準法の取扱基準について情報提供を行った。

また、建築事務所より障害者自立支援法における障害者グループホーム等の法的根拠、設置基準についての質問があり、

回答を行った。

③ 相談支援の事例

ア 利用者への相談支援

他市のグループホームに入居している利用者からの相談ケース。入居者より「退居したい」との相談。入居者から理由を聞き、管理者からも聞き取りを行い、誤解や認識の違いがあるところは両者の間に立って調整を行った。今後は、入居者の希望を聞き取りながら入居を継続するか他のホームへの転居、単身生活を視野に入れ支援を継続していく。

イ 世話人への相談支援

ホーム内の世話人間のトラブル相談。定期訪問した際に、世話人同士が不仲であると相談がある。何度かサービス管理責任者とも協議を重ねたが、進展が見られないため、支援ワーカーに介入してもらいたいとの提案があった。

後日、サービス管理責任者・管理者と調整を図り世話人向けの研修会を開催することになった。この会の目的は、支援の研鑽だけでなく、意見交換の時間を設け、日頃の業務に対する不満を世話人から話してもらうことも目的としている。

ウ 設置者への相談支援

入居者への支援方針についての相談。設置者より入居者への支援について相談したいとの依頼があり、後日ホームへ訪問すると、設置者自身の支援疲れを受け止める傾聴への対応となった。誠心誠意支援を行っている分、入居者からの暴言があるとショックは大きく、誰にも相談

ができなかったと推測された。今後も定期訪問の際に傾聴対応を行っていく。

エ その他相談支援

圏域内だけにとどまらず、支援ワーカー未設置圏域や県外からも入居相談があった。相談は、当事者が直接連絡してくるケースよりも、精神科病院のワーカーや入居施設の担当者から、「退院や退所後の行き先探し」という目的での相談が多かった。

障害当事者から直接受ける相談では、グループホーム等での生活について間違った認識があり、身体介護などの支援体制に過度の期待を寄せている場合や、医療との連携を図らぬまま自己判断で入居を希望するケースが多かった。

④ グループホーム等の周知

・就労継続 B 型事業所「こすもす工房」においてグループホーム等の勉強会
内容：利用者及び支援者へグループホーム等の生活や利用方法についての説明と質疑応答。

主催：NPO こすもす会

参加者：15名

・千葉県立楨の実特別支援学校進路講座
内容：在校生の保護者対象にグループホーム等の情報提供や質疑応答。

主催：千葉県立楨の実特別支援学校

参加者：20名

・地域活動支援センターはばたき「地域生活のプチスタディ」

内容：地域活動支援センターはばたきの利用者を対象に圏域内のグループホーム等の情報と利用案内と質疑応答。

主催：地域活動支援センターはばたき

参加者：15名

(3) 総括

① 今年度の実施状況

今年度より「管理者」、「サービス管理責任者」を対象とした「管理者会」を開催した。多くの参加者があったことから、今後取り上げてほしい内容等を把握し、次年度に活かしていきたい。

「入居者交流会」も同様に開催した。会の目的や事業所のニーズを的確にとらえ、次年度も企画していきたい。

② 来年度への課題

来年度は、「人権擁護」をテーマに「管理者会」、「世話人会」を実施する。虐待防止の視点以外にも、ホームが陥りやすい人権侵害や障害特性の理解を中心とした世話人向けの研修会を実施したい。

また、特別支援学校や施設の利用者・家族に向けて、DVDを活用したグループホーム等の生活や利用への周知を図っていききたい。グループホーム等における生活の様子や支援体制は、支援機関にも周知していきたい。

参考資料

・千葉県ホームページ

第3章

グループホーム講座・大会報告

1. 第6回千葉県障害者グループホーム講座（印旛・香取圏域）

テーマ：「わたし達の町にあるグループホーム。災害がおこったらどうなる!？」

(1) 開催実績

【内 容】 大震災から判明したグループホームや地域の課題についての報告を受け、
その上でグループホーム等がそれぞれの地域とのつながりや関わりをもつ
て災害に対応していけるような地域づくりを考える。

【主催・主管】 千葉県（障害者グループホーム等支援事業）
印旛圏域・香取圏域障害者グループホーム等支援ワーカー

【共 催】 成田市、千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会

【後 援】 印旛健康福祉センター、香取健康福祉センター
佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、香取市
酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町

【日 時】 平成23年9月13日（火）13:00～15:30

【場 所】 成田市役所 6階 大会議室

【プログラム】

1. 開会

2. 基調講演

「グループホームにおける災害への備え 地域とのつながりの視点から」
～被災地・千葉県旭市からの報告～

講師：荒井 隆一氏（日本グループホーム学会 運営委員）

3. パネルディスカッション

「今、大切なこと！グループホームと地域のつながりについて考える」

パネリスト 相川 真奈美氏（ケアホームほほえみ 入居者）
青柳 純子氏（特定非営利活動法人ひだまりの家 理事長）
窺 佳宏氏（成田市障がい者福祉課）
山本 重一郎氏（佐倉市千代田地区民生児童委員 会長）

アドバイザー 荒井 隆一氏（基調講演者）

コーディネーター 逸見 論（香取圏域障害者グループホーム等支援ワーカー）

4. 閉会

【参加者】 99名

(2) 概要

①基調講演

「グループホームにおける災害への備え 地域とのつながりの視点から」
～被災地・千葉県旭市からの報告～

講師：障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 運営委員 荒井 隆一 氏

1) 旭市の被害状況

人的被害 死者 13 名 行方不明者 2 名 中軽症者 12 名

建物被害 全壊 336 戸 大規模半壊 430 戸 半壊 503 戸 一部損壊 2375 戸

合計 3644 戸

※事務所の建物の被害状況

・入り口のガラスが割れる ・事務所が沈んでしまった ・事務所前の道路が陥没

2) 避難経路の確認

災害によって、避難の仕方や場所が異なる

・地震 } 外へ逃げる
・火災 }

・津波→高いところに逃げる

※今回の津波の対応について

地震で外に逃げた後、津波警報で高いところに逃げる、という対応であった

しかし、地震が起きて建物の中が危険な状況である

⇒判断に迷う状況であった

移動困難者の支援はどうするのか？避難場所までの移動手段

・重心の方や身体の方が避難するのが困難であった

・連絡手段は無線があったので、状況把握はとれていた所以对応ができたこともある

⇒連絡手段の重要性

※状況によつての避難対応をしていくことが重要と感じる

⇒それぞれの災害状況を想定した上での、避難訓練が必要となってくる

3) 安否確認

電話がつかないため、確認するのに時間がかかった (5 時間弱かかった)

・関係機関との連携 (居宅介護事業所、日中活動事業所、病院、近隣住民など)

・行政

・家族

⇒今後は要援護者の安否確認をどのようにしていくかが課題

・地域防災計画はどうなっているのか？

・要援護者登録をどう活用するか？

4) 連絡手段の確立

非常時の連絡方法はどうするか？

・電話、メール、手紙、SNS (ソーシャルネットワークシステム) など

⇒171 災害用 伝言ダイヤルが有効的

※使い方をマニュアル化して今後に活かしていけるように対応している

5) 災害直後の対応

各ホームにて炊き出しを行い対応

→食料が足りないホームや対応できないホームに対し、他のホームから応援建物の被害がひどかったホームと、津波による被害勧告が出ていたホーム

→別のホームや事務所に避難して対応

※当初の予定では、全員を一箇所に集めることを考えていたが・・・

⇒今回の震災で1箇所に集めることは難しいと感じた

利用者さんを含めて、対応を考えていく必要がある

6) 備蓄の大切さ

水がない・食料がない・燃料がない状況

・コンビニ等には何も無い状況。販売機からもなくなる状況

⇒普段から備蓄が必要となってくる

・援助物資が届き始めたのは、10日以上経ってから

⇒物資が届くまでの備蓄をしていくことが重要

※和歌山での台風による被害について

→ホームによって被害状況が確認できるのに時間がかかってしまう状況

防災（防疫）対策備蓄品

1. マスク〈シンガーサージカルマスク〉 9,000枚備蓄
〈キンバリークラーク〉 300枚備蓄
2. Pグローブ 2,500枚
3. 消毒液〈キッチンハイター〉 1,500ml
4. 手指消毒液 500ml×5本 300ml×14本
5. 加湿器 14台
6. 食料品 5年保存水(20×84本) 30ポリタンク(各ホーム3個)
米(各ホーム10kg 事務所30kg) レトルトカレー2,400袋
ふりかけ1,000袋 乾麺720袋 そばつゆ12本 さんま缶詰12缶
味噌汁500袋
7. 日用品 ティッシュペーパー、トイレトペーパー、洗剤、サランラップ等
(1ヵ月分は各ホームで備蓄)
カセットコンロ、水用のポリタンク3個、電池等も各ホームにて備蓄
※電気が使えない状況ではIHが使えなくなるので、
カセットコンロが必要となる
8. 避難袋 一式を各ホームにて備蓄

7) 地域コミュニティの大切さ

避難する際の助け合い

→声かけの大切さ

※普段からの存在を知ってもらおうこと

※グループホームだとだれが確認するのか、明確ではない

避難所での生活

困った時はお互い様

8) 法律上の位置づけの課題

ホームとして使用しようと賃借していた建物

→どのように修理するか？どちらが負担するか？課題がある

新しく建設中だった建物

→建築業界において、地震保険は無いため、誰がどのように保障するのか？課題がある

※一般住宅では、専門家が状況を把握して、建物の危険度の調査をしてくれるが、グループ

ホームは対象となっていない

9) 課題となったこと

・他事業所との関係

グループホームの利用者はグループホームだけで支えているわけではない!!

居宅事業所が使えない場合⇒どこがその部分を補っていけるか

日中活動事業所が使えない場合⇒日中通えずホームで過ごすことは可能か

※働き手も被災することで、働きにいけない状況となる

・障害特性がある人への対応

⇒テレビが見られない状況は、DVD等で対応

⇒不安が強くなってしまった利用者には、不安状況の受け止め対応

・仮設トイレの対応（和式がほとんどである）

⇒後付けの簡易洋式便器やポータブルトイレを使用して対応

・職員の判断・対応について

⇒あらかじめ決め事が必要となる

※様々な判断が必要となってくるので、職員のスキルアップが不可欠

・薬の備蓄について

⇒どのように備蓄していくかを考えていく必要がある

・建物の転居に伴う利用者との話し合い

⇒転居が必要となっても、利用者に希望があった場合、事業所としての判断

※どのような対応をとっていけるのか（安全性・財源等）

10) 震災後に対応したこと

連絡手段の確立

避難場所の確認

備蓄の確認

近隣住民との繋がり

利用者との様々な確認

職員との様々な確認

シミュレーションが必要

職員一人一人のスキルアップが必要

（世話人等、一人の判断が必要となる）

②パネルディスカッション

「今、大切なこと！グループホームと地域のつながりについて考える」

1) パネリスト：相川真由美氏（グループホーム・ケアホームほほえみ 入居者）

ケーキ屋に勤めている。働いている時に地震が起こった。物が落ち、電気が消えて怖くなった。ホームに電話もつながらず状況であった。電車もとまり、信号機も消えていたため、ホームには戻らず、職場の同僚の家に泊めてもらうことになった。

電話が繋がるようになり、ホームの部屋の状況を確認したところ、人形が落ちただけのようで安心したが、早くホームに帰りたいと泣いてしまった。

地震の影響で、仕事もあまり無く、生活がいつもと変わったため不安であったが、周りの職員が励ましてくれて助かった。今は家に帰ることができるようになったのでよかった。

2) パネリスト：青柳純子氏（グループホーム・ケアホームひだまりの家 管理者）

○ひだまりの家とは

特定非営利活動法人ひだまりの家が設置するグループホーム・ケアホーム一体型ホームで香取小見川区にある。

1. ひだまりの家（一軒家タイプ 男性4名）⇒生活介護事業所へ通所
2. あゆみ寮 壱・弐（アパートタイプ 男性2名ずつ）⇒一般就労している

※バックアップ施設…大泉旭出学園

○地域との交流

生活支援とともに、地域の人々の理解を深めるきっかけの一つとして、交流会を年に数回行っている。

地元の人から畑を借りる等、日々の交流を行っている。

○震災時の状況

利用者の安否確認を取りたいが手段に限りがあるなど、通信・情報収集に支障があった

世話人自身も出勤は容易ではない状況であった。

→勤務時間以外で生活水の用意を行うなど、体制の一部を変えて対応した
利用者さんも一つのホームにまとまってもらい対応

長期間のライフラインの不通（市の水道は普及までに2週間ほどかかった）

→お隣のご厚意で食器類を洗うことができた。

バックアップ施設の協力で、入浴・衣類の洗濯等をさせてもらい、しのぐことができた

ガソリンが手配できず、車での移動が困難であった。

○震災を通して感じたこと

今回のような大規模震災を経験し、地域にあるグループホーム単体での生活の維

持は困難であり、災害時はバックアップ施設を含めた地域の皆さんの協力は不可欠であると痛感した。今後も日常的な関わりから、地域との交流を続けていきたいと思っている。

課題として、災害時の関係機関との連絡手段を確立していくことが挙げられる。

3) パネリスト：窺佳宏氏（成田市障がい者福祉課）

○成田市の被害状況

人的被害 重症 1名 中等症 4名 軽傷 12名
住宅被害 全壊 4戸 半壊 35戸 一部損壊 712戸
道路被害（市管理） 260カ所
がけ崩れ 21カ所
橋梁の被害（市管理） 80カ所

○震災時の取り組み

3月12日（土）～3月14日（月）

・手帳所持者への安否確認

→対象者 207名（191名の安否を電話で確認）

3月15日（火）～3月16日（水）

・市職員による個別訪問

→不在者には不在者連絡票を置き対応

※震災時の安否確認状況

①重度身体障害者・・・手帳所持者（1級2級）の独居中心に確認

②その他・・・FAXにて安否確認（聴覚障害者）

医療器具利用者の安否確認

○通所系施設の状況

成田市内 13 施設の状況を確認

・建物への被害

→2施設で被害あり・・・内壁にヒビ、壁板が浮く、化粧板・エアコンがずれる

・電力の確保

→1施設で自家発電装置による対応

・営業への影響

→ガソリン不足により、送迎困難等

○災害時要援護者避難支援制度について

災害時要援護者避難支援制度

→災害の際、近隣の人々が協力して避難の手伝いをする

対象者

→障害者、高齢者世帯など

支援の内容

→情報の伝達や避難時の介助・搬送など

⇒今後は、うまく運用できるようにしていく事が必要となる

(今回の震災時は機能していなかった現状あり)

4) パネリスト：山本重一郎氏（佐倉市民生委員・児童委員協議会副会長）

※阪神・淡路大震災にて、自助・共助・公助が重要とされた

自助⇒自分自身で助かること

共助⇒隣組での助け合い

公助⇒行政を主体とした助け

○民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員の委嘱

・厚生労働大臣・県知事・市長から委嘱される

・任期は3年である

民生委員・児童委員の推薦

・自治会・町内会会長の推薦が必要となる

民生委員・児童委員の活動

・民生委員…担当地域の高齢者、障害者等の見守り、相談支援事業

・児童委員…担当地域の義務教育終了までの見守り、相談支援事業

※主任児童委員…担当学区内の学校、地域住民、児童生徒の見守り、支援事業

・活動…証明事務（行政機関への証明）、公的機関への連絡調整など

※制度ボランティアとして活動

・対象世帯…生活困難者世帯、母子父子世帯、児童虐待世帯

障害者世帯、高齢者世帯 等

○ネットワーク化の重要性

ノーマライゼーションの推進（福祉委員）

自治会・懇談会の開催

自治会・町内会との連携

地区社会福祉協議会との連携

5) アドバイザー：荒井隆一氏（日本グループホーム学会 運営委員）

○災害時一番不安だったこと

→相川氏：家に帰れなかったことが困った

→荒井氏：ホームへ帰れなかった利用者に対して、どのような対応をとって
いくのか、職員と一緒に考えていくことが必要である

※連絡方法や迎えの方法など

○災害者要援護者避難支援制度について

→今回の災害時には機能しなかった。

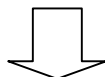
地域毎の違いもあるので、地域毎に上手く運用できるように機能
させていくことが重要になってくる

※課題として…

⇒登録制であること（情報が周知できるか）

⇒だれがどのように安否確認していくことになるのか

⇒確認作業をどのように確立していくのか



団体・相談員・支援員等との連携が不可欠である

仕組みとして考えていくことが必要となる

- 災害時のホーム対応について
 - 青柳氏：小さい法人であるので、緊急時の体制が弱い立場である
地域での支え合い体制が必要となる
- 対象者について
 - 窺氏：対象者は限定されている状況である（介護保険対象者、手帳所持者）
- 民生委員の動きについて
 - 山本氏：民生委員として、対象世帯の訪問をおこなった。
地域とグループホームとの打ち合わせをしていない状況である
- 民生委員とグループホームとの連携について
 - 荒井氏：民生委員とグループホームとの連携が取れていない状況がある
- 安否確認は誰が行うのか？
 - 窺氏：民生委員・自治会役員・消防団などが確認作業をする
※担当課は危機管理課（障害福祉課との連携は窓口対応のみ）
- 確認する側とされる側とのつながりについて
 - 荒井氏：地域の民生員との関わりをどのようにしていくかが課題である
※銚子市では、自立支援協議会（居住部会）の中で、民生委員との関わりがあるので、そこから、グループホームとの関わりを作っている（海匠圏域障害者グループホーム等支援ワーカー庄司）
- グループホームの社会的認知度
 - 荒井氏：グループホーム自体の社会的な認知度が低い現状があるために、
なかなか理解されない。
その中で、地域とのつながりをどのようにしているか？
→青柳氏：生活の中で、日常的に関わっていきながら、関係をつくって
っている。
(支援者も含めて、日常的に地域の人たちと関わりを持つことを念頭においている)

③まとめ

○事前アンケートの報告

- ・地域との交流を取っていること
→日常的な挨拶をしている など
- ・地域と交流が取れない理由
→住宅環境 など
グループホーム等と民生委員や地域とのつながりを支援ワーカーとして作っていかねばと感じている。
行政だけでなく、自治防災組織等自治会中心の組織を含めて、全体で考えていきたい。

荒井氏：今回の震災は、大規模であった。今後の課題として、どれだけの人に知ってもらえるのが重要となる。

人に知ってもらっていたから、助かったことも多い。ホーム入居者も近所の人に助けってもらって避難所に連れて来られた。

避難訓練時に、近所の人と一緒にいるからこそ、できたことだと思う。地域の仕組みを作っていく上で、だれが動くのが重要であり、自分たちが動きをとっていくことも必要となる。

積極的に地域での課題を考えていけるようにしていけるとよい。

2. 第7回千葉県障害者グループホーム講座（市原・君津圏域）

テーマ：「グループホームでの生活＝地域生活って本当ですか?!」

～グループホーム支援者のセンスが今問われるとき～

（1）開催実績

【内 容】グループホーム制度の原点に振り返り、今のグループホームでの生活と地域生活について検証をしていく。

グループホームに関わる支援者を対象に地域生活について考えていく。

【主催・主管】千葉県（障害者グループホーム等支援事業）

君津圏域・市原圏域障害者グループホーム等支援ワーカー

【共 催】千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会

【後 援】君津健康福祉センター、市原健康福祉センター

木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

君津圏域障害者グループホーム等連絡協議会

【日 時】平成23年10月16日（日）14:00～16:15

【場 所】君津市学習交流センター

【プログラム】

1. 開会

2. 登壇発表

発表者 君津市保健福祉部障害福祉課 竹森麻樹氏

社会福祉法人薄光会 共同生活介護事業所

ケアホームCOCO サービス管理責任者 井上利昭氏

リーブたびだちの会（当事者の会）

支援法人：特定非営利活動法人 就労生活定着支援センターリーブ

コーディネーター 荒原 寛治（市原圏域障害者グループホーム等支援ワーカー）

3. まとめ・質疑応答

4. 閉会

【参加者】117名

（2）概要

①実践発表

1) 登壇者：竹森 麻樹氏（君津市保健福祉部障害福祉課）

○自己紹介

障害福祉課5年目となる。主に知的障害の人と関わることが多かった。

現在は、障害種別問わず関わっている。

○君津市紹介

今年度から、障害福祉課が相談事業所と協力して、こころのバリアフリー「モゲ

エ」(君津の方言で可愛がるという意味がある)を開催している。

→障害を持っている人の居場所、話し合いの場として設置している

○ケースワークをして感じたグループホーム等の位置づけ

- ・グループホーム入居希望者のケースを通して感じていること

グループホームは障害者自立支援法の中の事業であるので、法の理念に基づいて事業をしていくものである。

※事業の内容・理念説明

事業の理念からすると、自宅を離れて、自立を目指して、地域で生活していきたい人が生活をする、居住の場となっている

- ・現状では…

施設入所に入るためには、区分が高い人でなければいけない(区分4以上)空きがなければ施設入所ができない(入所待ちは多数いる)

そのため、施設に入所できず、自宅での生活が難しい人が入っていく形になってしまっている。

※選択肢がグループホームしかなく、自立等関係なく入居せざるを得ない状況となっている。

- ・グループホーム入居生活の安定

グループホームに入居しても、入居生活が続かない人は、家族の都合等で入居となり、本人が生活のイメージができていない人が多いように感じる。

事例1 精神障害、アパート暮らし

→一人暮らしをしていたが、生活が落ち着かない状況であった

⇒生活を安定させるためにグループホームにつなげたが、グループホームでの生活がうまくいかず、退去にいたるケースがあった

事例2 高次脳機能障害、家族暮らし

→家族とのトラブルがあり、家族との同居が難しくなる

⇒居住の場としてグループホームを見学等して、入居することになったが、入居後にホームでの生活が合わず、本人自身が、違う住まいを探して出て行くことになった

事例3 知的障害、施設入所

→施設入所していたが、判定したら区分4以下となり、施設で暮らすことが出来なくなった。

※制度の都合で当事者に影響がでてしまっている

- ・グループホーム制度を利用する上で…

ホームで生活する上で、本人がどのような生活をしていきたいかイメージしていくことが重要だと思っている。

⇒制度サービスを目的にするのではなく、サービスは手段であり、

どのように使っていくのかを考えていければと感じている。

○グループホーム等支援者へのお願いと抱負

グループホーム等を支援している方々と連携して、今後も市がバックアップができるようにしたいと思っている。

2) 登壇者：井上 利昭氏（社会福祉法人薄光会 共同生活支援事業所
ケアホームCOCO サービス管理責任者）

○法人紹介（事業所紹介）

・社会福祉法人 薄光会

豊岡光生園（障害者支援施設：短期入所・日中一時支援）

三好光陽園（介護老人福祉施設：短期入所生活介護・通所介護・居宅介護支援）

鴨川ひかり学園（生活介護事業・日中一時支援）

湊ひかり学園（生活介護事業・児童デイサービス・日中一時支援・地域活動支援センター）

太陽のしずく（生活介護事業・日中一時支援）

相談支援センター天羽

○ケアホームの紹介

共同生活介護事業所 ケアホーム「COCO」6ホーム 定員 34名

※COCO の名前の由来…個々の生活を目指して名称

①COCO（7LDK 一軒家）： H18年12月開所 入居者6名（男性）

※区分…区分5：2名、区分4：4名

②MOMO（1DK アパート）： H19年12月開所 入居者6名（男性3名・女性3名）

※区分…区分5：2名、区分4：4名

③のどか（7LDK 一軒家）： H20年4月開所 入居者6名（女性）

※区分…区分6：2名、区分4：4名

④勝手の家（5LDK 一軒家）： H21年4月開所 入居者4名（男性）

※区分…区分6：1名、区分5：2名、区分4：1名

⑤ほのか（6LDK 賃貸物件）： H21年4月開所 入居者6名（女性）

※区分…区分6：2名、区分5：3名、区分4：1名

⑥あけぼの荘（7LDK 賃貸物件）： H21年4月開所 入居者6名（男性）

※区分…区分6：2名、区分5：2名、区分4：2名

※ケアホームを作るため保護者に説明に行ったときに、大反対された。

入居者の保護者からは、島流しにあったと言われた

⇒保護者からすれば、入所施設があり、老人施設があれば安心と感じているからだと思うが、本人からするとどうなのか、と感じることがある。

○地域って

ケアホームで生活するにあたって、気をつけたこと

⇒地域住民にどう伝えていくか、どのように関係をつくっていくか

・スーパー吉田屋での買い物

生活が始まった初日に、入居者6人を連れて買い物に出かけた。

買い物先では、それぞれが別々の行動をしてスーパーには迷惑をかけてしまった

⇒かき揚げをつまんでいたたり、店内で座り込んでしまったり、肉のパックを突っついたりして、注意を受けたこともあった。

↓

その後も、スーパー吉田屋に通いつめて、顔なじみになったことで、周りとの関係が変わり、声をかけてくれるようになった

※買い物等、生活を続けていったことで、地域に溶け込めるようになったと感じている。

⇒生活をしていくことで、地域に溶け込んでいけると思っている
それが、地域生活をしていくことだと感じている

・リベエラ（理容室）のおやじとの関係

始めは、入居者たちに悩みがなくっていいねといわれていたが、何年も通い、付き合っていくうちに、本人とおやじさんとの関係ができ、悩みがないわけではないことを感じてくれるようになってきた。

⇒言葉で伝えても、伝わらないことはある。

しかし、関係性ができることで、言葉で伝わらなかったことが伝わり、
感じてくれる、とわかるできごとであった。

3) 登壇者：たびだちの会（支援法人 特定非営利活動法人 就労定着支援センターリーブ）

○たびだちの会の概要

- ・役員22名
- ・以前は職員が全て企画や運営を行って参加するだけであったが、自分たちも一緒に企画・運営をしていくことを目的として会を立ちあげた。
役員会等大変なことはあるが、がんばっている。
- ・たびだちの会として、企画やチラシ作成などを、仕事を終わって帰ってきた後に行っている。
- ・今後は、結婚など人生に対して考えていきたいと思っている

リーブたびだちの会 沿革

リーブたびだちの会は、当法人の理事長が、30年にわたる障がい者の方々の就労支援に携わってきた中で、同じ目線で共感できる仲間存在の重要性に着目し、創設した当事者の会です。設立に当たり、設立準備会を作り設立の目的を決めました。

－「リーブたびだちの会」設立準備会より抜粋－

私たちは、

- ① みんなで楽しく地域生活を過ごせるように力を合わせていきたい。
- ② 働くこと、自立した生活のことを将来に備えてみんなで学んでいきたい。
- ③ 将来、単身での生活に移行しても相談しながら安心した生活ができるようにしていきたい。
- ④ クラブ活動やイベントクラブをみんなで計画して生活をもっと良くしていきたい。
- ⑤ 私たちが生活をしている袖ヶ浦市内がもっときれいで良い市になるために協力していきたい。

*就労生活定着支援センターリーブ

障がいがあろうとも地域で頑張っている方々を全力で応援する法人です。

【事業概要】

- ① 日中活動支援…就労サポートリーブ（就労移行支援・就労継続支援B型・生活訓練）
- ② 地域生活定着支援…グループホーム・ケアホーム一体型（26ヶ所）
- ③ 本人活動支援（当事者の自治会活動）…リーブたびだちの会
- ④ 障害者スポーツ支援…たびだちBBC（IDバスケット）、び・リーブ（ID卓球）、リボール（IDボーリング）
- ⑤ 休日（余暇活動）支援…日帰り旅行、一泊旅行、映画鑑賞、コンサートなど
- ⑥ 通勤支援…当法人利用者を中心に支援を実施します。
- ⑦ 就労定着支援…所定の研修を終了した経験豊富なスタッフが支援します。
職場適応援助支援（ジョブコーチ支援）

○支援法人（就労生活定着支援センターリーブ）より

平成18年10月より本格的に活動を開始したリーブたびだちの会は、現在、会長他22名の役員を含め86名の会員で構成されている。

開始当初は、各々の役割に自信が持てず、意見もまとまらず試行錯誤しながら進めてきた。大きな転機となったのは、平成19年の定期総会だった。支援者の叱咤激励(?)を受けながらも自分たちの力で総会をやり遂げた自信と達成感がその後のたびだちの会の意識を変えた。役員一人ひとりが「自分のため」から「仲間のため」にと確かな成長が見られた。

支援者の立場としては、時には口を挟みたくなくなって言い過ぎてしまう事もあったが、常に黒子としての立場を忘れずアドバイスを続けた。

○平成 23 年度事業計画・収支予算

各部門で企画・運営を行っている

- ・地域生活部⇒誕生日プレゼントを渡す企画・運営、震災に対する寄付活動
- ・活動部⇒仕事をしている日曜日に、休日の活動を企画・運営
- ・就労サポートリーグ活動部⇒日中活動に通い、土日の休日の活動を企画・運営
- ・自立料理部⇒毎月 2 回開催、自立のために料理をおぼえる目的で開催
- ・通信部⇒リーグたびだち機関紙発行
- ・合同事業・共同企画行事⇒交流会、研修会、大忘年会等を企画
※役員会を開いて、企画・運営について話し合いを行っている
⇒仕事等が終わった後に役員会を開いている（毎月開催）

○クラブ活動紹介

①たびだち BBC（バスケットボール）

余暇活動として、バスケットボールクラブを立ち上げた。

最初はルールも分からず、負けることが多かったが、現在は人数も多くなり、県大会でも功績を残し、全国大会にも参加できるようになった。

②び・リーグ（卓球）

部員 100 人以上が参加している。毎週土曜日に開催している。

部員の中から、全国大会に出場する人もいる。部員募集中。

③り・ボール（ボーリング）

たびだちの会の活動として、年間 4～5 回ボーリング大会を開催していたが、定期的に行いたいと声上がり、今年度、部として設立した。現在 19 名参加している。大会にも参加して、上位の成績を収めることができた。

②まとめ

コーディネーター：市原圏域障害者グループホーム等支援ワーカー 荒原

○たびだちの会について

- ・事業計画や収支予算の報告書は、自分たちだけで作成しているのか？（荒原）
⇒今は、自分たちで作成している。できないところは職員に聞き、作成している。（たびだちの会 菊池氏）
- ・役員会等を開催して会を運営しているようだが、どのくらい大変か？（荒原）
⇒仕事が終わってから行うので、21 時、22 時となり、疲れる。
（たびだちの会 菊池氏）
- ・最初は、どのように会を運営していたか？（荒原）
⇒最初は、役員会を進めることもできず会をまとめることも大変だった状況であった。たびだちの会は、自分たちでやりたいことを作っていきこうという目的で始めてきたので、今はそれぞれが役割を担えるようになってきた。

(就労生活定着支援センターリーブ 三浦氏)

- ・たびだちの会の活動を聞いて、どのような感想を持ったか？ (荒原)

⇒ホームでも、休日の過ごし方をどうサポートしていくか悩んでいる。

何をしたいのか、興味があるのか。どう引き出していけるとよいのか、支援者として悩んでいる。たびだちの会のようなものがあると、サポートの仕方が広がると感じる。(ケアホームCOCO 井上氏)

○ホームに関わる支援者としての立ち位置について

- ・ホーム入居者の支援者として、どのような立ち位置にいるか？

⇒入居者が自分自身の生活を選んでいけるように接している。

職員によっては、流れ作業の中で支援を行ってしまう状況がある。

支援者として、送り出すこと・待つことが本人の自信に繋がり、本人が地域で生活をしていくことと感じている (ケアホームCOCO 井上氏)

- ・たびだちの会の設立時に職員として待っていたと聞いているが、それは、主体性を出せるようにあえてしたことか？

⇒会を進めていく上でも不都合なことが多かったと思うが、それを自分たちで乗り越えて力を付け、自信をつけてきていると感じている。今後は、それを生活につなげていきたいと思っている。

たびだちの会は、自立に向けて自分たちでやっていくことを目的として会を立ち上げたので、地道に進んでいきたい。(就労定着支援センターリーブ 三浦氏)

- ・支援者によっては、地域でトラブルが起きないように制限する部分があると思うが、そのような関わりについてどう考えるか？ (荒原)

⇒地域に住んでいるのは、職員ではなく入居者であるので、特性を含めて入居者の全てを受け止めてもらいたと思っている。

ホームと地域の関係ではなく、入居者一人一人と地域の関係ができていけるとよいと感じる。支援者として、一人一人と地域との関係が作られる機会を摘んでいくような支援はしたくない。

(ケアホームCOCO 井上氏)

- ※ 入居者自身が考えて、生活できるように支援者として、見守る(手を出さず、待ち続ける)ことが必要である

○制度の利用について

- ・制度によって利用できるサービスが限定されることもあるが、どのような形で制度のサービスを使えば良いか？ (荒原)

⇒制度は枠組みが決まっているが、生活や人生は枠組みに当てはめることはできないと感じている。手段としてうまく利用していけるように考えていけるとよいと思っている。(障害福祉課 竹森氏)

○ホームでの生活・今後の生活について

- ・入居者からのどのような相談があるか？

⇒結婚したいという話など、今後の生活について色々相談を受けることはある。また、入居者同士でのトラブルなどで職員が間に入って対応することもある。(就労定着支援センターリーブ 三浦氏)

- ・今の生活に不満はあるか？

また、今後の生活について考えていることはあるか？(荒原)

⇒長浦ワークホームからグループホームに入居する際、地域で生活することが不安だった。なかなか仕事が決まらず不安だったが、現在は仕事も決まり、自分に自信が出てきた。(たびだちの会 菊池氏)

⇒グループホームの生活では自分の物が無くなること等トラブルもある。将来は自立に向けてひとり暮らしをしていきたい。

(たびだちの会 石井氏)

⇒グループホームを希望して入居したが、多少のトラブルに困ったことはあったが、グループホームでの生活で力を付けて、ひとり暮らしをして自立した生活を送りたい。

(たびだちの会 池田氏)

③質疑応答(会場より)

○地域の中で、どのような形で自分たちの役割に取り組んでいるか

⇒歩きながらのごみ拾いなど、袖ヶ浦市をよくする会として取り組んでいる
(たびだちの会 菊池氏)

⇒自治会の草刈りやごみ拾いに入居者・職員で参加している。
地域の行事に声をかけてもらって参加するホームもある。

(ケアホーム COCO 井上氏)

3. 第8回千葉県障害者グループホーム講座（習志野・市川・松戸・野田圏域）

テーマ：「街にグループホームがやってきた！！」～住民理解と住宅開拓～

（1）開催実績

【内 容】 圏域内に点在するUR住宅の利用や一般賃貸マンション、公営住宅における開設といった新しい障害者グループホームのあり方を学ぶとともに、近隣住人との関係、障害者の移住の権利をテーマとする。

近隣住人の理解はグループホーム等の開設に影響を及ぼすので、民生委員や不動産業者、自治会を含めた地域住民を対象として、グループホーム等と地域の共生を検討するとともに、事業者が地域とどのように共生するかを検討していく。

【主催・主管】 千葉県（障害者グループホーム等支援事業）

松戸圏域障害者グループホーム等連絡協議会

習志野圏域・市川圏域・松戸圏域・野田圏域

各障害者グループホーム等支援ワーカー

【共 催】 松戸市、千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会

【後 援】 習志野健康福祉センター、市川健康福祉センター、松戸健康福祉センター
野田健康福祉センター、市川市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、
我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、各地域自立支援協議会、
柏市地域生活支援センターあいねっと

（社）千葉県宅地建物取引業協会、（社）全日本不動産協会千葉県本部

【日 時】 平成23年12月15日（木）13：00～16：00

【場 所】 松戸市民劇場（松戸市本町11-6）

【プログラム】

1. 開会

2. 基調講演

「グループホームにおける住民理解と住宅開拓」

講師 東京都精神障害者共同ホーム連絡会

社会福祉法人 プシケおおた ホームプシケさくら草 田中 隆宏 氏

3. 分科会

①障害を持つ方の住居開拓

②集合住宅における住民理解

③地域の中で障害を持つ方と共に暮らすということ

4. まとめ

5. 閉会

【参加者】 139名

(2) 概要

①基調講演

「グループホームにおける住民理解と住宅開拓」

講師 東京都精神障害者共同ホーム連絡会

社会福祉法人 プシケおおた ホームプシケさくら草 田中 隆宏 氏

1) グループホームを作る（住宅開拓）ことを考えよう

○地域の特色（東京都大田区）

- ・調布地域・・・閑静な住宅街
- ・大森地域・・・閑静な住宅街と商店街工場が入り混じっている
- ・糎谷・羽田地域・・・羽田空港があり、埋め立て地である
- ・蒲田地域・・・中小企業・町工場が多い地域である

○グループホーム施策との関連

- ・東京都のグループホーム施策の特殊性

通過型グループホーム・・・東京都では通過型が基本となっており、国基準の
滞在型グループホームは特別な類型である

→グループホーム事業者に対して国基準の給付費に上乗せした優遇措置がある

※東京都の住宅事情に配慮した施策である。⇒グループホームの長期の運営が可

能となる

→サテライト型グループホームの運営が認められている

※サテライト型グループホームとは・・・異なる建物の部屋を併せて事業所と

して運営

→入居期間が3年間と決まっている

※期限があることは、地域生活に向けての本人の意識やモチベーションを
高めていく効果はある（短期・長期の目標の設置が必須）

→世話人は精神保健福祉士または、社会福祉士の国家資格を取得している者

○私達の実践

- ・最初は福祉ホームとして出発→大田区の職員宿舎があいたことで、無償で借り受ける。

- ・各ホームをユニットとして、5ユニットで1事業所として組織変更を行う。

→その後、滞在型を追加で開設して6ユニットで運営

- ・「さくら草」「第2さくら草」の作り方

→理事の知り合いから空いた従業員宿舎を借り受ける

※「さくら草」は一戸建て家屋（3室）とアパート2室（サテライト型）だった
が、アパートの賃借人が退去したのでサテライト部分を1室増やす

※「第2さくら草」は一戸建て家屋（3室）アパート2室という形で運営

- ・蒲田地区は、土地柄、中小企業の社員寮の建物が多数存在する
→社員寮の廃止後に建物をグループホームとして運営することが可能となる
- ・退去後のアパート探し等も世話人の役割となるため、理解のある不動産屋が重要な支援者となる

○まとめ

- ・地域（生活圏）の特色を知った上で物件を選択する
→利用者は基本的にホームのある地域でその後の長い人生を送る。
ホームは地域生活の第一歩であることを忘れてはならない。
- ・グループホーム施策を意識しつつ物件を選択する。
→一旦始めると、物件は利用者の生活を保証するものである。
グループホーム施策を意識して、安定した運営ができるよう心がけたい

2) 住民理解をどのように得るのか考えよう

○住民理解は必要？

- ・物件を確保してグループホームの運営を始めるに当たって、住民の理解を得る必要があるのか？
→住む前からどのような人物が住むのか、近隣に知らせるだろうか？
障害を持たない人がやらないのに、精神障害者が住むグループホームであることをわざわざ知らせることは、障害ゆえの差別である。

○物件探しのできごと

- 支援者の責任をはっきりさせることで借りやすくなった。
- ※住民説明会をすることで、多くの反対意見が出て、計画がつぶれてしまう
- ※福祉を知っている人が住民にいと逆に弊害となることもある

○支援者を作ろう

- ・グループホームが地域で孤立した存在になることは、利用者の地域生活を実現するためにはマイナスである
→地域の支援者を作り出すことが必要
⇒福祉関係だけでなく、地域の人々を支援者にしていく必要がなる

○支援者を作る方法 ～経験に基づいて～

- ・住民の理解を得ていく試み
- 1. 町内会のイベントに積極的に参加する（スタッフ、入居者共に参加していく）
- 2. 町内会の役員になる
- 3. 町内会の有力者と顔見知りになっておくこと
(町内会長・地主・昔からの商店・民生委員など)
- 4. 地元の警察署や消防署と仲良くなっておくこと
- 5. ホーム全体で地域に役立つ活動をしていく（清掃など）
※地域に溶け込んでいくことが一番住民理解を得られる、と感じている

※支援者側として、説明できることも必要である

6. ホームを認知してもらうような活動をする（オープンハウスなど開催）

○実績を積んで地域に溶け込む

- ・目に見えないもの、よく分からないものは人を不安にする
→グループホーム開設後に、地域活動に参加し、近隣への挨拶を徹底する（実績を積むことが地域生活の安定、住民理解につながる）

○地域住民の不安をなくす

- ・何かあったときにどうするのか？と聞かれた場合の対応（居室を借りることに難色を示された）
→夜間支援体制を含め、責任の所在をしっかりと話し、説得に成功した。
問題があれば、直ちに対応するという姿勢とそれを支える体制の確立が重要

○まとめ

- ・平穏に生活できる環境を作ることが運営側の役割である
- ・本人が何もできなと感じたときに援助することが必要
→本人の力で自立できることが一番よいと感じている
- ・将来、グループホームを出た利用者が安定した単身生活を実現するためにも、住民理解を得ることが重要である

②質疑応答

- ・治療は継続して行っているのか？
→治療は継続して行った上で、生活の安定を図っている。
生活の中で病状が悪化してきた時は、医療関係機関と連携をとっている
- ・知的障害者の場合は、回りに迷惑かけてしまうことが多いので、事前に知らせた方が受け入れられると感じているが・・・。
→大田区の場合は、知的障害の福祉は進んでいるが、精神障害の福祉は遅れていることもあるので、実績を積んでいく必要があると思っている。
- ・グループホーム入居者の内訳は？
→男性と女性が同数である
下が26歳、上が64歳の人が入居している（平均は54歳程度）
※人格障害の人が増えてきている
※様々な病気の人が入居とが増えてきている
- ・障害年金でまかなえることができるのか？
→都から家賃補助があるので、生活はできている
（家賃を抜いた、食事代などの実費分しかかからない）
※知的障害者の場合は、年金以外の手当てがあるので生活ができています

③分科会

1) 第1分科会場報告

不動産業者とともに考える、障害を持つ方の住まい

1. 構成要素

まず「物件」というハード面の要素があり、入居者や運営者がいる。そして根拠となっている法制度がある。その他の重要な要素として、街がある。スーパーや商店街、交番などの街にある資源がとても重要になってくる。

2. アンケート結果

圏域内の不動産業者に対し、事前にアンケート調査を実施。戸建の物件が多いが、集合住宅が増えてきているのは、東葛圏域の特徴といえる。また、長期契約が多く、家賃滞納もなく、何かあった時の対応がしっかりしているのがグループホーム等の良い点としてあげられている。

ホームを運営して2～3年で契約が切れるということはなく、10年以上住んでいるのが実情であり、一度契約した不動産や大家さんはもう一度契約したいと思っている。

困った点は特になしという答えが多くあったが、契約までに時間がかかるという声もあった。改修や入居者が決まっていないと6か月以上もつかってしまうこともある。しかし、長期契約ということがほぼ保障されているので、その点を交渉材料にすると、上手に業者とやりとりができるという点もある。

近隣からの反対があったという声もあるが、その点に関しては、民生委員をはじめ地域の力が必要だと思っている。松戸市内でも、学校の近くにホームができたが、民生委員や自治会、学校の協力もあり、うまく運営している。

3. グループホーム等のニーズはあるのか？

620万人の千葉県民がおり、その中で障害手帳を取得しているのは20万人いて、ホームの入居者が2,400人いる。ホームに住んでいない人たちは、家族との同居や、一人暮らしをしている。その他に施設や病院で生活している人もいる。本人が好きな人と好きな街で暮らすためには、グループホーム等が必要になってくる。グループホーム等は、本人が当たり前の生活をするための選択肢の一つである。

また、行政施策の中では、精神科病棟の病床削減や施設入所者の地域移行による定数の削減について盛り込まれており、県の障害福祉計画にもうたわれている。よって、地域で生活できるグループホーム等のニーズは十分にあるといえる。

4. まとめ

グループホーム等とは、障害がある人の居住の場であるが、バリアフリーなどの特別な対応が必ず必要という訳ではない。自分たちが住んでいる環境と同じ住居でも構わない。

質疑応答

- ・グループホームは通所するところではないのか？

→ホームは住む場所なので、昼間だけ通うというところはない。昼間通う場所は作業所

になる。

- ・入居する人はどうやって順番を決めるのか？
→市町村への相談を事業所がまとめている場合や、事業所が直接相談を受けている場合もある。また、支援ワーカーに相談がくる場合もあるが、どこのホームでもいいという訳ではないので、ホームの見学等を実施して慎重に決めている。
- ・不動産業者にアンケートをしたようだが、良心的な所とつなげてくれるのか？
→もちろん紹介はできる。しかし、どの物件でもよいという訳ではないと思うので、希望する物件と一緒に考えていくところから始めたい。
- ・運営事業者が社会福祉法人や NPO 法人等いろいろあると思うが、法人格によって違いはあるのか？
→基本的にはない。一般的に NPO は小さな法人と考えられているが、例え小さな法人だとしても、各圏域で連絡協議会等の連携体制を整えている。法人格にとらわれなくて、運営する人を見て行ってほしい。
- ・松戸市内ではホームが足りない状況だが、他の圏域はどうか？
→県内はほとんど同じ状況。ニーズが合わなくて空いているということはあるが、基本的にはほとんど満床状態である。
- ・今物件を探しているが、不動産業者に2回断られている。NPO 法人ということが理由なのか？それともルームシェアという名目で借りようとしているからなのか？理由を知りたい。
→（不動産業者より）誰が住むのか、住む人が変わるのか、障害の程度がわからないというのはとても大きい。そうした不明瞭なことを不動産業は誰に言えばいいのかわからない。ある程度、どのような人が住むのかということを説明してくれた方が安心できるし、大家さんにも説明できる。ルームシェアではなく、社宅という形の方が安心できると思う。

2) 第2分科会場報告

集合住宅における住民理解

講師：社会福祉法人 のうえい舎 グループホーム・ケアホーム あんず 水原 進 氏
社会福祉法人 プシケおおた ホームプシケさくら草 田中 隆博 氏

1. のうえい舎の概要

訪問看護ステーションの立ち上げを検討中。

アウトリーチ（訪問）による支援の充実。地域での生活を考えていく。

2. 施設紹介

3階建アパート 24部屋中 10部屋（1K）をホームとして利用。

他の部屋は、会社員・学生が住んでいる。

3. 住民理解について

市内で反対運動が起きたこと、説明義務がないことなどから、あえて住民説明を行わなかった。日中は、他のアパートの住人がほとんどいないため、顔を合わせることもほとんどない。今までに住民トラブルはない。1度、2階の音がうるさいという事があったが、謝罪で理解してもらった。(日常の生活の中でもある事。)

4. グループホーム等の立ち上げについて

不動産業者は、事業説明ですぐに理解してくれた。

大家は障害福祉サービスを知らなかったため、実際に日中の場を見学してもらい、ホームの体制を説明した。

5. その他

ホームと同じアパートに精神科に通院しながら単身生活をしている人がいる。

(ホームのあるアパートなら安心と考えて大家が契約をしたのかも?)

その人から、部屋の電気が止まっているのでどうしたらよいか、と相談があった。住民理解・ご近所付き合いと捉えて対応した。

アパート型ホームで、1人部屋での寂しさもある。程良い距離感でその方にあった支援が必要と常に考えている。

質疑応答

・世話人は資格をもった専門の人か?

→水原氏：資格を持った職員と、そうでない職員がいる。資格の有無は考えていない。

→田中氏：ほとんどが地元の人。障害の有無ではなく、一人の人として向き合ってくれる。

怒ることもできるし、普通の暮らしができています。

・地域で世話人を募集する際のやり方は?

→田中氏：スタッフの繋がりで見つけた。

・施設（ホームを含め）を建てるにあたり、住民説明で理解をしてもらった例は?

→田中氏：町会・商店街とタッグを組んだことで、地域に根付いた病院がバックアップ施設になってくれた。

・地域で生活している側としては、地域説明がないと不安。例えば、服薬管理ができていない人はいないか?

→水原氏：毎日利用者の様子を確認している。服薬を含め、普段と様子が違っている場合は、世話人・病院とがチームを組んでバックアップをしている。

3) 第3分科会場報告

地域の中で障害を持つ方と共に暮らすということ

講師：中核地域生活支援センターほっとねっと 藤井 公雄 氏

1. 障害のある人の暮らしとは?

生活（暮らす）は、障害のある人もない人も変わらないものである

→仕事・お金・仲間・相談相手・趣味・余暇・家・環境・健康など

※生活は、日々の繰り返しであること

2. 障害＝生活のしづらさ

・障害

- ① 身体障害
- ② 精神障害
- ③ 知的障害
- ④ 発達障害
- ⑤ 高次脳機能障害

・生活のしづらさ

- ① 日常生活（家事・移動・金銭管理など）
- ② 社会生活（地域や社会のルールなど）
- ③ 人間関係（コミュニケーションなど）

※生活のしづらさにポイントを置くことで、障害だけのことではなくなる

3. 生活のしづらさは人それぞれ

・生活とは？

- ① 働くこと（お金を稼ぐこと）
- ② 住むこと（誰と・どこで）

→昔は入所施設しかなかったが、今はグループホームなどができ、選択肢は広がった。

選択肢から選ぶ上で、本人の意思が反映されているかが重要

- ③ 人間関係（仲間・職場・近所・相談相手）
→困った時に、話ができる相手の存在が重要
- ④ 家事（炊事・洗濯・掃除など）
- ⑤ その他、こまごましたこと（手続きや支払など）

※本人たちの生活のしづらさ

働くことはできるけど、職場での人間関係がうまくいかない。

生活全般でできないことはないが、意欲がもてない。

人や地域の人たちとうまく付き合えない。

言われたことはできるが、他の人と比べると時間がかかる。

お金のやりくりができない、あるだけ使ってしまう。

4. 共に暮らすということ

・まず、心がけてもらいたいこと

→障害というフィルターで相手をみていないか？

・相談支援者としての視点・ポイント

相手の名前を知ることから関係が始まる（〇〇さん、こんにちは…）

相手の性格・得意なこと・苦手なことを知って関係が深まる。

苦手なこと、人と変わっていることなどが障害といわれているかも

※障害と付き合うのではなく、個人として付き合う

5. 共に暮らすことは理解しあうこと

- ・地域の人々の不安

→いつもぶつぶつ言っている。時々、大きな声が聞こえる。

返事はしてくれるけど、分かってくれているの？

その他、障害を知らないための漠然とした不安

- ・本人や家族の不安

→自分たちは、地域の人たちに受け入れてもらえているのか？

障害や病気のことを理解してもらえているのか？

迷惑をかけているのではないか？

6. 共に暮らすことは孤立しないこと

- ・困った時に、困ったと言える関係ができているか？

- ・お互いに理解できないまま、漠然とした不安に陥っていないか

※障害のある人の理解や支援は、専門の機関が支援する。お互いの不安をなくすことで、どんな時にどんな手助けや配慮が必要かを知ることができる。多くの障害のある人や家族は自分たちのことを理解してもらえる言葉を持っている。

7. 地域の中で障害のある人と共に暮らす

障害者の〇〇さんということではなく、

〇〇さんは「～が苦手」「～という行動や言葉が出る」、それが〇〇さんの生活のしづらさになっている。と考えることはできませんか？

※障害（人それぞれの生活のしづらさ）を知ってもらうことだけで、双方の漠然とした不安はなくなるのではないか？

※専門機関といっても、全ての障害について理解しているわけではない。それぞれのことを理解する上では、他分野の機関と話し合いを重ねていくことが必要。

※困った時には、手を貸すよ、借りますねというコミュニケーションがとても大切。

→困った時に「困った」と言える関係であるか？

生活の中で困ったといえる人がいるか？

質疑応答

- ・自閉症の人などが家族や近所から受け入れられていないときに、障害者の暮らしのしづらさについてどのように解消していけばよいか？（フロアより）

→藤井氏：本人の暮らしづらさを近所が感じているなら、お互いに歩み寄っていくことが必要である。家族が受け入れていくためには、近所から関係機関に相談をして家族を巻き込んでいくアプローチがよいと思う。

- ・通所施設などで働く職員により障害者の生活が左右されることもあるので、質を上げていけるようにしていければと感じている（フロアより）

③まとめ

- ・ 入居者の生活は様々だと思う。
- ・ 地域生活をはじめていく上では、住居の確保が第一歩であるため、不動産業者や住民と顔をあわせたことはよかったと思う。

4. 第9回千葉県障害者グループホーム講座（長生・夷隅・安房圏域）

テーマ：「想いを形に」～グループホーム開設に必要な6つのポイント～

（1）開催実績

【内 容】各地域に共通する「障害者」のくらしの課題について講座を開設し、市町村及び関係者の連携強化・問題の共有・解決方法を検討していく。
また、障害当事者にとってグループホーム等が有意義に活用される方策を考え、価値観を共有し、グループホーム等の質の向上と資源の創設を目指していく。

【主催・主管】千葉県（千葉県障害者グループホーム等支援事業）

長生圏域・夷隅圏域・安房圏域グループホーム等支援ワーカー

【共 催】勝浦市、千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会

【後 援】長生健康福祉センター、夷隅健康福祉センター、安房健康福祉センター
館山市、茂原市、鴨川市、南房総市、いすみ市、一宮町、睦沢町、長生村、
白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
安房圏域グループホーム等連絡協議会

【日 時】平成23年12月18日（日）12：30～15：00

【場 所】勝浦若潮高等学校 小講堂

【プログラム】

1. 開会

2. シンポジウム

「想いを形に」～グループホーム開設に必要な6つのポイント～

シンポジスト 汐田 千恵子氏

（特定非営利活動法人母里子ネット ケアホーム母里子）

中村 花江氏（特定非営利活動法人ねむのき ねむのきの家）

石井 達哉氏（特定非営利活動法人しゃくやく会 みなと）

コーディネーター 池口 紀夫氏（中核地域生活支援センター夷隅ひなた）

アドバイザー 庄司 俊介氏（海匝圏域障害者グループホーム等支援ワーカー）

3. 質疑応答

4. 閉会

【参加者】103名

（2）概要

①シンポジウム

1) シンポジスト：汐田千恵子氏（ケアホーム母里子 管理者）

○TVでの一面

子どもとはなれて暮らすことはありえないという親の気持ちを話していた

→親が何かあったときに生活していくことができるのか

○重度の身体障害者のケアホームを運営

→地域ネット（地域の活動）の中から生まれた

- ・作業部会（グループホームを創ろう会）の中で意見交換会を行っていた
- ・原点である

○話し合いの中で…

家族の思いを確認しあった

→当事者の思い・家での暮らし・体調との向き合い方・支援者とのつながりや見学などを通してイメージをつけてきた（夢をもつこと）

→支援者との意見交換会では、話をしていく中でホームの形だけにこだわってしまった。本気の話ってなんだ？→本人たちのお金の使い方は？

※本人たちに出ている年金を使えるのか？

父親と母親との意見の違いは？兄弟は？

※自立をどう考えているのか？

○ケアホーム立ち上げのきっかけは物件に出会ったこと！！

→しかし、世話人（働く人）が見つからないという課題もあり…

○地域とのつながり

→自治会とのつながり、あいさつまわり

○整備すること

→助成金の情報収集

○年中無休の運営

→どのように支えていくことができるのか

2) シンポジスト：中村 花江氏（ねむのきの家 管理者）

○グループホームとの出会い・きっかけ

- ・知的障害児入所施設での仕事より

→子どもたちにとっては通過地点であった。

→施設退所後の生活の場としてグループホームへ入居

- ・地域寮での生活

→施設の外での暮らし（地域での生活）

→地域で生活をしていたのに、成人になるとまた施設に戻らなくてはいけない現状

- ・親からの声

→退所後も生活を見てもらえることはできないかという話があったため、気持ちを受け止め、グループホームを立ち上げることになる

○グループホームが始まるまで

- ・卒園までの期日
 - 卒園の期日は決まっていたので、前に進むしかなかった現状である
- ・物件探しから申請書提出
 - 物件を探しに時間を費やしたことが一番大きかった
 - ※物件を探すのに1年以上かかった
 - 法人の立ち上げ、事業申請など何も知らないからやってこられた
 - ※物件を見つけてから法人の立ち上げ、事業申請を約半年間で行った

○小規模で家庭に近い生活の場「安心できる場を」

個々の支援ができるような建物になったが、より家庭の生活に近づければ

↓

構造や支援体制を変えるだけでなく、家庭という環境に変える必要性を感じた

※子ども達から、「今日誰が来るの」と毎日のように聞かれる現状であった

↓

地域寮として受け入れを行っていく（里親的なかわり方）

↓

同じ人、同じ場所という環境の中で、安心できる場となってくる

3) シンポジスト：石井 達也氏（グループホームみなと 管理者）

○開設のきっかけ

- ・平成7年～精神障害者社会適応訓練事業協力事業所として、就労支援を行う

↓

- ・就労支援利用者の施設の退所、生活の自立、孤独な生活環境等で住まいが必要と相談がある

↓

- ・平成16年社員寮の開設（2名の入居）

↓

家事のトラブルが増えてきたため、グループホームを立ち上げようと思う（支援センター、職親会などに相談）

○NPO法人設立から1年後の事業申請

→期間があいたため、グループホームについてしっかり話し合うことができた

- ・平成17年NPO法人設立
- ・平成18年グループホーム開設（社員寮2棟を定員4名のグループホームに変更）

○開設に向けて・・・

- ・力強い友人・知人の存在
 - 設置地域の友人、祭礼の仲間、学生時代の後輩などの関わりが力になった

- ・最強のパートナーの存在
 - 世話人として妻が協力してくれ、世話人を妻と二人で行う
 - 業務を分担しながら、運営等を行っていった（事務関係、送迎、生活関係など）
- ・最初は不安要素が多かった
 - 風呂は入るのか、家事はできるのか、心配は諸々。
 - ※一緒に風呂に入る等、支援をしながら生活している

○地域との関係

- ・暖かい地域の人々とのつながり
 - 支えられながら5年が経過、これからもつながりを持ちつづけていきたい
- ・生活支援から就労支援につなげていけるように関わっていく

②ディスカッション

コーディネーター：池口紀夫氏（中核地域生活支援センター夷隅ひなた所長）

- ・グループホーム等を作ること
 - ①地域のネットワークの一環として
 - ②地域の親と集まってグループホームへ→家庭から自立生活の場へ
- ・親が子離れすることについてどのようにかいくぐってきたか
 - 汐田氏：現在も子離れをひきずっているが、徐々に距離が取れてきている
 - 当初は重度だからと理由をつけて離れられなかった。

↓

東京の大先輩に重度自慢していてもしょうがない、と言われたことがきっかけで、どうあるべきかという話はやめようと思った
（重度・軽度で決めていくのはやめようと気付かされた）

↓

どれだけ周りに話していけるのかにかかっている

↓

とりあえず、一緒に進んでいこうと行動を始めていくこと。

- ・地域ネットの活動は具体的にどのようなことを行っているのか
 - 汐田氏：地域の福祉について参加していこうという人がゆるやかに集まって活動していた団体である（志のある人が集まっていた）
- ・このままでいてほしいという親のニーズをどう受け止めたか
 - 中村氏：親が元気なうちに、安心できる生活を求められたことが大きかった
- ・施設から地域生活に変わったことで環境がかわったか
 - 中村氏：地域寮と知的障害児施設との距離が近いこともあり、環境の変化はあまりなかったが、地域の人声かけ等は増えていった。
 - これからも生活を一緒にしていきたいと思っている
- ・地域とのつながりがどのように支えになっているのか

→石井氏：知人が入居者本人たちと知り合い、関わってくれたことで、その人の支援員になってくれたように感じる。また、周りの人たちが手助けをしてくれたことで、支えられてきたように感じている。

○フロアより質問

・入居者が身震いするような行動を起こした、とはどのようなことだったのか？

→石井氏：夜中に警察から保護したと連絡があり、迎えにいったことがあった。

※お金がなくなってしまったことが理由だったとのこと。

パチンコをやっていたため、生活保護担当者に怒られ、遠方まで逃げた。

入居者がいなくなってしまったことで、倒れてしまったり、事故にあったりしていないか、心配が絶えないことがいっぱいある。

・今後は、お金を払って家庭で支援者と生活をしていく暮らしも考えたいと思う。

→汐田：横浜の方でやっていると聞いたことがある。

制度ありきで考えると難しいことがいっぱいある。

誰とどこで生活していくかを考えていくことが、一歩だと思う。

どのようにしたらよいか、を本人と関わっている人たちとを考えていけるとよいと思う。

・仲間の世界をどうつくっていくか。また本人に合うグループホームをどのように探していくとよいか

→池口氏：支援学校では仲間と一緒にいても、卒業後は仲間との関係が途絶えてしまっているの、親だけとの関係から仲間との関係へ移る中で、グループホームに入っていければと思う。

・世話人はどのような人がなっているのか？採用基準はあるのか？

→汐田氏：まったく知らない人に世話人になってもらうことはできない。

信頼できるか、託せるのか見極めていく必要はある。世話人だけでなく他の職員（一番理解している職員）と一緒に支えている。

→庄司：サービス管理責任者の存在が重要であり、専門家となる

世話人には資格要件はないので、色んな人がいるのが現状だが、サービス管理責任者の人がどのくらい世話人をフォローしているのか確認するとよい。

・体験できるのか、どのような事業所なのか、など一覧表を作ってほしい

→池口氏：各圏域に配置しているグループホーム支援ワーカーが相談に乗り、情報提供をする。

③まとめ

アドバイザー：庄司 俊介（海匝圏域障害者グループホーム等支援ワーカー）

本人の思いを形にするために、どう考え実行していくか。

- 1) 話し合うことが必要（地域ネットでは2年間で20数回話し合いを持った）
 - どれだけつめて話していけるかが重要である。
 - 家族によって様々なグループホーム等の使い方がある
 - 家族のまとまりの中に、事業所をまきこんでいく
- 2) きっかけ【ターニングポイント】
 - きっかけは様々であるが、そのきっかけをグループホーム等の開設にどうつなげていくか
 - 代表者が中心となり、それに対してサポートしていくことが必要
- 3) 課題
 - 法人化を図るためには理事が必要となる。誰に担ってもらうか
 - 福祉以外の人も関わっていくことが運営等を考える上では必要となる
 - 事業展開・事業計画などをはっきりさせ、必要となる人物をまきこんでいくことが必要

5. 第10回千葉県障害者グループホーム講座（海匝・山武圏域）

テーマ：「地域生活の再認識」～地域の暮らしを考える～

（1）開催実績

【内 容】 グループホーム等で生活している人々を支えるサービス管理責任者、世話人とともに、地域での生活とその支援について考え、地域生活とは何かを再認識するきっかけとする。

【主催・主管】 千葉県（千葉県障害者グループホーム等支援事業）
海匝圏域・山武圏域グループホーム等支援ワーカー

【共 催】 千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会
千葉県グループホーム等連絡協議会海匝地区

【後 援】 海匝保健福祉センター 山武保健福祉センター
銚子市、旭市、匝瑳市、東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、
芝山町、横芝光町、匝瑳市障害者自立支援協議会、銚子市地域自立支援
協議会、旭市地域自立支援協議会、山武圏域地域自立支援協議会

【日 時】 平成24年1月12日（木）10：00～16：00

【場 所】 匝瑳市市民ふれあいセンター

【プログラム】

1. 開会
2. 講義「地域生活の再認識」
3. グループディスカッション「グループホームスタッフと考える」
4. 閉会

【参 加 者】 103人

（2）概要

①講義

「地域生活の再認識」～地域の暮らしを考える～

～グループホーム『下宿屋』における自己決定を支えるつながりづくりの実践から～

講師 牧野 賢一氏（社会福祉法人湘南福祉センター 下宿屋ホーム長）

米田 光晴氏（社会福祉法人湘南福祉センター 下宿屋入居者）

浅田 真弓氏（社会福祉法人湘南福祉センター 下宿屋入居者）

※下宿屋：ケアホーム、37人が入居している

※『地域生活』→2003年（平成15年）に制度改革（自立支援法：契約制度）により生まれた言葉

1) 当事者が語るこれまでの人生（米田氏・浅田氏）

※下宿屋では入居者が自分史をつくっている

浅田氏（略歴）

- ・大阪に生まれる。親に厳しく育てられる（暴力もあり）
- ・学校でもなじめず、友達の和を広げることがなかった
- ・高校の時期に施設に入所することになり、家庭から離れることで安心したが、施設内でも暴力や暴言をうけた
- ・就職するが、職場でもなじめることがなかった。一人であることが多かった。
- ・母親が亡くなったことで仕事をやめてしまう。
その後一人暮らしするも、お金が払うことができず、生活保護となる
- ・仕事を転々とすることもあり、ホームレスにもなった。
- ・精神科にかかり、入院をした。（自殺も考えたが怖くてできなかった）
- ・グループホームを紹介され、現在のグループホームに入居することになった
不安もあったが、周りの助けもあり、がんばっている。
将来は、一人暮らしができれば良いなと思っている。

米田氏（略歴）

- ・東京に生まれる。未熟児で生まれて、乳児院に入所して3歳まで過ごす
- ・16歳から入所施設に入所する（35年10ヶ月入所）
→仕事でミスしたり、警察のお世話になりかけたりしたため、家族に迷惑がかかるということで、入所施設に入ることになる。
- ・施設では、お金を自由に使えず、悪いことをするとビンタされ、食事が食べられなかったりした。
- ・施設長が変わり、体制も変わってきたこともあったが、自由ということ自分で作っていくことは難しかった。
- ・障害者の交流会で、下宿屋のことを知り、グループホームでの生活に憧れを持つようになった。
- ・施設を出て、グループホームに入居することを家族に話すと猛反対された
→自分で措置解除をして、グループホームに入居することになった（裁判にもなった）
- ・地域での暮らしがスタートしても、年金が自分で自由に使えず、後見人を利用する。また、施設での生活が長かったこともあり、社会常識が欠けていたことで、地域生活はとても厳しかった。
- ・地域の人たちとの挨拶に生活が支えられている。
- ・今後、大切なのは自分がどう生きていきたいか。みんなと触れ合いながら働き続け、生活をしていきたい。

2) 1.8→3.8：下宿屋入居者の区分の判定結果平均

(左が判定前の見た目での程度、右が実際に判定した時の区分の判定平均)

中・軽度といわれる知的障害のある人の最も深刻な障害は、見た目と実像との大きなギャップである

○知的障害のある人の最も大きな障害

- ・本当の声が届かない、届けられない
→特に軽度といわれる人は、言葉は話せるのに伝えられない
- ・発信力と受信力のバランス
→受信力が優位で発信がうまくできないので支障をきたしやすい
- ・「話を聴く、受け止める、伝える」という「精神的支援」
→いまだに福祉サービスでは専門性として確立していない
- ・当事者中心のつながりをつくる「問題解決支援」
→社会生活における関係支援という視点が確立していない

3) ひととは関係の中でしか自分を見ることができない 自己決定は「自他関係決定」

○30年以上入所施設で生活した2人の証人

- ・故オーケ・ヨハンソン氏（知的障害当事者の世界的リーダー）
→来日の際に、スウェーデンでの37年間の施設生活経験を語った。
「入所施設にいる間、私はIQ測定不能といわれていました」
「周りの人が全てを決めてしまうので、自分で考えることができませんでした」
「地域に移ってからは自分で考えることが多くなり、私の頭は働きだしました」
「人間は地域社会でこそ成長する。入所施設の中ではありません」
(『地域生活ハンドブックⅠ』『グループホーム』全日本手をつなぐ育成会, 1998)
- ・米田光晴氏（下宿屋入居者 元神奈川県施設利用者懇談会会長）
→福祉サービスを選べなかった措置の時代に、家族の反対を押し切って、自らの意思で35年間生活した入所施設から、地域生活を選択した。
「人間としてしなければならないこと、人間として常識を知ること、そういうことは入所施設では必要なかった」
「地域に来てからいろいろなことを知らない自分をはじめて知った」
(『もう施設には帰らない』中央法規出版, 2002)

○人は相手を鏡にして自分をみている

⇒自己決定は相手との関係の中に成り立つ

あおぞら せんげん まえぶん (本人活動勉強会資料より)

もし あなたが わたしだったら どうおもう
あなたも わたしも おなじ にんげん
でも あなたとは いっしょに すごせなかった
だから あなたは しょうがいしゃは してても
わたしのことを しらない

しせつにいると わたしのことも
わたしは わからなくなってしまう
しせつにいるから できないことを がまんしている
どうすれば いいのか いつも かんがえてる
だけど わからない

しゃかいに ても わたしは しょうがいしゃ
そう みられても とても かなしい
でも しゃかいには そんなきもちを
なぐさめてくれたり はげましてくれたりする ひとがいる
そんなとき わたしは ひとりでないと じしんがもてる

あおぞら せんげん ほんぶん (本人活動勉強会資料より)

だい1じょう しょうがいしゃ としてではなく ひとりの
にんげんとして みてほしい
だい2じょう ちいきで せいかつしたい
だい3じょう じぶんのことは じぶんで きめたい
だい4じょう じぶんのおかねは じぶんのために つかいたい
だい5じょう しょうがいに ついて もっとしってほしい
だい6じょう えんりよなく そうだんしたい

○障害者のまえにひとりの人であること

⇒受け止める関係と支援が必要＝本質的な自己決定支援

- ・ 本人の表現の衝撃力
- ・ 生きる力の共感力
- ・ 浅野氏：いじめられる原因は障害者であるからと感じていた
自分の中で、障害者ということがつきまとっている
- ・ 米田氏：軽度の人だと、いろんなことができる（問題を起こしてしまう等も含めて）ために、自己決定とはなんだろうと永遠の課題に感じている。

どこまでが自己決定で、どこを支援してもらうのかを選別していくのかは難しい。

4) 支援の方針と下宿屋について

○下宿屋の支援方針

1. 話を聴く・受け止める・伝える
2. 暮らしの安心と安定を支える→身近な誰かとの共感的関係をつくる
3. 地域社会への移動を支える
4. 地域社会との交流を支える→地域の中で多くの人との関係をつくる
5. 暮らしの自己実現を支える→地域の中で課題解決の役割が分担される
6. 地域社会への表現を支える→地域の中で課題が共有される

↓

障がいのある人のその人らしい暮らしの実現

すべての人が暮らしやすい地域・社会づくり

○「下宿屋」とはどんなところか？

→1997年に茅ヶ崎市内のアパートを借りて、3名の入居者よりスタート

※施設から就労した3名と居酒屋で飲み会を開いたのがきっかけ

⇒就労援助付グループホーム

→現在、5ヶ所30名+1名が暮らしている（制度名はケアホーム）

※入居者の中で子どもを育てながら入居している人もいる

→常勤職員は11人（補助金活用で+3名）→世話人基準は4:1（手厚い職員配置）

○「下宿屋」にはどんな人達がいるのか？

→療育手帳では、中・軽度の人たちが中心（平均程度区分は3.8）

62%の人は一般就労している

平均年齢は33歳（10年ほとんど変わっていない）

→入居前の所在は、入所施設3名・障害児施設2名・児童養護施設10名・親と同居7名・単身生活3名・他グループホーム2名・精神病院1名・矯正施設2名

○「下宿屋」で出会った「生きにくさ」のさまざま

1. 福祉とのつながりが無い、途切れてしまう人の「生きにくさ」
→地域社会から孤立し、家族が一手にかかえ、親の高齢化と共に親子共倒れ
2. 福祉や医療に長期間保護される人の「生きにくさ」
→社会から隔絶し出口の見えない保護の悪循環から、逃れなくなっていく
3. 家族から虐待され児童福祉施設に保護された人の「生きにくさ」
→児童福祉的保護から18歳で放り出され、社会からドロップアウトしていく
4. 犯罪を繰り返す人の「生きにくさ」
→矯正的保護から社会に放り出されて、犯罪を繰り返していく

○「下宿屋」が地域福祉コミュニティ拠点づくりのきっかけになる

1. 縁も所縁のない地域

→自治会や公民館活動へ参加⇒地域との信頼関係

2. 地域資源との静かな連携

→お互いに無理のない連携⇒持ちつ持たれつの関係

3. 新たな展開を地域に課題提起

→ボランティア団体や代表の個人が抱える課題との連携

4. 地域福祉コミュニティの拠点

→グループホームの建物が人の集まる場所になる

5. 福祉コミュニティビジネス

→家主が建物の家賃収益を地域活動に還元する仕組み

→入居者とグループホーム事業が地域福祉活動を支えている

※地域住民との関わりについて

浅野氏：知り合いになる人は少ないが、知り合いの人（常連のカラオケ屋の店員）に
会うと、気持ちが晴れ晴れする

米田氏：地域の人がどれだけ自分たちのことを支えてくれたかを感じる事が重要と
思っている

5)「下宿屋」における「関係支援」

○入居者の本当の声をきく

→入居前からの悩みがホーム入居後はどう変化したか

○暮らしの「関係性」から問題と課題を考える

○自己決定を支える本人中心のつながりづくりの実践

・その人なりの暮らしの「ひと」「もの」「こと」との関係を支える

1. 自分を表現してこなかった⇒精神的支援

2. 問題に直面してこなかった⇒問題解決支援

①多くの関係を実践することがなかった⇒関係確認支援

②新たな関係をつくりだすことがなかった⇒関係調整支援

③自分を知ることがなかった⇒自己同一化支援

○「下宿屋」がおこなう「関係支援」

1. 日常生活で相手との関係をつくるための支援

→本当の声を聞く・関係する人を交えての対話・グループワーク

2. 多くの相手（社会）との関係を広げるための支援

→日中活動・本人活動・サークル活動・講演活動

3. 自分を知るための支援（自己同一化支援）

→自分史をつくる・自分を語る

6) 「その人らしい暮らし」は関係によって変化する

→だから「地域の暮らし」とは何かを考え続けることが必要

○ひとの暮らしの展開（人生）を実践から考えてみる

→家族的な人の支え⇒生理的に満たされる、安心・安定が満たされる

→つながりの中の支え⇒自己欲求が満たされる

→家族以外の誰かの支え⇒関係欲求が満たされる

○暮らしを支える機能を実践から考える

→共感的関係・地域的役割・支援機能があり、その人らしい暮らしの実現

○「競争」と「共同」のゆるやかなバランスある暮らし

→「競争性」「共同性」のバランスが暮らしには必要

社会の現実のグラウンド、つながりが実感できるダッグアウト

※ホーム（ダッグアウト）をつくるのは地域の誰もができること

「ハウス」をつくること⇒社会的支援

（グループハウス⇒衣食住と介護の社会保障がある）

「ホーム」をつくること⇒地域的支援

（グループホーム⇒「自己決定」と本人中心の「つながり」がある）

地域的支援（地域生活支援）＝ハウスがホームになること

⇒障害者ではなく、ひとりの人として地域で暮らす

「自己決定」とそれを支える「つながり」をつくること

7) まとめ

浅野氏：入居者と地域の人たちとの関係は難しいなと感じている。

職員に当たってしまうこともある。うまい人間関係をつくっていききたいと思っている

米田氏：真剣に本人たちに向き合ってつきあってもらいたい。

支援していることをふりかえってほしい。

②質疑応答

・フロアより

→真剣に向き合ってかかわりを持っていききたいと強く感じた。

・フロアより

→世話人になって、1年位でグループホームの生活がまだ見えていないが、下宿屋の話聞いて、色々な生活があると感じた

・庄司ワーカー

→安心できる人、相談できる人は誰がいるか？

浅野氏：家族がいれば家族なのかもしれないが、今の生活であれば、下宿屋の職員や職場の職員やよく行くカラオケ屋のスタッフである

米田氏：身近な人だと思いが、近すぎると逆に何でも話せなくなるので、いい距離感のある地域の人が一番話ができる。

③グループディスカッション

「グループホームスタッフと考える」

コーディネーター：米田 光晴氏、浅田 真弓氏

アドバイザー：牧野 賢一氏

○コーディネーター・アドバイザーより

浅野氏…色々な意見があると感じた。ホームによってメリット・デメリットあるので、様々な意見を聞けることはよい。

これからも、職員に対して色々と話していきたい

米田氏…支援というのは、地域のつながりから始まるということを知ってもらいたい。立場によって意見は色々だけど、聞くことが必要であり、それを踏まえて地域との連携をしていってほしい

牧野氏…スタッフ（世話人）には、やりがいと孤独と責任があるので、働きやすい環境を作ることがとても重要である

本人たちは「本当の声」を伝えるのが難しい。スタッフが「声」を感じ取っていくことが必要。「つながる」ことで「本当の声」が聞こえてくる

6. 第3回千葉県障害者グループホーム大会

テーマ：「グループホームの充実を目指す」～実践・アイデアを共有しよう～

(1) 開催実績

【主催】千葉県・千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会

【共催】千葉市

【日時】平成24年2月7日(火) 12:30～15:30

【場所】千葉市文化センター 3階アートホール

【プログラム】

1. オープニングセレモニー

- 1) 開会挨拶
- 2) 主催者挨拶
- 3) 入居者発表

2. 基調講演「グループホーム等の質とは？」

講師 室津 滋樹氏（障害のある人と援助者で作る日本グループホーム学会 事務局長）

3. シンポジウム「グループホーム等における生活の質の向上について」

シンポジスト 齋藤 航二氏（社会福祉法人大久保学園 大久保学園支援課長）

押元 和宏氏

（特定非営利活動法人夕なぎ グループホームとみかわ世話人）

アドバイザー 室津 滋樹氏（基調講演者）

コーディネーター 荒原 寛治（市原圏域障害者グループホーム等支援ワーカー）

4. 閉会

【参加者】343名

(2) 概要

①基調講演

「グループホーム等の質とは？」

講師 室津 滋樹氏（障害のある人と援助者で作る日本グループホーム学会事務局長）

○グループホームの横のつながり

グループホーム制度が始まる前は、通勤寮や生活ホームなど小規模な住まいができていた。横浜では、独自でグループホームとして制度化していた。

※グループホーム学会とは…

グループホームのことを考えよる人が集まっている会である

（研究者だけの組織ではなく、入居者も含めて構成している）

1) グループホームの質の向上を

○グループホームが目指してきたもの

・普通のくらし→特別な暮らしでない、あたりまえの暮らし

- ・管理されない暮らし
- ・自分できめる暮らし→生活を自分で作っていく暮らし
- ・地域の中で障害者が固まるのではなく、地域の人と一緒に生活
- ・規模が小さいからこそできること

2) 地域にあるのがグループホーム

○地域の人と関わりあっていく暮らし

- ・いろいろな人と関わりあう…良い面も悪い面も含めて色々な人と関わる
- ・地域を変えていく…関わりあうことで、地域が変わっていく
- ・地域に支えられる⇒それがグループホーム

3) 基本は、小規模・少人数の地域の中の暮らし

○国（厚生労働省）が示してきた住宅の条件

- ・グループホームとして使用する住宅は、原則として一般住宅地内に位置し、その外観は一般の住宅と異なることのないよう配慮されていなければならない。また、住宅に、特別目立つ看板や表札等をつけることは好ましくない。
- さらに、数箇所のグループホームがかたまるようなことは避けるべきである。
(グループホーム設置・運営ハンドブックより)

4) 規模が小さいからこそできること

○4人、5人の小規模生活だから、できることは多い

- ・お風呂の順番、献立など、話し合っで自分たちで決められる規模である
- ・現実的に建物を確保する上で、この人数が丁度良かった結果でもある

5) 普通の暮らしを阻むもの

○グループホーム等の大規模化、集約化

- ・制度が変わり、20人で暮らすことも認められるようになった

○建築基準法・消防法の運用

- ・認知症のグループホーム（介護保険）で火災があり、対策として制度が厳しくなった。
- ・消防法では…施設扱い、建築基準法では…寄宿舍扱いとなり、法律によって住宅扱いでなくなってしまう現状がある

6) 障害者自立支援法になって

○1 住居2人から10人までが基準に

- ・2人で仲間と一緒に、夫婦での生活も希望により可能となる

○2 ユニットでも可能となる

- ・アパート・マンションで個室が数部屋あっても可能となる

→食堂等の共有スペースの部屋が必要

- ・10人2ユニットで定員20名の大規模グループホーム等もできつつある

→本来の小規模で普通の暮らしとはかけ離れてしまう

○入所施設からグループホームへの移行の過程で何が起きているか

- ・入所施設の施設内には建てられないが、跡地に建てることは可能
→地域の中での普通の暮らしという理念は失われている
- ・グループホーム等の制度を使って、特定の地域での居住形態が大規模化し、一箇所集約することも可能となっている
- ・入所施設の最低定員は30名であるため、グループホーム等の方が大規模になる場合もある
⇒グループホーム等にとって大切なのは、「地域の中の普通の暮らしの場」である

7) 建築基準法では

○従来の障害者グループホーム・ケアホームの建築基準法上の取り扱い

- ・戸建住宅を使った小規模なグループホームは「専用住宅」とし、規模が大きい建物は「共同住宅」もしくは「寄宿舍」とするのが一般的である
- ・国土交通省は障害者グループホームに対する用途上の取り扱いについては、自治体が判断すべきこととの見解
→自治体では建築部局等の情報交換機関である、日本建築行政会議の判断等を参考にしている。自治体間の取り扱いに差異がある

○グループホームの現場では

- ・新規に専門住宅を使用してグループホームを設置する場合や改築する場合、「専用住宅」から「共同住宅」もしくは「寄宿舍」に用途変更するように求める自治体が現れている
- ・「共同住宅」として建築されたものではなく、「専用住宅」をグループホーム等に転用する場合、寄宿舍並みの防火規定を満たす建物がほとんどない
- ・用途変更するように求められてもハードルが高く、現状の建物では用途変更できないことが殆ど

8) 質の向上をはかるために

- ・制度の不備を変えるための働きかけ
- ・法人や個人で努力できること
- ・グループホームの横のつながりで質を高めあうこと

9) 横のつながり

○東日本大震災で

- ・仙台では…法人内だけでなく、近くのホーム等と連絡取り合えると良い、との声が上がった。

→物品の調達やスタッフの対応などをホーム同士で支えあえる形ができる

- ・気仙沼では…一つの法人で一つのホームを運営することは、とても厳しい状態となったため、支えあえる体制が必要、との声が上がった。

→仙台では連絡会の立ち上げのための準備している

※新潟県中越沖地震でも、スタッフの行き来ができなくなり、孤立してしまったホームがあった。横のつながりをつくっていくことが必要

○横浜で起きた金銭虐待事件

- ・誰も見ていなかった
- ・実施機関はあまり来なかった
- ・相談機関は関わりがなかった
- ・団体には所属してなかった
- ・元居た施設は、退所後関わってなかった
- ・家族がいない人が多い⇒孤立をせずに他とのつながりが重要になる

○法人を超えて横とつながろう

- ・サービス管理責任者→悩みを抱えてしまわないように
- ・世話人→話し合うことで独りよがりにならない
- ・入居者→顔見知りになることがはじまり

⇒自立支援協議会や地域での連絡協議会などで横のつながりを作っていく

10) 質の向上のための横浜での取り組み

○連合をすすめる

- ・1 運営委員会 1 ホームの危うさ→複数のグループホームで一緒になる

○可能にする条件

- ・支援センターの役割→当事者同士で組織統合は困難

②シンポジウム

「グループホーム等における生活の質の向上について」

1) シンポジスト：齋藤 航二氏（社会福祉法人大久保学園 大久保学園支援課長）

○法人について

- ・設立 昭和 46 年 社会福祉法人大久保学園設立
グループホーム設立は、平成 3 年に最初のグループホームを開設
※現在 13 ホーム目を開設中

- ・定員 入所 108 名 通所 180 名 グループホーム等 65 名

○バックアップ体制

- ・車で10分圏内のところにホームを開設しているので、法人本部よりバックアップ体制をとれるようにしている

○ホーム紹介

①船橋・金堀ホーム

→学園で最初に建てられたホーム。学園の隣接地に開設
1階が船橋ホーム、2階が金堀ホーム。女性寮として使用

②三咲ホーム

→新しい住宅地域の新築のホーム。一戸建てで4人定員のホーム
部屋にはロフトあり、各部屋がとても個性的。女性寮として使用

③みどりが丘ホーム

→世話人の家をホームとして使わせてもらっている。
閑静な住宅地の真ん中に建っている。女性寮として使用

④みやぎ台ホーム

→大工さんが住んでいた家をホームとして利用。
間取りがとても個性的。女性寮として使用

⑤滝不動グループホーム

→1階をパン屋（授産施設）、2階をグループホームとした。
男性寮として使用

⑥大穴ホーム

→閑静な住宅街にあり、コンビニも近くにある。賃貸として使用
住民との関係を作るのに時間がかかった。男性寮として使用

⑦たかしま台ホーム

→大穴ホームの隣に建っている。大穴ホームを運営していた所、大家から使
ってくれないかと話しがあり、立ち上がったホーム

⑧市場ホーム

→電動シャッターや食洗機等、豪華な設備付き。
車で30分ほどの学園から一番遠いホーム。男性寮として使用
※ ホームでの暮らしている人の平均年齢は45歳

2) シンポジスト：押元 和宏氏

(特定非営利活動法人タなぎ グループホームとみかわ世話人)

○法人について

- ・設立：平成13年10月

(特定非営利活動法人「南房総精神障害者の生活を支える会」として

平成14年2月18日認証)

※南房総の精神保健福祉に関わるソーシャルワーカーが中心になり設立した

- ・法人名：夕なぎ

由来…「夕なぎ」とは、夕方に海風から陸風に変わる一時の無風状態のことを言う。そのことから、病気や障害を持つゆえに様々な人生を送っている人も、一時ふっと肩の荷を降ろしてのんびりできるような場でありたい、またこれから様々な人生に向き合っていく前に、ゆっくりと準備のできるような場でありたい、そのような思いが込められている。

○事業内容

- ①共同生活援助・共同生活介護一体型事業所

グループホームとみかわ（共同生活住居とみかわ・やまもと・なみふく）

- ②地域活動支援センターⅢ型事業所

オレンジハウス鴨川

- ③地域交流スペース

茶の間トミー

○地域との関わり

- ・地域の特性

→お寺を中心とした小さな地域、お隣同士のつながりがもともとあった

→地区の半数以上が高齢者世帯 頼られる存在に

- ・近所づきあいの始まり～常勤だからできたこと～

→畑仕事から隣近所とのかかわりを持った

→地域の役割…自治会の役等を行う

→主婦としての気遣い…近所との交流

※地域のおせっかい役として、積極的に関わっていった

- ・茶の間トミー

→トイレがない

→つかず離れずの距離…ホームと程良い距離があり、入居者の安心の場

→地域交流の拠点…サークル活動の場、お茶飲みの場として活用

3) コーディネーター：荒原 寛治（市原圏域障害者グループホーム等支援ワーカー）

- ・反対運動があった時の気持ちや感じたことについて、エピソードを。

齋藤氏：最初はOKであったが、途中で反対とされてしまった。

子どもたちが、障害者に対して失礼なことをしてしまうのではないかと
いうこともあり、反対となった。

悪いことをするのではないかと不安の声が多かった。

しかし、全面的に、OKというわけではなかったが、生活を始めることができた。

住民説明会について必要があるのか疑問に思うこともあったが、地域の

人が求めるのであれば行う必要があるのだと今は感じている

- ・積極的に受け入れてくれた理由は、具体的に何か？

押元氏：地域性もあると思うが、何となく受け入れしてくれている。

世話人の立ち位置が住民との関係に関わってくるのかとは思う

- ・グループホームを作ることが地域生活のきっかけになっていると感じるか

齋藤氏：説明会を行うことで、地域の声を聞くことができ、対応につなげることができた。きっかけになったと思う

- ・横のつながりが必要ということが基調講演で話にでたが、近隣とはどのような関わりがあるか？

押元氏：近隣とのトラブルは特にはない。むしろ、近所のトラブルの解決役になることがある

- ・他のホームとの関わりはあるか？

齋藤氏：現在はないが、必要性を感じているので、つながりができるようにしていければと思う。

押元氏：ホームだけのつながりでなく、地域全体として勉強会等に参加する等、つながりを持っている。ホームの世話人同士のつながりをもう少し持ちたいと思う。地域の勉強会はホームだけでの関係者ではないので、色々なつながりを持てる機会としてはよい

○フロアより質問

- ・新しいホームをつくる場合、建築基準法や消防法の基準を満たさなければならないのか

室津氏：消防法では、全てのホームが対象になり、障害の程度によって該当するかが決まる。建築基準法に関しては、一般住宅の場合は用途変更が必要となってくることもある。

(自治体・担当等によって変わることがあるので全てではない)

まずは、障害福祉の担当課に確認してから、建築基準法の担当課に回してもらおう方がよい。

- ・賃貸で借りる場合でも対象になるのか？

室津氏：賃貸の場合でも、建築基準法の用途変更を言われることが多くなっている。改修する上で、お金もかかってくる

- ・用途変更をせずにホームを始めていけるような打開策はないのか？

室津氏：グループホーム学会でもそれを打開できるように今動いている。

障害福祉担当課では知っていても他の担当課では知らないことが多い。

- ・世話人のあり方について、どのような対応をしているか

齋藤氏：週5日泊り込んでもらい、他の日は施設から職員を派遣する等バックアップ体制をとっている。

世話人が増えてきたので、世話人の研修等、世話人同士のつながりをもてるような体制にしている

室津氏：世話人にとって大変なことは、一人職場であることだと思う

自分以外のやり方を知ることができないため、それで良いのかと不安となることもある。その打開策として、泊まり込みの研修や交流会などを開催し、世話人同士のつながりがとれるような企画ができるとよい。

世話人は孤立しやすい状況におかれるので、交流会などの実施は有効である

荒原：世話人が常勤として働けることで、地域の人との交流が充実する。

また、世話人の交流や研修も行えるように、支援ワーカーとしても企画していけるような動きが必要だと感じた。

付 録

障害者グループホーム等支援事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、県内の障害者のグループホーム、ケアホーム及び生活ホーム（以下「グループホーム等」という。）のバックアップ体制を強化し、グループホーム等の量的拡充と質的向上を図ることにより、グループホーム等で暮らす障害者の生活の質の向上と、施設入所者、在宅障害者等のグループホーム等を利用した地域生活への移行を促進することを目的とする。

(事業の実施区域)

第2条 この事業の実施区域は、千葉県内（千葉市、船橋市及び柏市の市域を除く。）とする。

(事業の実施方法)

第3条 この事業は、県が広域的見地に立って事業を推進する観点から、障害保健福祉圏域ごとに県が実施する中核地域生活支援センター事業を受託する事業者又は同事業との連携が適切に行われるものとして同事業を受託する事業者が推薦する社会福祉法人等に委託して実施する。

(受託事業者の決定)

第4条 本事業を委託する事業者（以下「受託事業者」という。）の決定は、前条の規定による事業者からの実施協議書（別記第1号様式）の提出をもって行う。

(委託料の決定)

第5条 この事業の委託料は、それぞれの契約ごとに、予算の範囲内で知事が別に定める額と前条の規定による実施協議において受託事業者から提示される事業に要する費用の予定額とを比較していずれか少ない方の額とする。

ただし、事業の実施に当たり、特に必要があると知事が認める場合は、予算の範囲内で委託料の額を増額して決定することができる。

2 事業の実施後において、事業に要した費用が契約金額を下回った場合は、受託事業者は、その差額を返還しなければならない。

(事業の実施内容)

第6条 この事業を実施するため、受託事業者は、グループホーム等の運営その他グループホーム等の事業を支援する障害者グループホーム等支援ワーカー（以下「支援ワーカー」という。）を配置する。

2 支援ワーカーの配置方法は次のとおりとする。

- 一 支援ワーカーは、常勤、専任とする。
ただし、事業の実施に支障がないと知事が認める場合は非常勤とすることができる。
 - 二 支援ワーカーは、各種福祉施策に精通している者であって、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 社会福祉士又はそれに準ずる資格を有する者であって、障害福祉業務について5年以上の実務経験を有する者
 - イ 支援ワーカー業務について1年以上の実務経験を有する者
 - 三 支援ワーカーは、中核地域生活支援センターに配置する。
ただし、事業の実施に支障がないと知事が認める場合はその他の適切な場所に配置することができる。
- 3 支援ワーカーは、次に掲げる事項に留意して別表に定める業務を行う。
- 一 支援ワーカーは、県が設置する中核地域生活支援センター、市町村及び地域自立支援協議会と密接に連携を図りながら業務を行うものとする。
 - 二 支援ワーカーは、グループホーム等、障害児・者施設その他の障害福祉サービス事業所、医療機関その他関係機関等への定期的な訪問を通じ、業務を行うものとする。
 - 三 支援ワーカーは、公正、中立の立場から業務を行わなければならない。

(受託事業者の責務)

- 第7条 受託事業者は、事業の実施に当たり、県が設置する中核地域生活支援センター及びこの事業を実施する他の受託事業者と情報を共有し、常に連携を図るとともに、市町村、公共職業安定所、健康福祉センター、児童相談所、障害者相談センター、福祉事務所その他関係行政機関等と密接に連携を図り、事業を円滑かつ効果的に実施するよう努めなければならない。
- 2 受託事業者は、公正、中立の立場から事業を実施しなければならない。

(研修の実施)

- 第8条 この事業の円滑かつ効果的な実施に資するため、受託事業者は、支援ワーカーを県が主催する支援ワーカーの資質の向上を目的とした研修に参加させなければならない。

(相談・支援等の記録票の作成)

- 第9条 この事業の的確な実施を図るため、受託事業者は、障害者グループホーム等支援事業相談・支援等記録票（別記第2号様式）を作成しなければならない。

(秘密の保持等)

第10条 この事業の実施に当たり、受託事業者及び支援ワーカーは、職務上知り得た障害者及びその家庭等に関する情報の取り扱いについては特に留意するとともに、業務上の必要を除き、その秘密を漏らしてはならない。

(事業の実績報告)

第11条 受託事業者は、事業完了後、速やかに事業の実績を知事に報告しなければならない。

(書類の保管)

第12条 受託事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備するとともに、当該帳簿及び証拠書類並びに第8条に規定する書類を事業完了後、5年間保存しなければならない。

(従事経験の認定)

第13条 支援ワーカーに従事した経験については、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年9月29日厚生労働省告示第544号)に基づき定めた「サービス管理責任者の要件となる実務経験について」第1のキに該当するものとみなす。

(その他)

第14条 特別の事情により、本要綱によりがたい場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めによるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行し、平成23年度予算に係る事業から適用する。

別表（第6条関係）

項 目	実施業務の内容
○グループホーム等に対する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者（その従業者を含む）からの事業所の運営等に関する相談支援 ・利用者（その家族等を含む）からの事業所の運営等に関する相談支援
○グループホーム・ケアホームの新規開設支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に対する新規開設に関する提案 ・新規開設希望者に対する開設支援
○地域におけるグループホーム等相互の協力体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者相互の横断的機関（連絡協議会、設置者会、世話人会、利用者会等）の設置、運営（研修会等の開催）
○市町村、地域自立支援協議会、相談支援事業所等との連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者（その家族等を含む）からの相談に関する各種相談窓口への引き継ぎ ・市町村の事業者相互の横断的機関への参画の促進 ・事業者の地域自立支援協議会への参画の促進
○グループホーム等の事業に関する情報収集、分析、提供	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム等の空室情報、利用者からの利用希望情報の収集、提供 ・不動産情報その他グループホーム等の事業に資する情報の収集、分析、提供
○グループホーム・ケアホーム制度の普及、啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者グループホーム大会の開催 ・障害者グループホーム講座の開催 ・各種講演活動（県外活動を含む） ・各種広報活動（広報誌の発行、ホームページの開設、事業年報への寄稿等）
○その他、グループホーム等の事業の充実のため必要と認められる業務	<p>（内容については、そのつど県及び受託事業者において協議する）</p>

